

316-137

志於禮著禮

漢書國史記(五集)

上海古籍出版社

44.11.22

圖書

卷一十二第

墨

子下

牧野藻洲講

墨子國字解下目次

卷之九(承前)

非儒上第三十八(綱)

非儒下第三十九

卷之十

經上第四十附經說上第四十二

經下第四十一附經說下第四十三

卷之十一

大取第四十四

小取第四十五

耕柱第四十六

卷之十二

貴義第四十七

公孟第四十八

卷之十三

魯問第四十九

卷之十四

公輸第五十

備城門第五十二

備高臨第五十三

備梯第五十四(綱)

備梯第五十五(綱)

備水第五十八

備突第六十一

備穴第六十二

備蛾傳第六十三

卷之十五

備六十四(綱)

□□第六十五(闕)
 □□第六十六(闕)
 □□第六十七(闕)
 迎敵祠第六十八……………三三
 旗幟第六十九……………三三
 號令第七十……………三九
 棟守第七十一……………四五

墨子國字解下

藻洲 牧野謙次郎 講述

墨子卷之九(承前)

非儒上第三十八(闕)

非儒下第三十九

非儒は儒者を非斥するなり儒は柔也、術士之稱也、説文にあるが如く、もと寛柔にして人を教へて導に納るるを以て務めとなせり、班固の「藝文志」に儒家者流蓋出於司徒之官、助人君順陰陽、明教化者也、游文於六經之中、畱意於仁義之際、祖述堯舜、憲章文武、宗師仲尼、以重其言と云へるは、蓋し儒教の梗概を説明せる者にして、乃ち其の初めは周禮に載する如く師儒の職ありて、教學を掌りしを、周道の衰ふると共に、其道稍く人民に降り、孔子聖人の徳を以て其の位を得ず、退きて羣弟子を教授するに及んで、

儒者の名自然に之に歸し、遂に以て其の教の名となすに至れり、去れども其後ち世愈、遠く道愈、分れ、孔子の時、已に子貢を誡めて賜也女、爲君子儒、無爲小人儒(論語)と云はれしが、荀子に及んで、俗儒の陋弊を論じて、逢衣淺帶、解果其冠、略法先王而足亂世術、繆學雜舉、不知法、後王而一制度、不知隆禮義、而殺詩書、其衣冠行僞、已同於世俗矣、然而不知惡者、其言議談論已無以異於墨子矣、然而明不能分別、呼先王以欺愚者、而求衣食焉、得委積足以揜其口、則揚揚如也、隨其長子、事其便辟、事其上客、億然若終身之慶、而不敢有他志、是俗儒者也、と云へり、此等の言を推して、當時の儒者を考ふるときは、假令孔子をして再び生せしむるも、決して其の非行を不問に付すること能はざるべし、されば當時墨子が非儒の論ありたればとて、

固より深く怪むに足らず、亦未だ必しも此れを以て孔子の教を軽重するに足らず、然るに本篇は此を以て孔子を非斥したるは、元來儒墨の教相同じからざるよりして、遂に歴証して及べる者なるか、但其の事の孔子時代と相合はざる者亦尠からざるは、當時傳聞の異同あるに由ると雖も、吾終に墨子の爲めに誣妄の責を諱むこと能はざるを憾むるなり、本文に據れば、此の篇は上篇を闕き、但下篇を存するのみ、而して中篇は初めより無きが如し、他篇の必らず三篇あると異なり、王闢運は此無中篇蓋三墨皆無此篇後弟子附入而託言先有此と、其の説頗る鑿に近し、姑く録して一説となす、

儒者曰、親親有術、尊賢有等、言親疏尊卑之異也、其禮曰、喪、父母三年、其妻後子、三年、伯父叔父、弟兄、庶子、其戚族人、五月、若

の説を聞かざりしを、

【通釋】 儒者は曰く、親き血筋の者を親むには、各、續き柄によりて、其の加減あり、賢く徳ある者を尊ぶには、亦各、人柄によりて等差あり、是れ續き柄に對しての親疏、人柄に對しての尊卑に因りて、取り扱ひ方同じからざるを言へるなり、儒者の定めし禮に曰く、人死すれば、喪を服して哀悼の意を表するは禮なり、喪の禮は父母の死亡したるときは、三年の喪を勤め、妻や嫡嗣の死亡したるときは、亦三年の喪を勤め、伯父叔父、弟兄及び己が庶子には、期として一箇年の喪を勤め、戚族の人には五箇月の喪を勤むと、右の如く儒者の禮には定めたり、去れど若し單に續き柄の親きと、疏きとを標準として、喪を服する歲月の長きと短きとの數を定むることならば、自然に親き者は歲月が多くして疏き者は歲月が少かるべき筈なり、然るに今此の如く同く三年の喪となすときは、是れ己が妻や嫡嗣は最も親き父と同じき者となるなり、亦若し人柄の尊卑を標準として、喪を服する歲月の長きと短きとの數を定むることならば、右の如く爲すときは、是れ己が妻や子を尊ぶことは、最も尊き

以親疏爲歲月之數、則親者多而疏者少矣、是妻後子與父同也、若以尊卑爲歲月數、則是尊其妻子、與父母同、而視伯父宗兄而卑子也、逆執大焉、其親死、列尸弗斂、登屋窺井、挑鼠穴、探滌器、而求其人焉、以爲實在、則鷙愚甚矣、如其亡也、必求焉、僞亦大矣、

【大意】 儒者の喪葬の禮に就いて、其の悖逆と詐僞との罪を非斥す、孟子は墨子の教を駁して、墨子兼愛は無父也と云へり、今墨子は反りて儒者の喪禮を以て、妻後子を尊んで父と同じくす者と攻撃せり、憾むらくは當時の墨者此を以て孟子に質して其

父母と同等にして、而も己が尊屬親たる伯父若くは本家の相續たる兄を取り扱ふことは、己が卑き子即ち庶子の如くに見下ることなり、道理に逆ふこと孰れか此れより大ならん、尙ほ喪禮に付いて云へば、其の親が死するときは、當分遺體を陳らねたる儘にして、棺中に斂めず、高き屋根に登り、又は深き井戸を窺ひ、家屋の内外を驅け廻りて、鼠の穴や、洗濯器に至るまで、手を突き込みて見たり、探りて見たりして、亡き人が若しや居らざるかと求むることをせり、是れ實に笑ふべく惡むべき虚禮なり、若し以て亡き人が實に在りと思へるならば、其の鷙愚なるを甚だし、豈に笑ふべき者ならずや、如し其の人が眞に亡き者なるに、必らず之を求むることならば、其の到底探り當らざることを知りながら、斯の如く哀慕の外觀を粧ふことにて、詐僞も亦大なり、豈に惡むべき者ならずや、

【解義】 【親親有術】術は音「スキ」殺は音「サイ」にて音近くして其の意義も通ずと、王引之は云ひ、又中庸に云へる親親之殺、尊賢之等は、即ち此所の二句と同意味となせり、【言親疏尊卑之異】親疏は親親有殺に

就いて云ひ、尊卑は尊賢有等に就いて、公卿大夫等の如く爵位各差あることを云へる者なれども、墨子は専ら其の兼愛主義よりして、儒者の親親有殺の説を破りて、其の持論たる節葬論を佐けんが爲めに、親疏の方に就いて云へりと承知すべし。【妻後子三年】後子は嫡長の子なり、已に節葬論に見ゆ、【弟兄庶子共】其は期と同じ、十二箇月の喪なり、【戚族人五月】喪服を分ちて斬衰齊衰大功小功細麻の五等とし、父には斬衰三年、母には齊衰三年の喪を服し、大功は九月小功は五月細麻は三月の喪とし、上は高祖曾祖祖より下は孫曾孫玄孫に至り、及び旁系の諸親族まで、各親疏尊卑の等級によりて、喪の長短あり、最短を三月となす、今戚族人五月と云へるは、大概を擧ぐるのみ、戚は外族也、【視伯父宗兄而卑子也】叔父を云はざるは、伯父の中に包該せるなり、宗兄は本宗の嫡長なり、曾子問に見ゆ、而は如と通ず、卑子は即ち庶子なり、【其親死列尸弗斂】列は陳なり、尸は死體なり、斂は納棺のこと、禮に死二日而後斂とあれば、死後二日間は、猶未だ斂せず、故に列尸弗斂と曰ふ、一説に舊本に斂の字なければ、列は列の訛にして、列は崔莒な

り、不祥を掃ふべし、左傳の喪二十九年に、乃使巫以桃茢先祓殯とあるが如く、是れ尸に向ひ茢を以て不祥を祓ふことにて、弗は即ち祓と同字なりと解すれども、【禮記】の檀弓に、君臨臣甚以巫祝桃茢執戈惡之也とありて、茢を以て祓ふことは、尊者が卑者の喪に臨むときの式にして、此所には適當ならず、又喪禮に祓尸の事なし、故に今は取らず、【登屋窺井挑鼠穴探滌器】登屋は死者あるときは、屋上に登り北面し、衣を以て招きて、皋某復せよと云ふこと、士喪禮及び禮記の禮運に見ゆ、窺井以下の事は、禮經に見えず、挑は誘致すること、滌器は洗器なり、蓋し其の親死すれども、信せず、屋に登りて招き呼び、又井中を窺ひ、鼠穴滌器、皆幽深の者なれば、或は其の中に在らんことを疑ひ、之を挑探するなりと、戸埼允明、松崎慊堂は説けり、孫貽讓は窺井以下並喪禮所無蓋説語也と云へり、按ずるに禮記の間喪篇に求而無所得之、死者也、入門而弗見也、上堂又不見也、入室又弗見也、亡矣喪矣不可復見已矣、故哭泣辟踊盡哀而止矣とあり、本文の語疑ふらくは此類を極端的に言へるならん、【懸棺甚矣】懸も愚なり、懸愚とは莫逆正直な

るよし、
取妻身迎絺繻爲僕秉轡授綏
如仰嚴親昏禮威儀如承祭祀
顛覆上下悖逆父母父母下則
妻子妻子上侵父母事親若此
可謂孝乎儒者曰迎妻妻之奉
祭祀子將守宗廟故重之應之
曰此誣言也其宗兄守其先宗
廟數十年死喪之其兄弟之妻
奉其先之祭祀弗服則喪妻子
三年必非以守奉祭祀也夫憂
妻子以大負衆有曰所以重親

也、爲欲厚所至私輕所至重豈非大姦也哉

【大意】婚禮親迎の儀に就きて、夫の妻を過遇すること、父母に敬事すると同きは、親を卑待する所以なるを云ひ、以て儒教の孝道を説くは、自から矛盾するの非なるを論ず、孟子嘗て墨者夷之の其の親を厚葬するを譏りて、天之生物也、使之一本而夷子二本と云へり、今墨者をして言はしめば或は曰はん、儒の妻子に厚くして其親に同うするは、果して其れ本を一にする乎。
【通釋】儒者の定めたる婚禮に就いて云はん、妻を娶るときは、夫たるべき者は、自身親く妻たるべき者の家に迎へに赴きて、恭しく玄端とて黒色にして端正なる禮服を着け、馬車の御者となりて、轡を乗り妻たる女が車に上る時は、引きて車に上る綏を授けて、御者の役目を勤め、態度萬端の恭しきことは、宛かも子が嚴かなる親に對して御者の役を承け玉はるが如し、又婚禮の威儀の敬虔なることは、祖先の祭祀を勤るが如し、此の如く上下の秩序を顛倒反覆し、父

母に悖り逆らひ、父母を取扱ふことは卑下して妻子と同等にし、妻子を待遇することは上釣して兩親に事ふる道の範圍を侵し入り、父母と同等なるが如し、此の如き行爲は、之を親に孝なりと謂ふべき乎、儒者は之を辯護して曰く、夫が親く妻を迎へに赴くことは、己が妻なるが故に特に尊敬すと云ふにはあらず、妻は己と共に一家を相續して、祖先の祭祀を奉げ行ひ、妻が生みたる子は、將に己の後を繼ぎて祖先の宗廟を守り保たんとする者なるが故に、乃ち祖先に對して、之を尊重して右の如く爲すなりと、予作者は此の辯論に對して曰く、此れ全く道理を誣ふる言なり、若し果して祖先の祭祀を奉げ行ふが故とならば、今其の宗兄は、其の祖先の宗廟を守ること數十年の久しきにも關せず、死するるとき、之が爲めに喪を勤むること僅に一箇年の期の喪なり、兄弟の妻は其の夫に連れ添うて、其の祖先の祀を奉げ行ふ者なるに、僅かに散帶のみを着けて、喪をば行はず、左すれば妻子に限りて、兩親同様に三年の喪を行ふことは、必らず祖先の祭祀を守り奉ずるを以ての故にあらざらん、夫れ私愛私情に溺れて妻子を優遇することは、己に大

に罪累を負へる者なるに、又其の辭を文飾して祖先祭祀の事に託して曰く、此れ其の親を尊重する所以なりと、右の如くにして、己が至りて私する所の妻子を厚くせんが爲めに、至て重んずる所の父母を輕んずることをなすは、豈に大なる姦人にあらずして何ぞや、

【解義】【取妻身迎】取は娶と同じ、身迎は婿親から妻を其の家に迎ふるなり、「昏義」に父親醜子而命之迎、男先於女也、子承命以迎とあり、【絺襦爲僕】絺は玄と同じ、絺襦は即ち玄端にて、黒色の禮服也、玉篇に絺は黒衣也とあり、鄭玄曰く、端取其正也と、服虔は禮衣端正無殺故曰端と、「左傳」の昭元年に注せり、「淮南子」の齊俗篇にも、尸祝袴袂大夫端冕とあり、高注に袴、純服袂、黒齋衣也、即周官所云齋服即玄端也と云へり、亦以て絺襦の玄端たることを知るべし、【乘轡授綬】轡は馬の手綱なり、綬は「トリテ」と訓ず、車上に立ち、又は車に上るに把るもの、士昏禮に摺御婦車授綬とあり、【父母下則妻子】則是法なり、尊屬たる父母が卑屬たる妻子と同様になる故に、下則妻子と云ふなり、猶ほ下准妻子と云ふが如し、【妻之奉祭

祀】之は則の字と同義に用ふ、是れは妻則奉祭祀とあると同じ、左傳の僖九年に、東略之不知西則否矣とあり、晉語に華則榮矣實之不知とあるが如き、皆、則と之と互文に用ひしこと、王引之が經典釋詞に云へり、孫注に禮記の哀公問篇に、公曰冕而親迎不己重乎、孔子對曰、合二姓之好、以繼先聖之後、以爲天地宗廟社稷之主、君何謂己重乎とあり、墨子の非とする所は、哀公の問ふ所と相類すと云へり、【子將守宗廟故重之】同書に孔子曰、妻也者、親之主也、敢不敬與、子也者、親之後也、敢不敬與とあり、【奉其先之祭祀弗散】散は散帶なり、散帶は喪服の時に用ふ、故に喪服を着けざるを、弗散と云ふ、【夫愛妻子以大負衆】愛は優の本字にて、厚くすること、以は己と同じ、衆は累と同じ、偏に妻子に厚くするは、己に大に怨累を負ふことなるを云ふ、【有日所以重親也】有は又と同じ、

益窮達賞罰幸否有極、人之知力不能爲焉、羣吏信之、則怠於分職、庶人信之、則怠於從事、使不治則亂、農事緩則貧、貧且亂、倍政之本、而儒者以爲道教、是賊天下之人者也、且夫繁飾禮樂、以淫人、久喪僞哀、以謾親、立命緩貧而高、浩居倍本、棄事而安、怠傲貪於飲酒、惰於作務、陷於飢寒、危於凍餒、無以違之、是若乞人、羸鼠藏而羝羊視、賁、起君子笑之、怒曰、散人焉、知良

儒夫夏乞麥禾五穀既收大喪是隨子姓皆從得厭飲食畢治數喪足以至矣因人之家以為翠恃人之野以為尊富人有喪乃大說喜曰此衣食之端也

【大意】 儒者の天命を執りて人事を力めず、繁文虚禮を以て人を惑はし、親を慢り、怠傲遊惰にして、職事を務めず、徒に他人に依頼して、僅かに衣食することを述べ、以て其の國家に益なくして世に害あるを云ふ。

【通釋】 唯だ以上の事のみならず、又強ひて有命の説を執りて説き議して曰く、人の壽夭貧富、國の安危治亂は、もとより天命ありて一定すれば、或は損じ、或は益して、勝手次第に變易すべからず、身の窮困し或は上達して高貴の位に列り、賞譽を受け又は刑罰を被り、幸福あり不幸福あるとは皆助かすべからざる前定の理ありて、通常人の智力にて如何ともなすこ

内に納れ藏むるが如く、一生懸命になりて、其の目付きや態度は抵觸を好める牡羊の目付きの如く、去勢をなせる猪が起つが如く、強見を示すとも格別威あらず、怒り起つとも、特に張り氣なし、君子之を笑へば、彼れ儒者は怒りて曰く、汝ち如き無用の人物、何ぞ吾が輩の良儒を知らんやと、右の如く外は虚勢を示すも、實は甚だ卑屈たり、いざ吾は一つ彼れの假面を剥ぎ呉れん、一體彼れ儒者は夏季の間は麥禾の餘り物を他人に乞うて僅かに餬口をなし、秋に及びて五穀熟して收穫を畢へ、乞ふべき食物なきに至りては、他人の不幸喪禮を世話して、其の報酬に食物をもらひ、自己一人のみならず、子や孫も皆之に従ひて十分飲み食らひをなす、されば今茲に數箇處の喪禮ありて、世話をなして畢ふるときは、以て先づ己が欲望を致し極むるに足れり、右の如く全く他人の家に因みて肥ることをなし、又他人の田野を當てにして尊く威張ることをし、人の不幸を以て反りて己の幸とし、富人に喪事あるときは、乃ち大に悦喜して此れ衣食を得る端緒なりと云へり、嗚呼此の醜態、何ぞ彼の乞人が蠹鼠の如く藏して、羔羊の如く視、賁徒の起

と能はずと、さて右の如き説を多數の官吏が之を信ずるときは、勤惰によりて賞罰あることなしと思へば、己が職事を分擔して行ふことを怠り、庶人が之を信ずれば仕事をなすを怠らん、官吏が政事を治めざれば國家は亂れ、農民の仕事が緩慢になりて爲さざるときは、國家は貧しからん、國家が貧しく且つ亂るるときは、政事の根本に背き違ふなり、而も儒者は此れを以て道なり教なりと爲せり、是れ天下人民を賊ふものなり、且つ夫れ儒者は禮樂を繁く飾りて、外貌を粧ひ、面白き音曲を囀し立て、以て人の心を蕩し、又心にもなきに悲みを粧ひ久く喪を勤め、偽りて哀れを催はし、以て己が父母を欺き、天命を立て、何に事も自然の約束なりとて懶惰にして奮發心なく、食しきを左程に頓着せずして、早く氣樂にならんとも思はず、而も自から高く止りて、傲慢なる振舞をなし、政事の本に背き、職事を擲ち棄て、怠傲に安んじ、飲食を貪りて、仕事を作すことを惰り、其の結果身は益、困窮して、飢寒に陥り、凍餒の爲めに危きも、其の難義を避くる途なし、是れ其の醜態を形容すれば、宛も乞食の人が飲食を蓄ふることは、蠹鼠が食物を類

つが如く、唯だ食物を漁り食りて、適に虚勢を示すも、何等の實力の畏るべき感なき者と異ならんや、【解義】 【有強執有命】有は又と通ず、【幸否有極】否は不幸なり、極は中也、偏倚せずして相當の道理あることを云ふ、【繁飾禮樂】繁く盛んに禮樂を立派に組み立つること、【久喪僞哀以設親】設は欺なり、而高浩居浩居は、畢沅は傲倨と同じとなす、孫注は浩居と同じくして、晏子外篇には浩居に作り、孔子家語の三怨篇に浩居則不親とあるを、王注に浩居は簡略にして不恭なる貌と釋せりと云へり、兩説俱に通ず、【無以違之】違は避なり、【是若乞人蠹鼠藏】乞人は乞句なり、「コツジキ」と訓ず、蠹鼠は田鼠なり、「ウグロモチ」と訓ず、儒者の食物を得れば、之を口に煩張ること、田鼠の食物を己が頬内に裏藏する狀に似たるを云ふ、【而羔羊視賁徒起】羔羊は牡羊なり、賁徒は積冢と同じ、牡冢を殺と曰ふ、其の特を攻めて之を去るを積と曰ふ、是れ人に乞ふとは蠹鼠の食り藏むるが如く、而も一旦小利害に逢へば、忽ち怒視憤起すること、羔羊積冢の如くなるを云ふ、下文に云へる散人焉知良儒の語は即ち是れなり、【散人焉知良儒】散人は

散は冗なり、無用なること、散人とは無用なる人なり、是れ儒者より君子を誦りて云へるなり、良儒は儒者自から謂ふ、【夫夏乞麥禾】夏は田植の季節なり、是れ儒者は多く貧なるを以て、田植の季節に至るときは、麥禾の種を他人に乞うて僅に植付けをなすを得ることを云ふ、【大喪是隨】當時田家の喪、専ら儒禮を用ふれば、往て爲めに其の世話をなすなり、【足以至矣】至は致と同じ、又字の如く解して、一年の終に至ることを云ふと説く人もあり、【因人之家以爲翠】翠は驛と同じ、肥肉なり、腹一杯に肉を食ふこと、【恃人之野以爲尊】尊は樽と通じ、上旬の爲驛に對して、酒を蓄ふることにて、驛は食を云ひ、尊は飲を云ふとの説もあり、王國運等は此の説を取れり、亦以て一説とすべし、【此衣食之端也】端は緒なり始なり、是れ衣食に有り着く始めなるを云ふ、

儒者曰、君子必古服古言、然後仁、應之曰、所謂古之言服者、皆嘗新矣、而古人服之、言之、則非

くなる者はあらず、故に儒者の謂はゆる古言古服も、多年を歴る内に、自然に古言古服と爲りし者にて、もと皆嘗て新しき者なり、而して古の人は其の新しき言を言ひ新しき服を服したれば、古人は君子にあらずるか、若し然るときは必ず服は君子の服にあらず、言は君子の言にあらずして、後ちに始めて仁となすべきか、洵に儒者の言の如くんば、豈に矛盾の論ならずや、儒者又曰く君子は古人の爲せしことを繼述して、自ら創作せずと、作者予は之に應答して曰く、古へは羿と云へる人は、弓を創作し、仔と云へる人は、甲冑を創作し、奚仲は車を創作し、巧垂は舟を創作せり、右の如くなるときは、今時の革細工人や鍔匠車匠は盡く唯だ古人の爲せしことを繼述せる者なれば、皆揃うて君子なり而して古への立派なる發明者たる羿仔奚仲巧垂は、亦盡く己が力にて物を創作せし者なれば、皆揃うて小人なるか、左様なる道理はなき密ならずや、且つ其の上に現今儒者が繼述せる事柄は、其の初めは矢張り人が必らず之を作ることありて始まりしなり、然るに儒者の言の如く、循而不作を以て君子の道となすときは、古しへの創作せし人は、即

君子也、然則必服非君子之服、言非君子之言、而後仁乎、又曰、君子循而不作、應之曰、古者羿作弓、仔作甲、奚仲作車、巧垂作舟、然則今之鮑函車匠、皆君子也、而羿仔奚仲巧垂、皆小人邪、且其所循、人必或作之、然則其所循、皆小人道也、

【大意】 儒者の徒に古代を尊ぶことは、反りて古人の眞意に畔きて小人の道なることを云ふ、

【通釋】 儒者は又何に事も凡て古代を崇拜して曰く、君子は必ず古人の衣服を服し、古人の言辭を言ひ、然る後に始めて仁者と云ふべしと、作者予は之に應答して曰く、時代は新しきを經過して、後に古くなる者なり、何に事に限らず、皆最初より一足飛びに古

ち小人となれば、今儒者自身が述ぶる事柄は、皆小人の道を述ぶる道理なり、是れ己が他を攻撃しつつ、亦竟に被攻撃の中に入るものにて、眞に大矛盾の甚しき者ならずや、

【解義】 【君子必古服古言然後仁】仁とは、道徳ある人と云ふ意味なり、孝經に孔子の卿大夫の孝を論ずる言を載せて、非先王之法服不敢服、非先王之法言不敢言、非先王之德行不敢行とあり、墨子の嘗議する所は、蓋し此の類を謂へるか、【君子循而不作】循は述也と廣雅の釋言に見ゆ、論語に述而不作とあり、述は舊きを傳ふるのみ、作は創始なりと朱注に見ゆ、【古者羿作弓】羿は人の名、古しへの射師にて、始めて弓を作れり、【呂氏春秋】の勿躬篇にも、夷羿作弓とあり、此と同人なり、【仔作甲】仔一に杼に作る、即ち夏の禹王の後裔にて、帝杼と云へる天子なり、甲は甲冑なり、「史記」素隠にも系本を引きて、季杼作甲者也と云へり、【奚仲作車】奚仲は夏の時代の人なり、後漢書輿服志の劉注に、「古史考」を引きて、黃帝作車、引重致遠、其後少昊、黃帝の子時、祝牛、禹時、奚仲、祝馬とあり、此の説によれば、奚仲は始めて馬車を

造りし者にして、車は既に黄帝時代の作たり、孫注も之を取れり、【巧垂作舟】巧垂一に工倕に作る、堯の時の人、共工(工部)の官たり、【鮑函車匠】鮑は靴と通ず、柔革、工曰、靴と説文に見ゆ、函は甲なり、「ヨロヒ」と訓ず、鎧師なり、孟子にも函人の名稱あり、【皆小人道也】也は邪と同じ、詰問の語なり、

又曰、君子勝不逐、奔揜函弗射、強則助之、胥車、應之曰、若皆仁人也、則無説而相與、仁人以其取舍是非之理相告、無故從有故也、弗知從有知也、無辭必服、見善必遷、何故相與、若兩暴交爭、其勝者欲不逐、奔揜函弗射、強則助之、胥車、雖盡能、猶且不

さず、敵の敗軍に同情して物を施す者あるときは、我は其の輜重を助け、敢て奪掠をなさずと、作者予は之に應答して曰く、本來戦ひてふ者は、互に争ひをなすより起るなり、若し彼我共に皆仁人ならんには、最初よりして議論をして相互に取り組みて争ふことなし、何んとなれば、仁人は其の取るべく舍つべく、又は此は是にして彼は非なりと云ふ道理を以て、相互に告げ諭して、何等の故なき者は故ある者に從ひ、其の事を知らざる者は知れる者に從へばなり、又已に争ふべき辭なきときは、必らず服従し現在の行ひ方より、更に善きことを見るときは、必らず速かに其の方に遷りて決して我意を貫かんとせず、又執著をなさず、されば何の故にか人と相互に取り組みて争ふことを爲さんや、故に既に仁人と仁人の間なるときは、初めより戦争などは爲さざるなり、若し又彼我共に兩つながら亂暴なる者が交も争ふときは、其の勝てる者は不逐、奔揜函弗射、強則助之、胥車を欲し、我が所能の有らん限りを盡くすとも、其の事は元來暴人の柄になきとなれば、猶ほ且つ儒者の云へるが如き君子となるを得ざらんとするなり、抑も殘暴なる

得爲君子也、意暴殘之國也、聖人將爲世除害、與師誅罰、勝將因用儒術、令士卒曰、毋遂、奔揜函勿射、強則助之、胥車、暴亂之人也、得活天下、害不除、是爲羣殘、父母而深賊世也、不義莫大焉、

【大意】 儒者の戰に臨みて妄殺を誡むるは、仁道に似たるも、其の説は實際戦争に行はれずして之が爲めに反りて暴亂の人を討ち漏らし、世を賊害する不義の道に陥るに至るを云ふ、

【通釋】 儒者は又戦争に就いて曰く、有徳の君子は仁愛を以て本と爲せば我が軍勝ちたりとて、敵兵の敗れて奔る者を逐ふことをなさず、敵兵が鎧を脱ぎて仕舞ひ置くときは、弓矢を以て之を射ることをな

國に對して、聖人は將に世の爲めに害を除かんとし、師を興し誅罰をなし勝つときに當りて、將に因りて儒術を用ひて士卒に號令して毋逐、奔揜函勿射、強則助之、胥車と曰は、暴亂の人は之が爲めに活くることを得て、天下の害は永久に除かざるなり、是れぞ乃ち多勢の人が羣りて、父母を殘ひて深く世人を賊ふことを爲す道理なり、天下の不義は多くあれども、此より大なる不義はなし、

【解義】 【君子勝不逐、奔揜函弗射】 殺梁傳の隱五年に、伐不韙時、奔不逐、奔とあり、揜函弗射、揜は掩なり、函は甲なり、甲を免して之を掩蔽する者は之を射らざるなりと、諸葛翁は云ひ、戸崎松崎の二氏は揜函を被甲と釋し、被甲者は之を射ざるなりと云へり、又孫注には函は亟の訛にして猝なり、揜は困迫の義なれば、是れ敵が困急なるときは、君子之を射るに忍びざることなりと云へり、【強則助之、胥車】 強は降の訛にして胥は視なり、敵軍降りたれば之を殺さずして、車中に於て相見るなりと、諸葛氏は云へり、畢沅は強は施の訛なりと云ひ、松崎慊堂は胥は儲胥のことに、畜積を載する車なり、是れ敵の敗を患へて之に施す者ある

ときは、我は之が胥車を助け敢て奪掠せずして、爲めに力を協はせ之を挽くなり云へり、孫注は文に脱誤あるならんと疑へり、【若皆仁人也】若は此と同じ、此皆仁人也と云へると同じ、【則無說而相與】說は言説なり、而は以と同じ、與は如なり相與は相如にて互に對敵する意味なり、是れ則無說以相與とある文と同義にて、言説として相互に敵し争ふとなしと云へるなり、乃ち相敵し争ふべき價值ある言説なきことなり、【意暴殘之國】意は抑と同じ、

又曰君子若鍾擊之則鳴、弗擊不鳴、應之曰、夫仁人事上竭忠、事親務孝、得善則美、有過則諫、此爲人臣之道也、今擊之則鳴、弗擊不鳴、隱知豫力、恬漠待問、而後對、雖有君親之大利、弗問不言、若將有大寇亂盜賊將作、

く、君子と云ふ者は、譬へば鐘の如し、鐘は之を他より撃つときは、聲を發して鳴り、撃たざるときは聲なくして鳴らず、君子も他人より問ふことあらば、之に答へ、問はざれば答へずと、作者予は之に應へて曰く、夫れ仁人と云ふ者は、其の上の事へて、忠誠を竭くし、其の親に事へて、孝行を務め、君親たる者が善を得れば、之を頌美し、過ちあれば之を諫止す、此れ人の臣たる者の道なり、然るに今や儒者の言の如く、宛かも鐘の擊之則鳴、弗擊不鳴と云ふ様なることに、己が智の氣附きたるを隠し、力の出來得ることを見合して爲さず、冷靜無頓着にして、彼れより問へるを待ち、後に始めて口を開きて對へ、たとひ君親の大なる利益ありとも、彼れより問はざるときは、我より口を開きて言はず、此所に大寇亂盜の將に起らんとして其の切迫なるや、宛かも彼の鳥獸を掩取する具の機關が將に發動せんとすると同一なる場合、乃ち危機一髪の際に當りて、而も他人は其の事を知らず、自己のみ獨り之を知るとあり、乃ち己の言ふと言はざるとに由りて、非常なる利害得失の關係あるに拘はらず、己が親く事ふる君親と雖ども、亦他の人

若機辟將發也、他人不知、己獨知之、雖其君親皆在不問不言、是夫大亂之賊也、以是爲人臣、不忠爲子、不孝事兄、不弟友、遇人不貞、良夫執後、不言之朝、物見利便己、雖恐後言、君若言而未有利焉、則高拱下視、會噎爲深、曰、惟其未之學也、用誰急、遺行遠矣、

【大意】 儒者の沈默寡言を粧うて、其の實は利欲の心深く、國家の危難に際し、君父の困苦を見るも、忠愛の心乏しく、唯だ己が身に利と不利との關係によりて、言默進退を爲すことを排斥す、
【通釋】 儒者は又人に對し衆に接する道を説きて曰

人と共に皆不問不言の中に置きて、何に事も相談なきときは、氣附くとも言はず、是れを彼れは大亂の賊臣なり、是の如き心得を以て、人の臣となれば必らず忠ならず、子となれば必らず孝ならず、兄上に事ふれば悌友ならず、況く他人に接遇すれば必らず貞良ならざるなり、夫れ兎角に拘り執りて後邊にのみ居て、敢て意見を朝廷稠衆の前に言はず、さらば終に沈黙謙遜なるかと云はん、亦左にもあらず、乃ち物事の中に、苟も自己の身上に利便勝手なることを見るときは、唯だ己が辭の他人に後れんことを恐れ、先を争うて論辯を務むるなり、去れど君主が若し言うて而も未だ自己の身に利便なること有らざれば、高く手を斂め見下して相携はらざる粧ひをなし、殆んど喉口まで出づる辭を呑み込みて、奥深き模様を示し、詰問に對しては唯だ其れ未だ之學びすと云ひ、君は之を用ふること甚だ急切なりと雖も、己は君を遺棄して行き去ること遠し、乃ち遠く振り棄て去りて復た顧みざるなり、
【解義】 【君子若鍾】鍾は後世の鐘の字なり、【擊之則鳴】此亦本書の公孟篇に見ゆ公孟子墨子に告げし語

なり、「禮記」の學記にも善待問者如撞鐘叩之以小者則小鳴叩之以大者則大鳴とあり、蓋し是れ儒家相傳の語にして、墨子聞きて之を非せしなり、【隱知豫力】隱知は智の及ぶ所を隠くして示さざるなり、豫は「爾雅」の釋詁に、射厭也とあり、「アキイトフ」と、易の雜卦に謙輕而豫意也とあり、豫力とは力を怠りて出ださざるなり、俞曲園は豫は儲なり、其の力を儲蓄するなりと解せり、【恬漠待問】恬は靜安なること、漠は清なり靜なり、【若機辟將發】辟は驟の借字なり、爾雅に驟謂之驚、驚謂之驟、驟謂之擊、擊謂之擊也とあり、郭璞の説に今之翻車也、有兩轆中施罽以捕鳥と云へり、即ち鳥を捕ふる一種の機械なり、莊子の逍遙篇にも中於機辟死於罔罟の語あり、【夫執後不言之朝】拘執して人の後に居り、先づ進んで意見を朝廷に吐露せざるなりと、孫注に云へり、松崎懌堂は執後には猶ほ執雌の如し、此の句平常に就いて言ふ、執の字の上は、雖の字を加へて看るべしと云へり、執雌とは、物事を控目にする事、【物見利便己雖恐後言】物は事なり、雖は唯と通ず、是れ事物の中、苟も己が身に利便なるを見るときは、唯だ人の言に後れんことを

恐れて、速かに意見を吐くなり、懌堂は上句の平常に就いて言ふに對し、此の句は有事の日に就いて言ふと説けり、【高拱下視】拱は斂手なり、高拱は高く超然として手を出ださざること、【會噎爲深】會は噎と同じ、噎噎は咽喉蔽塞のこと、是れ口を杜ぎ聲を呑んで、何等の意見も吐かざるなり、正に上句に云へる唯恐後言と反對なり、【用雖急避行遠矣】避は退棄なり、君たる者己を用ふることは急なりと雖ども君を遺棄して遠く去るを云ふ、是れ墨子儒者を譏る語なり、夫一道術學業仁義也、昔大以治人、小以任官、遠施周徧、近以脩身、不義不處、非理不行、務興天下之利、曲直周旋、利則止、此君子之道也、以所聞孔某之行、則本與此相反謬也、【大意】道術學業仁義の行に、大小の異なるは、其の

人の位置境遇の然らしむる所と雖へども、畢竟は義理の正しきを踐み行ひ、天下の爲めに利を興し、凡ての事俱に利きに叶ふことは、君子の務むべき道なるに、儒者の開祖たる孔子の行は、之と相反するを云ふ、

【通釋】儒者の非議すべきは以上のとに止らず、夫れ同一なる道徳若くは學業若くは仁義の行なれども、其の身の位置境遇によりて、各、必ずしも盡くは相同じからず、乃ち大は以て上に立ちて人を治め、小は以て上に仕へて官職を引き受け勤め、遠きは恩徳を周徧に推し施し、近きは己が一身の行ひを修む、此の如く各、同じからざれども、畢竟義ならざれば處らず、理にあらざれば行はず、務めて天下の利益を興し、曲直周旋共に其の利きに叶ふを以て目的となし、其の目的に達すれば止りて他に遷り易らざるは、此れ君子の道なり、然るを今や予が聞きし孔子の行ひを以て之と比較するに、もとより此の君子の道と相反き違うて謬れり、彼の儒教は右の如く開祖の根本に於て已に謬れるとなれば、他の末流枝葉の徒が道に畔き理に悖る者あるは、復た何ぞ怪むに足らんや、

【解義】【小以任官】任は堪なり常なり、任官とは、官職を我が仕事となして引き受くるなり、【遠施周徧】周も徧なり、是れ恩徳を遠く四方に施して遺漏なきを云ふ、【近以脩身】脩諸本に循に作る、墨子の書脩循の二字互に誤る者尤も衆し、今改めて脩に作る、【曲直周旋】或は婉曲委細を盡くし、或は正直明白に行ひ、或は彼れ此れと周旋取り繕ふこと、【利則止】止とは、止りて遷り易はらざること、是れ曲直周旋共に利に叶ふを以て目的として進み既に進み達すれば、堅く守りて失はざるを務むるなり、【孔某之行】孔某は孔子なり、墨子の書もと孔丘(丘は孔子の名)之行と書せしを、後世の儒者、孔子の名を諱みて、孔某と改めしなり、齊景公問晏子曰、孔子爲人何如、晏子不對、公又復問、不對、景公曰、以孔某語寡人者衆矣、俱以賢人也、今寡人問之、而子不

對何也、晏子對曰、嬰不肖不足、以知賢人、雖然、嬰聞所謂賢人者、入人之國、必務合其君臣之親、而弭其上下之怨、孔某之荆、知白公之謀、而奉之以石乞、君身幾滅、而白公僂、嬰聞賢人得上不虛、得下不危、言聽於君、必利人、教行於下、必利上、是以言明而易知也、行明而易從也、行義可明乎民、謀慮可通乎君臣、今孔某深慮同謀、以奉賊、勞思盡、知以行邪、勸下亂上、教臣殺

君あり、其の賢臣の晏子と云へる人に問うて曰く、孔某の人と爲りは何如と、晏子默然として對へをなさざりしかば、景公又復た問ひしに亦對へず、景公悦びずして曰く、曩に孔某の事を以て寡人に語る人は衆多なり、俱に以爲らく孔某は賢人なりと、然るに今や寡人之を問ひしに、子(晏子)に於て對へざるは何ぞやと、是に於て晏子對へて云へらく、臣嬰は不肖にして賢人を知るに足らず、去りながら嬰は曾て聞きしとあり、謂はゆる賢人とは、他人の國に入る時は、必らず己が徳を以て感化し、務めて其の國の君臣の親みを合せて、益、篤からしめ、其の國上下の怨みを止めて、益、和らぎ睦まじからしむる者なりと、然るに彼の孔某は荆國に之きし時、其の臣白公の謀反を知りて、白公に奉げ與ふるに石乞と云へる人を以てして、其の勢を助け、爲めに楚の國君は幾んど滅びんとして、僅かに免かれ、白公は失敗して誅戮せられたり、臣嬰は之を聞けり、賢人は上たる者の信任を得れば、虚しからずして必らず實效あり、下たる者の心服を得る時は、安くして必らず危殆ならず、其の言君に聽き用ひらるれば、必らず善政行はれて人民を利し、其

君、非賢人之行也、入人之國、而與人之賊、非義之類也、知人不忠、趣之爲亂、非仁之類也、逃人而後謀、避人而后言、行義不可明於民、謀慮不可通於君臣、嬰不知孔某之有異於白公也、是以不對、景公曰、嗚乎、寡人者衆矣、非夫子則吾終身不知孔某之與白公同也、

【大意】 前文を承け、孔子の行爲が君子の道と相反謬するを擧げ、以て儒教の信するに足らざることを示す、以下三節大意皆同じ、復た一一説かず、
【通釋】 いでや此より孔子の行爲が君子の道に非ざることを説かん、昔し孔子と同時代に齊の景公と云へ

の教下に行はるれば、必らず良風成りて、上を利す、されば賢人たる者は、言は明白にして何人が聴くも知り易く、行は明白にして何人も亦從ひ易し、行義は國民に明かに知らしむ可く、謀慮は公平なれば君臣に共通して俱に聽かしめ用ひしむべし、然るに今や孔某は深く慮り周く謀りて、陰に人知れず手拔りなくして、賊臣を助け、思ひを勞し智を盡くして邪計を行ひ、臣下に勸めて君上を犯し亂だし、臣たる白公に教へて、君たる楚王を弑せしむ、是れ余く臣が曾て聞きし所に異なれば、賢人の行にあらざる、他人の國に入りて他人の賊臣に與するは、義ある仲間にあらず、人の君に叛くは、不忠なることを知りながら、之を促がし勸め亂を爲さしむるは、仁ある仲間にあらず、事を爲すに公然ならずして、人を逃れて後ちに謀り、物を議するに曖昧にして人を避けて後ちに言ひ、行義は私曲多ければ廣く人民に明かに示すべからず、謀慮は公平ならざれば、一味徒黨を除く外は君臣に共通しては言ふべからず、右の如き邪術姦計ある孔某なれば、臣嬰は彼の孔某が、果して謀反人の巨魁たる白公に異なることあるを知らず、是れ臣が曩に吾が君

の下問に接しながら對へざる所以なりと、景公之を聞き晏子に深く謝して曰く、嗚呼夫子は寡人に益を予へ玉ふこと澤山なりき、夫子にあらずんば吾は終身の問孔某の白公と同じき姦邪の人たることを知らずして止むなりと、

【解義】 【孔某之荆】荆は楚國の別號なり、孔子之荆は「史記」に據れば魯の哀公六年にあり、【知白公之謀】白公は楚の太子建の子なり名を勝と曰ふ、建は讒を蒙りて死す、勝奔りて吳に在り、後ち楚人召還して白邑(楚の地)に居らしめ、白公と謂ふ、白公は父の讒死を憤り、遂に兵を擧げて亂を作す、軍敗れて縊死す、是れ本文に謂はゆる白公之謀なり、事は「左傳」の哀公十六年に詳かなり、而奉之以石乞(奉は助勢として與ふるを謂ふ、石乞は人の姓名なり、「左傳」に據るに、石乞は白公の徒にして、尤も謀計に長せり、去れども孔子が石乞を白公に取り持ちし事は信すべからず、孫貽讓は「列子」の説符篇、呂氏春秋の精通篇「淮南子」の道應篇に、並に白公が孔子と問答をなせしを載せれば、或は因りて誤傳せしならんと云へり、【君身幾滅而白公僂】君身は楚の惠王(太子建の

盡世、弦歌鼓舞以聚徒、繁登降之禮、以示儀、務趨翔之節、以勸衆、博學不可使議世、勞思不可以補民、衆壽不能盡其學、當年不能行其禮、積財不能贍其樂、繁飾邪術、以營世君、盛爲聲樂、以淫遇民、其道不可以示世、其學不可以導衆、今君欲封之以移齊俗、非所以導國先衆、公曰、善於、是厚其禮、留其封、敬見而不問其道、孔某乃悲怒於景公、與晏子乃樹鵝夷子皮於田常

弟なる昭王の子)の一身を謂ふ、「左傳」に據るに、白公の兵王宮に逼り、惠王僅に昭夫人(昭王の夫人)の宮に逃れて免かるゝことを獲たり、去れども白公の亂は、魯の哀公の十六年秋七月にありて、孔子は是夏四月己に卒去せしかば、白公の亂固より孔子の知る所にあらず、且姑く墨子の言を取るべしとなすも、白公の亂は景公卒後十二年にありて、晏子の卒は更に景公の前であれば、固より預め白公の亂時の事を知りて論議する筈なれば、殊に辯誣の要もなきなり、孔某之齊、見景公、景公說欲封之以尼谿、以告晏子、晏子曰、不可、夫儒浩居而自順者也、不可、以教下、好樂而淫人、不可、使親治、立命而怠事、不可、使守職、宗喪循哀、不可、使慈民、機服勉容、不可、使導衆、孔某盛容脩飾以

之門、告南郭惠子、以所欲爲、歸於魯、有頃、聞齊將伐魯、告子貢曰、賜乎、舉大事於今之時矣、乃遣子貢之齊、因南郭惠子、以見田常、勸之伐吳、以教高國、鮑晏、使毋得害田常之亂、勸越伐吳、三年之内、齊吳破、國之難、伏尸以意術數、孔某之誅也、

【大意】 既に前節に述べたり、但孔子の行事を攻撃するに多少の異同あるに過ぎず、王闈運は此の文より以下は、記述する者傳聞の異なるに由れりと云へり、【通釋】 尙ほ又一事あり、孔某齊國に之きて景公に見ゆ、時に景公は孔某を悦び、封するに尼谿と云へる地を以てせんと欲し、晏子に相談せしが、晏子は異議

を唱へて曰く、不可なり、夫れ儒者は浩居と申して人を疎略に取り扱ひ、不謹慎にして而も自から許して道に順へる者となせり、以て下たる者を教ふべからず、音楽を爲し遊ぶことを好みて、人の心を淫し蕩らせば、以て親く人民を治めしむ可からず、天命の説を立て、物事の成否は、凡て天命にて定り居る者となして、人の盡くすべき事を怠る者なれば、職務を守らしむべからず、喪事を崇び大切にして哀みを久しくする者なれば、一たび親戚の不幸に逢ふ時は、萬事を放棄するが故に、民を慈愛して保んせしむべからず、機服勉容と申して高き冠りを頭に戴き、容ちは俯し目勝ちにて動作進退に敏ならざるが故に、衆人に先だちて導きをなさしむべからず、右は儒者の常弊なるが、今や孔某は容ちを盛に繕ひ、外觀を修め飾りて世間を惑ひ迷はし、琴を弾き歌を唱ひ鼓舞して學徒を招き聚め、堂上堂下を登降する禮式を繁雜にして儀則の正しき様子を示し、進翔の節と申して、小走り大走りに行進む加減を骨折りて、己こそ作法の心得ある者ぞと衆人に觀して、君子物識りなりとの虚譽を博するを務め、博く學びて居れども、只物識りと

云ふまでにして、實用には立たざれば、世の政を議せしむべからず、心思を勞して物事を考ふれども、迂濶にして人民を補ひ益すべからず、壽命を累ねて長生をなすも、學問複雑進りなければ、學び盡くす能はず、壯年にして身體元氣共に健康活潑なるとも、餘り事の繁雜面倒なれば、其の定めたる禮儀を實行する能はず、財貨を積み累ぬるも、餘り費用嵩まれば、其の欲する音楽を十分に満足ならしむる能はず、邪術を繁く手間を懸け飾り粧ひて、世上の國君を惑はし、盛んに音楽を囀し立て、愚昧なる人民を蕩らし込み、其の道は以て世上に示して模範となすべからず、其の學は以て衆人の師となり教へ導くべからず、右の如くなる者を、今や吾が君は之を大祿の地に封じ以て齊國の風俗を宜き方に移し易へんと欲し玉ふとは、人君として國民を導き衆人に先だち模範を示して教へを施し玉ふ所以にあらざる也と、景公曰く善しと、是に於て表面は孔某の禮遇を厚くし、其の尼谿に封する事を中止し、面會の時敬つて見え、而も其の道を問はず、乃ち外は敬禮を示せども、内は之を疎外せり、孔某乃ち心に悲り景公と晏子とに對して怒

り、乃ち鷓夷子皮と云へる人を、田常と云へる齊國の大臣にて謀叛を蓄へる人の家に周旋して入れて、田常が相談役たらしめ、又一方には齊の不平黨なる南郭惠子と云ふ人を尋ね、之に己が或る事件を目論見居ることを告げ、互に打ち合せをなして自分は、魯國に歸り平氣を粧うて、時機の到來を待ちけるに、頃らくありて齊が魯國を伐たんとするを聞き、孔某は門人なる子貢に告げて曰く、賜(子貢の名)よ兼て目論見居る大事を擧げんには、今の時に於てすべきなりと、乃ち子貢を遣はし齊に赴き、南郭惠子に因みて、其の紹介を以て田常に見え、田常に説き勸めて故らに當時最も強大なる吳國を伐たしめ以て吳國の兵を挑發して、齊國を撃たしむ、又齊の大臣貴族に鮑氏晏氏の二人あり、此等の者に教へて田常が亂をなすとを妨害することなからしむ、而して又一方に子貢をして越に勸め、吳が齊國に伐ち入れる空虚に乗じて、吳を伐たしめ、以て吳の師を齊國を亂だすに足る範圍内に制限せり、されども之が爲めに三箇年の内に、齊は吳に亂され、吳は越に伐たれて共に破れ、國家の難に、兩國の戦死者は非常なることにて伏し伏

れたる死骸は何億と云へる率を以て數ふるの多きに達せり、此の慘烈極まる禍は、孔某が自己一人の私忿を漏らさんが爲めより起りし者なれば、實に孔某の責めなり、嗚呼是れが乃ち儒者の開祖なり、
【解義】【封之以尼谿】尼谿は地名、未だ今の何地なるを詳かにせず、【浩居而自順】浩居は、簡略不恭の意なり、己に前に見ゆ、【宗喪循哀】宗は崇と通ず、孔叢子「史記」並に崇に作る、崇は厚なり、原喪は喪禮を厚くすること、循は遂なり、王注に循は遂の轉聲となせり、遂は哀を止まざること、【三年間】に三年之喪、二十五月而畢、若駒之過、際然而遂、之則是無窮也とあり、【機服勉容】機は危と通ず、危は高なり、服はもと衣冠の總稱なれば、危服は危冠と云ふが如し、勉は儼と通じて、儼は俯なり、是れ其の冠りは高くして、容ちは前に俯するを言ふなり、【脩飾以盡世】脩は修と通ず、盡は惑なり、【弦歌鼓舞】弦は絃と同じ、琴のこと、【趨翔之節】趨は疾走なり、翔は「禮記」の曲禮に、室中不翔とあり、注に行而張拱、曰翔と云へり、乃ち臂を張り伸ばして行くこと、【素善不能盡其學】素は累と同じ、是れ幾歳の壽命を累さぬるとも、容易

に其の學を卒ふると能はざるを云ふ、【以營世君】營は管と同じ、惑なり、【以淫遇民】遇は愚と通ず、「晏子春秋」には以淫愚其民に作る、されども本句は上句の繁飾邪術以營世君と對文なれば、愚民と做して看るべし、【以利齊俗】利は宜くすること、「晏子春秋」史記には移に作る、乃樹鴟夷子皮樹は樹立なり、「方言」七に燕之外郊、凡言置立者謂之樹とあり、鴟夷子皮を、田常の家に入れて用ひしむるを言ふ、鴟夷子皮は即ち越の范蠡が越を去りし後ちの改名なり、「史記」の貨殖傳に、范蠡變名易姓適齊爲鴟夷子皮とあれば、是れならんとの説あれども、范蠡が越王勾踐を輔けて吳を亡ぼせしは、孔子の歿後六年景公の卒後十七年にあれば、固より合はず、但「韓非子」及び「淮南子」の汎論訓、「說苑」の指武篇に鴟夷子皮の田常の黨たることを載せり、而して孔子と關係なきは固より論を俟たず、【南郭惠子】未だ何人のとなるを詳かにせず、「荀子」の法行篇にも南郭惠子問於子貢の文あり、楊注に未詳其姓名蓋居南郭因以爲號と云へり、【告子貢曰】子貢は孔子の弟子姓は端木名は賜と曰ふ、子貢は其の字なり、【以教高國

鮑晏】高氏國氏鮑氏晏氏は、皆齊の貴族大臣なり、孫注に「史記」の仲尼弟子列傳に、田常欲作亂於齊、憚高國鮑晏故移其兵欲以伐魯、孔子聞之使子貢至齊、說田常伐吳、又說吳救魯伐齊、與齊人戰於艾陵、大破齊師、越王聞之、襲破吳の事を載せるを引けり、【伏尸以意術數】意は億の省字なり、術は率と通ず、是れ伏尸の多きことは、億の率を以て數ふるを言ふ、戰死者の極めて多數なること、
孔某爲魯司寇、舍公家而奉季孫、季孫相魯君而走、季孫與邑人爭門闕、決植、孔某窮於蔡、陳之間、藜羹不糗、十日子路爲享豚、孔某不問肉之所由來而食、鴈、人衣以酤酒、孔某不問酒之所由來而飲、哀公迎孔某、席不

端弗坐、割不正弗食、子路進請曰、何其與陳蔡反也、孔某曰、來吾語、女曩與女爲苟生、今與女爲苟義、夫飢約則不辭、妄取以活身、羸飽則僞行、以自飾、汙邪詐僞、孰大於此、

【大意】 已に前に述べ、
 【通釋】 孔某魯國の司寇の官となりて刑罰を掌りし時、魯の公室の事を捨て置きて、専ら權勢家の季孫氏に忠義立てをなせり、季孫の主人魯君に相となりて、他國に出奔せし時、邑人と門の關木を争うて、開らく開らかぬと論判に及びしに、孔某は父の叔梁紇より遺傳せる腕力を奮ひ、季孫が爲めに決植と申して、門の旁柱を抉りて季孫をして逃れしめたり、是れ孔某は己が恩人の爲めには、其の官職を顧みずして、國法を破るも敢て辭せざるなり、孔某又嘗て諸國を游歴

して、蔡陳二國の間に困窮せしことあり、時に食物竭きて藜羹の中に米粒を、入るゝことをも能はざりしと十日の久しきに及び、門人の子路は氣の毒に思ひて、爲めに豚を烹て進めしに、孔某は其の肉の來歴が正しき者なるか否かを問はずして直ちに之を食へり、子路又他人の衣を剥ぎ奪ひ、之を代價に當て、酒を買うて進めしに、孔子は其の酒の來歴が正しきか否かを問はずして之を飲めり、其の後魯の哀公が、孔某を迎へて魯國に還せしとき、孔某は坐するに席が正しからざれば坐せず、肉の切目が四角に正しからざれば食はざりしかば、子路進みて孔某に其の疑惑を教へ、藜羹とを請うて曰く、夫子の今日は、何ぞ其れ前日陳蔡に困み玉ひし時と相違せるやと、孔某曰く汝來り進めよ、吾れは汝に語らん、曩に彼の陳蔡の間に入りしときは、生命甚だ危かりければ、吾れは汝と與に苟生と申して、何には兎もあれ生き延びんとをなせり、今日魯國に歸りて甚だ安穩なれば、苟義と申して何には兎もあれ義理堅きことをなすなりと、夫れ飢えて不自由なるときは、妄に物を取ること、辭せずして、一身の命を生き延ばし、盈ちて十分する

ときは、偽りて行を堅くし、以て自から外観を飾り繕ひて、世の虚名を博せんとす、其の人格の汚穢姦邪にして、行ひの詐偽なること、世間何に物か此の孔某より甚だしからんや、

【正義】「爲魯司寇」司寇は刑罰を掌る官なり、孔子魯の大司寇と爲りしこと、「史記」の孔子世家に見ゆ、【季孫相魯君而走】他の經史何れにも此の事見えず、詳かならず、【與邑人爭門關】關は門をとさし持つ横木なり「クワンヌキ」と訓ず、【決植】決の上疑ふらくは脱誤あらんと孫注に云へり、左もあらん、今但舊來の説によりて解すれば、決は決の本字なれども、此所にては決と通じ、決は擲と通じて、「ウガツ」又は「ホル」と訓ず、植は木を立て、戸の鏢を維持する者、「タテクワンヌキ」と訓ず、是れ季孫出でんとして、邑人と門關を争へるを、孔子來りて門植を掘り抜きて、季孫を縦ち去らしむるを云ふに似たり、孔子の父叔梁紇多力にして、偪陽の戰に、城の縣門發して兵士の出づる能はざりしに、門を抉して救ひ出だせし事、「左傳」の襄公十年に見ゆ、去れば、此の事訛傳して孔子の事となりしならんと、孫注は云へり、「淮南子」の

と同じ、

孔某與其門弟子間坐、曰、夫舜見瞽叟、就然、此時天下坂乎、周公且其非人也、邪、何爲亦舍其家室而託寓也、孔某所行、心術所至也、其徒屬弟子、皆效孔某、子貢、季路、輔、孔悝、亂乎衛、陽虎、亂乎齊、佛肸、以中牟叛、漆雕刑殘、莫大焉、夫爲弟子後生、其師必脩其言、法其行、力不足、知弗及、而後已、今孔某之行如此、儒士則可以疑矣、

道應訓にも孔子勸、約、國門之關とあり、主術訓にも孔子力招、城關とあり、【藜藿不糲】糲は米を羹に和したる者、即ち米と獸肉とを合はせて、餌となして煎たる者なり、「コナガキ」と訓ず、是れ食物乏しくして、羹の實は藜菜のみにて糲を用ひざるを言ふ、【子路爲享豚】享は烹の本字なり、【褌人衣】褌は衣を奪ふなり、【以酤酒】酤は沽と同じ、「カフ」と訓ず、買なり、【席不端弗坐】席の周く正しからざる時は、之に坐せざるなり、論語にも席不正不坐とあり、【割不正弗食】論語にも割不正不食とあり、皇疏に古人割肉、必方正、若不正、割之、故不食也と云へり、【墨吾與女爲荷生】荷は荷且なり、荷生とは、荷も以て生を得れば止むなり、王念孫は荷は荷と字形既に同じからず、即ち音「キョク」にて、亟と同じ、亟は急なり、是れ羹時は生を得るを以て急となすを言ふと解せり、今仍は前説を用ふ、【今與女爲荷義】爲荷義とは、荷も以て義を得べければ止むなり、王念孫は是れ今時は義を得るを以て急となすを言ふと解せり、【臆他則僞行】臆は盈なり、盈他の字は左傳の僖公二十八年にも見ゆ、此所にては、上句の飢約と對して言へるなり、【汗邪詐僞】汗は汚

【通釋】孔某又嘗て其の門弟子と間坐せしとき昔し舜帝は父の瞽叟を見て、其の容ちは蹶然として縮み恐る、模樣あり、此の時舜は子なれども君たり、瞽叟は父なれども臣たり、子を以て父を臣とし、倫理の教と國家の政と自然に衝突矛盾の觀あれば、爰々乎として不安の情態なりと曰ひ、又昔しの周公名は旦と曰へる聖人を、其れ仁者にあらざるか、仁者は人を愛すべき筈なるに、何んすれぞ己が都合勝手のみを計りて、其の家室妻子を捨て、遠き東土に託り寓りしかと曰うて、舜及び周人の事を譏りて批評せり、孔某の所行や心術の至る所は、其の一派徒屬弟子皆同く其の師孔某に效へり、孔某の弟子子貢、季路の二人は、衛の臣孔悝を輔けて衛國に亂をなし、陽貨は齊國を亂だし、魯の佛肸は中牟の地を以て、其の君に叛き、漆雕は刑罰に處せられたり、孔某の人を殘ひ世を迷はすや、天下此れより大なることなし、夫れ人の弟子後輩と爲れば、其の師たる者に對しては、必らず師の言論を學び修め、其の行爲を法とし行ひ、己が力量足らず、知慧及ばずして、後に始めて已むものにして、先づ力や知を有らん限りを盡して、言行を修め法

となすが、師弟間の常態なり、然るに今や孔某の所行が上に叙づるが如くなるときは、其の弟子後輩たる儒士の言行の如何は、以て疑ふべし、誠に如何敷次第にて、何ぞ以て一世の風教を維持し、人の模範たるべき者ならんや、

【解義】「夫舜見瞽叟就然」瞽叟は舜の父なり、瞽は無目なり、「メシヒ」と訓ず、叟は長老のこと、舜の父目はあれども、頑冥にして好悪を分別する能はざるより、時人呼びて瞽叟と曰へり、就然一に蹴然に作り、又蹙然に作る、恐縮して自から安んぜざる様子なり、是れ孟子の萬章篇に成丘蒙の間を載せて、舜南面而立堯帥諸侯北面而朝之瞽叟亦北面而朝之舜見瞽叟其容有蹙と云へるが如く、舜天子たれども、其の父瞽叟が臣位に就けるを見て、自然に恐縮不安の模様あるを言へる也、【此時天下圯乎】圯は危なり、一に岌に作る同じ、孟子に又成丘蒙の間を載せて、孔子曰於斯時也天下殆哉岌岌乎とあり、乃ち臣を以て君を臣とし、子を以て父を臣とすれば、人倫乖亂して天下將に危からんとするを言ふなり、去れども此の言は、成丘蒙が不識此語誠然乎哉と質せしに、孟子は

否認して曰否、此非君子之言、齊東野人之語と曰へるが如く、もと誣妄の言取るに足らず、説は孟子に見ゆ、【周公且其非人乎】且は周公の名なり、人は仁と通ず、【何爲舍方家室】方は其の古字なり、周公攝政の時、管仲蔡叔の讒を蒙り、嫌疑を避けて、東方商奄の地に居れり、故に孔子其の一身を潔くせんが爲めに、家室を捨て、妻子の憂を顧みざりしは、不仁なる所行なりと譏れりと、墨子は云へるなり、孫注に本書の耕柱篇に、周公且辭三公東處於商奄とあるは、即ち此の舍其家室而託寓の時なりと云へり、去れども此れ又戰國流傳の語にして孔子の眞實なる語にはあらず、【子貢季路】子貢已に上に見ゆ、季路は仲由のこと、字は子路一に季路と云ふ、孔子の弟子なり、【輔孔悝】孔悝は衛の大夫なり、衛の太子蒯聵、其の父靈公の夫人南子の淫亂なるを憤り之を殺さんとす、事敗れて出奔す、靈公卒し、國人蒯聵の子輒を立つ、蒯聵衛に歸る、輒之を禦ぐ、孔悝の母は蒯聵の姉なるを以て、悝を劫かして之を助けしむ、季路時に悝の邑宰たり、悝を救はんとして、蒯聵の黨の爲めに殺さる、事は「左傳」並に「史記」の仲尼弟子列傳に見ゆ、子貢の

如し、亦弟子のこと、本書の耕柱篇にも亦後生の字面あり、

總評

古來儒を詬る者、多く莊子の盜跖篇を言ふ、其の説跖が孔子の道徳を談じ、文辯を飾り矯言僞行して、天下の人主を迷惑し、富貴を求めんと欲するを叱罵するに假り、以て世儒の外は君子を粧うて内は小人の行たるを攻撃するに外ならず、其の言淺薄にして別に論議を勞するに及ばず、後世或は疑うて假託の作となす者亦少からず、今墨子の非儒篇を觀るに、自から彼篇と其の撰を異にする者あるを覺ゆる也、乃ち其の梗槩を説かんに、先づ親親有術尊賢有等の二語を擧げて、儒者の根本宗旨を標出し、而して後に他の尊屬戚親を含み、獨り其の妻のみ子のみに厚くし、父母と同視して、三年の喪を服するは、是れ倫理を顛倒して悖逆の甚しき者なるを云ひ、次ぎに其の親死すれば虚情僞哀を扮して、兒戯に等しき所業をなすの詐僞たるを、婚禮親迎の過恭なるは、反りて其の妻を上侵せしめて父母に抗禮せしむる所以なるを論じ、爲欲厚所至私輕所至重と云うて、貶すに大姦を以て

事は詳かならず、恐らく亦一時の謾語ならん、【陽貨亂乎齊】陽貨は人の姓名にして、魯の大夫なり、「論語」の陽貨篇に陽貨欲見孔子の章あり、去れども孔子の弟子にはあらず、辯は「孔叢子」の詰墨篇に見ゆ、【佛胥以中牟叛】佛胥は晋の大夫趙簡子の邑宰なり、中牟は地の名、「論語」の陽貨篇に、佛胥召子欲往子路曰佛胥以中牟畔子之往也如之何とあり、去れども此亦孔子の弟子にはあらず、【秦彫刑】秦は漆の正字なり、漆彫は姓にして、名は詳かならず、「論語」の公冶長篇に子使漆彫開仕の章あり、「史記」仲尼弟子列傳に、漆彫開の外に、漆彫彫、漆彫徒父の二人あり、此所の漆彫は未だ何人なるを審にせざれども、論語の所載を以て推すときは、蓋し漆彫開にはあらざるべし、【殘莫大焉】殘は賊なり、「ソコナフ」と訓ず、畢注は「孔叢子」に漆彫開形殘とあるを引きて、上句の秦彫刑を殘と連らねて、秦彫刑殘の四字を一句になし、本句の莫の字の上に脱字ありとなせども、王國運は秦彫刑を句とし、殘を下句に屬せり、按ずるに孔叢子もと後人の僞託なれば、未だ深く據るに足らず、今王説を用ゆ、【夫爲弟子後生】後生は後世の後輩と云ふが

し、以て其の常に標榜宣言せる親親尊賢の宗旨に齟齬矛盾せるとを云へり、次に又彼の有命論を以て儒者の唱道となし、其の天命を過信し人事を輕忽にするより、天下國家をして儉貧窮得て救ふべからざる患を醸生する大罪を詰責し、己僅に他人の餘食を乞食して生活を營みつゝありながら自から高く浩居して、世人を卑視するの憎むべく憐れむべきを説き、徒に古を尊び今を鄙み、進取發展の氣象に乏しくして、唯だ保守退嬰のみ是れ務むる陋習の笑ふべきを云ひ、戰陣に臨みて煦々の小仁を悦び、攻守の大計を誤り、反りて暴亂の人を助けて父母を殘害する愚舉を演ずるに至るを説き、又其の常に口を君子若鍾擊之則鳴弗擊不鳴の言に藉りて、人の臣子となりては得善則美有過則諫は當然の道なるに、知を隠くし力を惜みて、彼れ問はざれば對へず、君父の大難あるも、袖手傍觀して一言の救をなさず、而して一旦僅に己が身上に關する事に至りては、區々の小利害も、先を争うて論議し、唯だ他人に後れんことを恐れ、一たび何等損益の己に關係なき者に至りては、惟其未之學也の一語を以て、冷淡顧みざる醜態を捕捉

し來りて、儒者の攻撃をなせしは、亦頗る善く千古俗學小儒の心膽を照破し、人をして拍案呼快の感あらしむると共に、又其の秦鏡明靈の異なるに驚かしむ、而して昔の道術學業仁義の徳は、人を治め官に任じ、遠きは周徧に施し、近きは一身を修め、以て君子の道となす者なるに、今や傳聞の説を信ならしむれば、孔子の行は、本と此と相反することとて、齊の景公晏子君臣の孔子觀を舉げ、又孔子が田常に叛亂を勸め權臣季孫に阿黨し、苟義偽行を飾りて、其の君を欺き、古しへの聖人を誣毀するを觀れば、其の所行の邪にして心術の正しからざるや掩ふべからず、而して弟子後生は、必らず其の師先輩の言行を模範儀表として未だ及ばざる者なれば、開祖宗師として仰景する孔子にして、既に然りとすれば、況や其の末輩門派たる他の諸儒の取るに足らずして、世の害たるは亦推して知るべきを以て、一篇を綴結し、深く非儒の主旨を段分節析して論述せり、蓋し之を莊子の盜跖篇に比するに其の攻むる者己に戰ふに足りて、守る者亦防禦の力を費すの價あるを覺ゆるなり、「荀子」に非十二子篇あり、「韓非」に顯學篇あり、共に當

時の學弊を論議し、而して韓非は又儒墨を併せて攻撃し、人を惑はし國を亂れば用ゆべからずとなせり、論旨の是非得失は姑く之を置き、墨子の本篇と互に參觀すれば、亦以て戰國時代學問の風潮、其の果して如何なる情態にありしかを知る可きなり、

文評

親親有術尊賢有等とし、親疏尊卑の異なるを以て教を立て政を爲すは、儒教の宗旨なるに對して、妻子の喪に厚くし、父母と同等となすは、既に逆理なるを云ひ、又其の親を喪するに慳吝なるをなし、虚偽の大なるを云ひ、婚禮親迎の妻に對して過恭なるは、亦父母に事ふると同等にして、尊卑の禮なく、其の親を侮辱するものにして、孝行にあらざるを云ひ、又口を共に宗廟を守り祭祀を承くるに藉りて、妻子を偏愛するの理由なきを云ひ、以て其の大姦なることを論じ、其の一家の内に於けるや、言行互に矛盾せるを識る、是を第一段となす、而して其の中又三小段に分つ、次に有命の説に據りて、吏職民業に怠れるが上に、禮文を飾り偽行を粧ひ、外に對して傲慢なるに拘らず、游惰貧窮にして、他人の憐を乞ひ、僅に衣食の

計を立つるを得るが如き臍甲斐なき者なると、徒に古人を崇拜して後人の自から勉むべきを知らず、戰爭勝敗の決に臨みては、徒に博愛を説きて敵を縦るし機を誤り、反りて天下の亂人暴徒を助けて、善良の民を苦しめ、竟に己が父母を賊害する愚舉に陥るとを云ふ、是れを第二段となす、君子若鍾の一喻より説き來りて、儒者の事を知り禍を慮るも、君主若しくは相臣等より問はざれば、敢て言はざるは、一理あるに似たれども、其の一たび己が利害に關繫するところあらば、俄に態度一變して、唯だ言論の人後に落ちんことを恐れ、事物の己に痛痒を感ぜざるに逢へば、君主の問あるも、一切未だ嘗て學ばざるに託して遠く遺棄して顧みざるを云ひ、以て儒者の國家に於けるや、無事有事の日を通じて、無益有害の徒たることを識る、是れを第二段となす、道術學業仁義の行は、大は天下を治め、小は一身を修むるは君子の道なるに拘らず、孔子の行は之と反謬することを説き、景公晏子の問答の語と、孔子が齊魯二國に於ける公私の事を以て之を立證し、以て宗師たる人にして、既に己に此の如くなれば、況や門流末輩の徒が、君子の道に反謬

して論ずるに足らざるは知るべしと推斷し、以て儒者の深く非斥すべきを曰ひ、其の局を結ぶ、但他の每篇は多く是故子墨子曰云々の語を用ひて結ぶを通例となせるに、此の篇は之を闕けり、或は疑ふ此れ全文にあらず、必らず終局の語を脱せしならんと、姑く一説として録存す、

存異

【喪父母三年】舊本に年の下に其の字あり、畢注讀んで期とす、今孫校に據りて削る、【而視伯父宗兄】舊本に視を親に作る、今孫校に據りて改む、【列尸弗斂】舊本に斂の字なし、今王校に據りて補ふ、【桀禡爲僕】舊本に桀を祗に作る、今王校に據りて改む、【父母下則妻子】舊本に父母の二字なし、今孫校に據りて補ふ、【儒者曰迎妻】舊本に儒を傳に作り、曰の字なし、今俱に畢校に據りて改補す、【吏不治則亂】舊本に吏の字なし、今王校に據りて補ふ、【倍政之本】舊本に倍の字なし、今孫校に依りて補ふ、【是賊天下之人】舊本に賊を賤に作る、今王校蘇校に依りて改む、王闔運曰く、殘に作るべしと、亦通す、【繁飾禮樂】舊本に樂の字なし、今一本に據りて補ふ、【是若乞人】舊本に乞人を人氣

りて、下の易の字なし、今王校に據りて改む、【非仁之類也】舊本に非仁義之也、畢注に脱字ありとなす、王闔運は非仁之義也に作る、亦妥當ならず、今意を以て改む、或は疑ふ上句の非義之類也の類と復すと、去れど本文既に言聽於君必利人、教行於下必利人と云ひ、是以言明而易知也、行明而易從也の如き、皆利の字明の字易の字を重複すれば、何ぞ獨り本句を怪まらんや、【博學不可使議】舊本に博を儒に作る、今畢校に據りて改む、【其道不可以示世】舊本に示を期に作る、今俞校に據りて改む、【孔某乃恚】舊本に某の字なし、今一本に據りて補ふ、恚を志に作る、今盧校に依りて改む、【今君欲封之以移齊俗】舊本に欲の字なし、移を利に作る、今晏子春秋史記に據りて補ひ且つ改む、【聞齊將伐魯】聞の字舊本に聞に作る、今蘇校に依りて改む、【伏尸以意術數】舊本に意を言に作る、今孫校に依りて改む、【褫人衣以酹酒】褫の字、舊本に號に作る、今畢校に據りて改む、【其非人也邪】舊本に其非を、非其に作る、今孫校に據りて改む、【舍亦家室而託寓】亦の字、舊本亦に作る、今孫校に依りて改む、

に作る、今孫校に依りて改易す、【因人之家以爲翠】舊本に以爲の二字翠の下にあり、畢注疑うて脱文ありとす、今茅本に據りて訂す、【君子必古服古言】古服の古は舊本になし、今孫校に依りて補ふ、【而古人服之言之】舊本に言之の二字なし、【所謂古之言服者】舊本に言服の二字なし、今王引之の説に依りて補ふ、【則非君子也】舊本に非の字なし、今藤校孫校に依りて補ふ、【然則服必非君子之服】舊本に則服の服誤りて法に作る、今改訂す、【何故相與】舊本に與の字なし、今王校に據りて補ふ、【而深賊世也】賊を舊本に賤に作る、今茅本に據りて改む、【事親務孝得善則美】舊本に務を得に作り、得を務に作る、今俞校に據りて改む、【事兄不弟友】友の字舊本に交に作る、今孫校に依りて改む、【物見利便己】便の字舊本に使に作る、今蘇校に依りて改む、【遠施周徧】舊本に周を用に作る、今王校に據りて改む、【近以脩身】脩の字、諸本俱に循に作る、按ずるに脩と循と古文相似たり、故に互に誤る、墨子の書尤も此の誤多し、今意を以て改む、【教行於下必利人】舊本に於の字なし、利の字を於に作る、今俞校に據りて改む、【行明而易從也】舊本に明を易に作

墨子卷之十

經上第四十 附 經說上第四

十二

晋の魯勝は本篇及下篇を辯經と稱せり辯論學の經たればなり、經は法なり義なり、經はもと織機に縦にかゝれる絲にて、「タテイト」と訓ず、縦にかゝれる絲は、不動の者なれば、因りて常久不變の義として用ひ、法又は義の意味に使ふことなれり、此篇は墨子の著書が、自から使用せる辭義に就いて、一派特殊の見解を附し、後來學者をして、先づ其の文字の意義を解すると共に、其の學術の要旨を悟らしめんが爲めに作りしとなれば、墨學にありては、常久不變の法義となすべき者なるよりして、特に經と名け、又上下に分ちて、本篇を經上となせり、但經の文章過簡にして、奧義を知るに苦む者少からざるを以て、其の派の巨子碩學、又經說二篇を述べて、經文の義を明かにせり、是れ經の上下二篇の後に、經說二篇の

有る所以也、○本篇は古來墨子書中にありて、最も難讀の文と稱し、大抵含きて講讀をなさず、適苦心穿鑿して解釋をなす者あれども、本篇に讀此書者宜旁讀と、其の特殊なる讀方を記して、通常漢文の讀讀すると異なり、宜く横讀して意義を領解すべき者なる注意せしを悟らず、牽強の曲解をなせしより、其の説益紛淆を來たし、遂に全く解すべからざるに至れり、清の畢沅が經訓堂本墨子の出づるに及んで、世人始めて本篇に、特殊の讀方あることを知れども、仍ほ篇中に正無非の句あるを、即正讀亦無背于文義也と謬解して、未だ全く牽強曲解の弊を絶つ能はず、然れども本篇は、彼の莊子が墨學一派を評して、誦讀墨經、以堅白同異之辯、相背、以離偶不侔之辭、相應(天下篇)と云へるは、正く之を指したる者にして、乃ち前述の如く墨學を研鑽する士にありては、固より必讀の篇たり、蓋し姬周既に衰へ、諸子紛起し、競うて自家の創見を發表し、衆論と是非を闘はずに方りては、亦隨うて其の論戰上、防守の設備を怠るべからず、故に荀子は其

の著書中に、正名篇を載せ、以て自家の使用せる常語に就き親く定釋を下だして、豫じめ他人の穿鑿曲解するを防ぎしとあり、今墨子が此篇著述の用意を觀るに、亦之と同じきなり、而して時代を以て推すときは、荀子は乃ち墨子に鑑みて作爲せし者の如し、但、荀子は正名篇に心慮而能爲之動謂之僞、虛積焉能習焉而後成、謂之僞と、自から説明ありしに頼りて、其の人性を論じ、人之性惡、其爲善者僞也(性惡篇)と云へるも其の謂はゆる僞は、後世の謂はゆる詐僞にあらすして、人爲の力を指すこと明瞭たるが如き功效あれども、墨子に至りては、異端の書と云ふを以て、世人の顧みるなく、遂に前述の如き紛淆して解すべからざるを致せり、晋書の魯勝傳に、勝注墨辯引說就經各附其章とあり、今は其の書泯滅して傳はらざるも、是れ本書の經說を以て、經篇に附麗并觀して解釋せしことを云へるなり、後世清の張阜文孫貽讓王國運の徒、皆此の法を用ひて、本篇を説けり、我が朝戸崎哲夫の墨子考は、魯勝の事あるを知らざれども、春秋經傳

比附の例に倣ひ、經篇に經說を附し并解せり、通人の所見、大抵暗合をなせる者歟、但未だ惜らくは哲夫の解は、旁讀の義を知らず、而して經篇に至りては誤解尤も甚しく殆んど意義を成さず、今予の此の解亦魯勝の例に倣ひ、而して旁讀の法に依り、解釋を施すこと左の如し、然れども此亦一家の管見を問ふる者なれば、其の誤謬あらば讀者幸に指教を垂れよ、

故、所得而後成也、

【大意】 此れは、故の字の意義に就いて説明を爲せり、即ち故の字の定義を下だせしなり、蓋し天下の事物は、特生せず、偶發せず、必らず對手ありて立ち、動機ありて著はる、而して故の字は、即ち其の意義を含有するを以て、今諸字の字義を解するに當りて、先づ之が説明より始めしならん、

【通釋】 故とは何ぞや、凡そ天下の萬物萬事、彼の一方を得るとあるに因りて、亦同じく此の一方を成就する者なり、此の意義を言語文字に表明して、之を故と曰ふ、

【解義】 【故所得而後成也】故は普通には事物の已に然りし述方と解し、「ワケ」又は「ユエ」と訓ず、所の字は有の字と同義にして、所得は猶ほ有得と云ふが如し、又字の如く解するも可なり、

【說】 故小故有之、不必然無之、不必然、大故有之、必然無之、必然、若目之成見也、

【大意】 此れは經の故の義を説きしを、更に細釋せしなり、以下皆之に倣ふ、

【通釋】 均く故なれども、故の内に、小大の別あり、隨うて輕重の差なきと能はず、小故は、若し此の方に於て、其の事物が有ればとて、必しも彼の方に於て此れが爲めに事物が成就すと定まれる譯にはあらず、又此の方に於て之が無ければとて、必しも彼の方に於て、此れが爲めに成就せざる者と定まれる譯にもあらず、乃ち然るべきともあり、亦然らざるべきともあるなり、大故に至りては、若し此の方に於て其の事物があれば、必らず彼の方に於て此れが爲めに事物

を成就し、又此の方に之なければ、必らず彼の方に於て之を成就せざるなり、乃ち互に相待ちて事を成すは宛も人の目なければ何物も見えず、目ありて始めて物を見るが如し、極めて密切なる關係を有するなり、之を大故と曰ふ、されば均しく故の字を用ふるも、小故の意なるときは、軽くして、大故の意なるときは、重き者と知るべし、

【解義】【若目之成見】人の物を見るに、必らず目を要するが如く、即ち其の事必らず之を待ちて成るを、大故と曰ふなり、孫貽讓は本文を若得之成是也と改め、彼を得て此を成すを謂ふと解せども、本語の次ぎ二三處若明若暗若見の類、皆目を以て喩をなせば、此所も亦、目を以て比喩せしこと妥當なるに似たり、但舊本は若見之成見也に作れり、今意を以て改む、按ずるに「國語」周語の王錡大鍾章に目所不及不可爲目也の語あり、韋注に目之精明所不能見亦不可施以目也と云へり、此れ亦移して此所の語を解すべし、

體分於兼也、

【大意】此れは體の定義を下だす、蓋し是非の見解は、物の彼此相分れて對立するより起る者にして、大本に就いて云へば、皆俱に同一に歸着するを言ふ、是れ墨子の兼を以ちて愛を説き、兼愛を主とする所なり、

【通釋】物事は各種各様に分れて、衆體を形成し、甲是乙非互に相紛々たれども、其の衆體はもと兼ね并せたる一大身より、局部の衆小體を形成せる者なり、

【解義】【體分於兼也】體は猶分也と、「周禮」の天官叙官の鄭注に見ゆ、「孟子」の公孫丑篇にも、子夏子游子張皆有聖人之一體、冉牛閔子顏淵則具體而微とあり、もと手足を體と曰ふ、即ち四肢なれば、全身上の或る局部なり、兼は即ち全身なり、物に彼此の區別あるは、宛かも全身より四體に分かれ、而も大體より云へば皆同じく一身體なるが如し、

【說】體若二一之一、尺之端也、

【大意】此れ體分於兼也の義を釋す、

【通釋】何をか體分於兼也と謂ふ、一を二倍したるを兼と曰ひ、二を二分したるを體と曰ふ、例へば數

の二は、一を兼ねて、二を成せば、乃ち一は二の一體にして、布帛の幅は、端を兼ねるを尺となせば、乃ち端は尺の一體なり、是れ經に體分於兼也と云へる所以なり、

【解義】【尺之端也】端は物の際末にて、「キハ」又は「サキ」と訓ず、尺之端とは、尺幅の中に、之を中分したる前の部を端となすを言ふ、即ち一尺の前半部なり、「小爾雅」に倍丈謂之端との文ありて、二丈を端となせども、此所の義とは異れり、本書の經上に、端體之無序而最前者也とあり、經說の後文に、尺前於區穴而後於端とあるは、皆此の本文の端と意義同じ、

知材也、

【大意】此れ智の定義を下だす、

【通釋】物事を知る智は、人の天性の材として有する所なり、即ち何人として無きはなし、

【解義】【知材也】知は智と同じ、材は才と同じ、

【說】知知材也者、所以知也、而、

必知若明、

【大意】此れ經の知材也の義を釋す、乃ち謂ゆる知とは、智慧の智にして、天賦の力あることを言ふ、

【通釋】經文に知てふ義を説きて、知は材なりと云はれしことは、人の能く物事を認め知る所以を説かれたるにて、即ち人には靈妙なる天才あればこそ、能く物事を知り得るなり、此の天才を名けて智と曰ふなり、而して此の天才の智は、必らず物事を知りて漏らさず、其の狀は日月の光り明らかなるが若く、尤も審らかに卓れたる者なり、

【解義】【知知材也者】兩の知の字、俱に智と同じ、而して上の知は、下文の題目を掲げしなり、知材也者は經文に知材也と云へる義を承けて、之を釋すれば云云と、下の語を喚起する辭なり、以下此例し一一解せず、【而必知若明】必知とは、知らざることを無きを言ふなり、若明とは、其の見る所尤も審確なるを言ふ、

【大意】此れ慮の定義を下だす、

慮、求也、

【通釋】慮と云うて物事を謀り考へることは或る目的物を求むることありて然るなり、

【說】慮慮也者以其知有求也、而不必得之、若睨、

【大意】此れ慮求也の義を釋す、

【通釋】經文に慮求也と説きしは、もと慮てふことは、其の智の力を以て或る事物を求め尋ねる事あり、而も其の求め得ると否とは、必ずべからず、宛も物を流し目に見るが若くにして、時場合によりて、見ることもあり、見ざることもあり、去れども全く見ざるにはあらず、即ち慮るときは、完全に求め得ざるも、亦幾分か求め得らるゝなり、

【解義】【以其知有求也】知は、智と同じ、【若睨】睨は斜視なり、「ナガシメ」と訓ず、蓋し知と慮と互に相待ちて功を成し遂ぐるなり、去れども本と知るときは、必しも慮るを要せず、たとひ慮るとも、我が智の知り得る範圍を出でず、故に慮らざるとも、亦已に慮れると同一の明かなることあり、但凡そ事物に對し慮る

ときは、完全に知り得べからざるも、亦幾分かの知り得ることあれば、宛も彼の人が物を斜視するとき、正見にはあらざれども、必らず已に其の幾分を見得ることあるが如く、穴勝ちに廢すべきにあらず、要するに知ると慮るとは、兩者相扶けて進む者と知るべし、

知、接也、

【大意】此れ知の定義を下だす、

【通釋】知覺の動くは、外物に接するを以てなり、

【說】知知也者以其知遇物而能貌之若見、

【大意】此れ經文の知接也の義を釋す、

【通釋】經文にある知るてふ義に就いて説かんに、知るてふ者は、其の人の智が物事に出で遇ひ、而して能く其の物事の有様を心に印象すること、宛も目に之を見るが若し、故に知、接也と曰ふ、

【解義】【知也者】知は知覺の知なり「シル」と訓ず、

【說】恕恕也者以其知論物而其知之也著如明、

【大意】此れ經の恕明也の義を釋す、徒に智のみを恃むべからずして、智仁并行すべきことを言ふ、

【通釋】經に何を以て恕明也と云へるかならば、恕てふ者は、もと我が智の働きを以て、事物を推論比較するに由れり、而して其の事物の情態を知り得ることとは、我より格別深く知り得ることを求めざるも、事物其の方よりして自然に來り著はれ、宛かも鏡の物を照らすが若きなり、是れを恕の原因なり本能なり、故に恕を行ふ者は必らず智あり苟も智者にあらざれば眞の恕は行ひ難くして宋襄の仁となるなり、

【解義】【以其知論物】知は智と同じ、論は撰なり、次なり、物事を分ち撰びて、順序立つることにて、即比較研尋の義あり「中庸」に忠恕違道不遠施諸己而不願、亦勿施於人と云へるを、朱子は宋の權渠張子の以愛己之心愛人則盡仁の言を引きて、之を解せるが如きは、即ち此の義と同じ、【著如明】此れ又上の知

【以其知】知は智と通ず、以其知とは、其の天賦の智の力を動かし用ひてと云ふ意味なり、【遇物而能貌之】遇は期せずして會ふこと、偶然物事に際會するなり、貌は形貌なり、能貌之とは、能く其の物の形貌を心裏に印象するなり、【若見】見は我が視線を彼の方に移し注ぎて、見届ぐるること、

恕、明也、

【大意】此れ恕の定義を下だす、

【通釋】己が心を推して人の心を量りて、同情を寄するを、恕と曰ふ、恕は何れより生ずるか云へば己の智明かにして能く我を知り彼れを知るより興るなり、

【解義】【恕明也】己を推して人に及ぼすを恕と曰ふ、乃ち俗に云へる思ひ遣りの深きこと、恕の字、孫注には、顧校に依り恕に作り、恕は即ち智の古字なれば、本文を智明也に作りて、智の用を説くなり云へども、上文の知材也、及び知、接也と、殆ど重複に涉たれば、今は取らず、張惠言王國運等の校本、亦皆恕に作る、

若明慮若睨の言を承けて、恕の更に知慮より進みたることあるを言ふなり、蓋し慮の知に如かざることは、宛も明と睨との差の如くなるが、恕を以て知に較するときは、恕又知に勝るなり、知は但だ一事を知るも、恕は能く萬事に通ず、知は明と雖ども、目を以て物を見るの明かなるが如し、恕に至りては、物の形態自然に著はれて、宛も鏡の物を照らすが如く、我より往かざるも、彼より來るなり、

仁、體愛也、

【大意】 此れ仁の定義を下だす、

【通釋】 道德の最大至高なる者は仁なり、仁は人を兼愛することを、身に體して行ふなり、

【解義】 【仁體愛也】體は身體に堅く結び付くことにて、是れ仁とは、人を愛することを心に吞み込みて實行するを言ふなり、體は、周易の文言に、君子體仁足以爲長とある體の字と、意義同じ、諸葛亮及び張惠言王國運等は、俱に仁者以愛爲體也と釋し、體を體用の體となせるは、非なり、

【說】 仁愛己者、非爲用己也、不

ふるを視れば、其の愛の真情に出でて、一點も他に野心なきことは、已に明白なり、蓋し本文は是れ仁者の眞實に人を愛するは宛かも此の衆人が己を愛するの同一なるを言ふ、乃ち張子の謂ゆる以愛己之心愛人則盡仁とは、亦以て移して本句の意を解すべし、孫注は本文を改めて、愛民者非爲用民に作るべしと云へども、其の義反りて淺薄なるを覺ゆ、故に今は取らず、【不若愛馬】馬を愛するは、馬を用ひんが爲めにして、眞實に馬を愛するにあらず、故に若し己が用とならざるときは、之を愛せざるなり、人を愛するとは此の如くならず、猶ほ己が身の用と不用とを問はず、共に愛するが如く、初めより己が私利私欲の爲めにあらずして、眞實の情愛を注ぐなり、孫注に淮南子の精神訓に聖王之養民非求用也、性不能己とあるを引きて、正に此の義と同じと云へるは、以て參考とすべし、

義、利也、

【大意】 此れ義の定義を下だす、

【通釋】 仁に配せる義てふ徳は利なり、即ち萬事萬

若愛馬也、

【大意】 此れ經文の仁愛也の義を釋す、

【通釋】 經文に仁を説くに、體愛也の言を以てせしが、此の義に就いて辯すべき者あり、仁は誠に愛を體し、兼ねて衆人を愛する者なれども、此れは何等の私利私欲を挾んで爲すにあらず、例へば今人自から己が身を愛し大切にすることは、何にも別に己が身を用ひんが爲めに愛し大切にするにはあらず、乃ち彼の馬を養へる者が、馬を愛することは、之を用ひんが爲めに愛するが若き類ならず、馬を愛する者は、もて我が用に供するを目的となすが故に、馬若し我が用に立たざるときは、必らず愛せず、是れ馬を愛するは、愛すと雖も、仁にあらず、何んとなれば、初めより私利私欲を挾めばなり、

【解義】 【愛己者非爲用己】己は自己なり、人の自己の身を愛するは、真情より出でて、其の身體を用ひんが爲めに愛するにあらず、若し然らざれば、病氣老衰等の身は、何等の用に供するに足らざれば、愛せざるべき筈なるに反りて益と自から愛すること厚きを加

物を調和して中正に叶ふを利と謂へるが、義とは乃ち此の利を指して言ふなり、

【解義】 【義利也】義體利也と云ふべきを、上句の仁體愛也と云へるを承けて故らに省ける也、義は釋名に義宜也、裁成事物、使各宜也とあれば、萬事萬物を心に裁斷して、各、其の宜きに叶はしむるを義と謂ふ、利は、說文に銛也、从刀从和省、和、後利とあり、即ち刀を以て物を割き其の節に中るよりして、刀の字と和の扁字とを合して利の字となしたるにて、六書にては、會意に屬せり、此所は義も矢張り事物を裁成して其の宜きを得るを目的となせることなれば、義利也と云へるなり、「周易」の文言傳にも、義者利之和也とあり、又利物足以和義とあり、何注に利者裁成也と云へるを、觀て、儒者の見解亦同一なるを知るべし、而して論語に君子喻於義、小人喻於利と云ひ、孟子に亦有仁義而已矣、何必曰利とあるは私利を指したる者にして、本文及び文言に云へる義とは、字は同じけれども意は異なり、

【說】 義志以天下爲芬、而能

利之不必用

【大意】 此れ經の義利也の意を釋す、

【通釋】 義とは其の志に於て天下を正だすを以て、己が本分となし、而して善く天下を利して、萬民をして、各、其の宜きを得せしむ、去れども之を用ふべきと、用ひざるべきとあり、乃ち時と場合とによることなれば、必しも之を用ふることとは定めがたし、

【解義】 【志以天下爲芬】芬は即ち分の字なり、艸を加へて芬に作るは以て分離の分の字と別ちしなり、此所の分は、職分の分と解すべし、【而能能利之】俞曲園は能能は重複すれば其の一行なりと、孫氏は衍にあらずとして、上の能の字は如の字の義と同じ、詩書に柔遠能邇とある能の字と同じ、下の能の字は漢書の百官公卿表の顔注に、能善也とある能の字と同じ、即ち能能利之とは善く之を利することを能くすと云へる意なり、と云へり、之とは天下を指す也、王國運は、易傳に能以美利天下とあるを引きて、此れを解せり、【不必用】天下を利すべき事も、時と場合とによりては、必らずしも之を用ひざるとあり、或は能く用ひ

て天下を利し、或は罷めて用ひず、右の如く各、事物に接して其の宜きを裁成する處、是れ即ち義なり、
禮、敬也、

【大意】 此れ禮の定義を下だす、

以上四項に知仁義禮を比列して分説す孟子の告子篇に惻隱之心、仁也、羞惡之心、義也、恭敬之心、禮也、是非之心、智也、仁義禮智非由外鑠我也とあり、是れ仁義禮智を以て四徳となす始めなり、而して老子は道徳而仁仁廢、而義廢、而禮とありて、仁義禮を以て道の散となして未だ智に及ばず、今墨子は智仁義禮を比次して論列せり、亦以て當時學者の道徳目の如何を見るべし、

【通釋】 仁義と並び稱する禮てふ徳は、人を尊び己を慎める敬を身に體して行ふなり、

【解義】 【禮敬也】敬の字の上に體の字あるべきを、上の義利也の句と同じく省字法を用ひて略せしなり、禮記の樂記に禮者、殊事合敬者也とあり、亦此所の義と同じ、

【說】禮 貴者公賤者名、而俱有

敬慢焉、等異論也、

【大意】 此れ經の禮敬也の義を釋す、

【通釋】 禮は敬を體するなりとは何を以て云へるか、と云はんに、今夫れ位の貴き者は人之を尊びて公となし、賤き者は自から己が名を稱す、是れ貴賤を通じて相同じきとなれども、又同く公と尊ぶ貴者の中にも自然に敬すると慢するとの別あり、名を稱する賤者の中にも自然に敬すると慢するとの別あり、貴賤尊卑の等級倫類を異にすればなり、能く是の如く秩叙を重んじて、人を尊び己を慎むときは、高ぶり驕りて、人の怨惡を受けず、亦卑屈諂諛に流れて人の侮蔑を被らざるなり、さらば禮の本意に叶ふ者にて之を禮は敬を體して行ふと謂ふ、

【解義】 【貴者公賤者名】孫注に依れば、賤者は貴者を稱して公となし、而も己自からは名をいふと解せり、張惠言は名は民と古字通用すれば、當に民の字と爲して解すべしと云ふ、王國運は貴者は公を以て等となす、人の同じき所なり、天子より降りて士に至るまで、往く所に隨うて異ならず、故に公と曰ふ、賤者亦

自から父子兄弟甥舅の名あり、故に名と曰ふと説けり、此の説に依るときは公は公共の名義にて、天子公侯大夫士の如きは、天下一同に認むる名義なり、父子兄弟甥舅の如きは、私獨の名義にて、即ち某甲の父子兄弟甥舅は乙某の父子兄弟甥舅ならざるなりと解釋すべし、孰れも皆通ず、今仍ほ孫注を用ふ、【而俱有敬慢】慢は慢と同じ、怠惰なり、「オロソカ」と訓ず、敬の氣を附け慎むに對して、氣の弛るみ惰るなり、是れ貴賤の中、俱に其の人に對するや、先方の貴賤を見て、亦各、相應に敬と慢との別あるを言ふなり、王國運は禮、主於敬而敬、由慢生、故以差等爲禮、而分貴賤、貴賤之中、又自有等と云へり、【等異論也】等は貴賤尊卑の階級なり、論は倫と同じ、貴賤尊卑各、倫類を異にするなり、王國運は凡此皆以等齊異論也と解せり、乃ち以上の如くなすは、皆俱に異論を等齊するを以て、其の功用となすと云へり、亦一説に備ふべし、

行、爲也、

【大意】 此れ行の定義を下だす、

【通釋】 行は、人の作爲を謂ふなり、
【解義】 【行爲也】爲は爾雅の釋言に造作爲也とあり、もと爲の字は、母猴の象形にて、古文は爲に作る、又爲に作る、兩母猴の相對する象形なり、猴の手を以て活動するが如く、人工を以て造作することを意味して作れる字なり、故に行爲也とは、行てふ者は、人の活動して造り出だす状態を謂ふとの意味なり、

【說】 行 所爲 不善名 行也、所爲 善名 巧也、若爲盜、

【大意】 此れ行爲也の義を釋す、

【通釋】 何を以て行爲也と云へるか、抑も行爲に眞あり偽あり、亦知らざるべからず、今其の爲す所の行、以て己が名譽を善くせんことを求めずして爲す者、即ち陰日向の別なく爲す者は、是れぞ眞の行爲なり、之に反して己が名譽を善くせんが爲めに、人前を繕ひて行ふ者は、其の巧みに詐ることは、竊盜が人の不意に乗じて物を竊むが如く、寔に憎むべき者なり、

【解義】 【所爲不善名】不善名は、其の名を善くせんことを求めざるなり、即ち名を釣るが爲めにあらずして、道を信じて行ふことなり、【巧也若爲盜】巧の字の上に、其の字を加へて看るべし、張惠言曰く、所爲求善、其名其巧、如爲盜と、
實榮也、

【大意】 此れ實の定義を下だす、

實の功用を擧げて、其の義を説く、是れ前句と比較して、乃ち其の實の中に存する者は、彼の徒に名を求むること盜の物を竊むが如くなると異なるを言ふ、

【通釋】 實とは榮なり、榮は外に著はれ聞ゆることに、内に實あれば必らず外に著はれ聞ゆるなり、

【解義】 【實榮也】 榮は華なり、

【說】 實 其 志氣 之 見也、使 人 如 己、必 若 金聲玉服、

【大意】 此れ經の實榮也の義を釋す、

【通釋】 實とは、表裏皆一にして、其の志氣の中に充

實して外に見はるゝや、他人をして感化して、己と異なることなからしむ、其の實の充ち美なること外に見はる者、宛かも金聲玉服の昭著にして人の耳目に映留せざるなきが如し、是れ即ち經に謂ゆる實榮也の義なり、

【解義】 【使人如己】其の中に充實せる誠意、外に見はれ、他人を感化して己と同一の行動を取らしむるなり、即ち善く他人を己に同化せしむること、孫注は待、人以實與己身無異と解せり、此の説に依れば宜く「人を使ふに己が如くす」と讀むべし【必若金聲玉服】金聲は金の鳴る聲にて美聲なり、玉服とは、服は佩也と、呂氏春秋孟春紀の高注に見ゆ、春は蒼玉を服し、夏は赤玉を服し、中央は土にして、黄色を服し、秋は白玉を服し、冬は玄玉を服すること、禮記の月令に見ゆ、鄭注に凡所服玉謂冠飾及所佩之衡璜也とあり、此所は金聲玉服の美は、皆外に宣ぶる者なれば、

其の中にある者充實すれば、其の名は前文に云へる求めて獲るも、其の巧や盜の如くなると同じからず、必らず外に光輝著はるゝと、金聲玉服の其の美を掩はんと欲するも得べからざるが如くなるを謂ふ、一

説に舊本に不若金聲玉服に作れるに據りて、實とは其の志氣の外に見はるや、人をして其の外に見るゝ所を見て、推して其の内に存する所を知らしむ、彼の金聲玉服の徒に外に宣揚するのみなるが如くならずと解せり、其の説通せざるにはあらざるも、經の實榮也の意とは合はず、

忠、以爲利、而強君也、

【大意】 此れ忠の定義を下だす、

【通釋】 忠とは、心を盡くして表裏の差別なきなり、されば苟も以て國家の利と認むるときは、縦ひ君主の意を損じ忤らふとも、押し切りて君に行はしむるが是れ忠なり、

【解義】 【而強君也】強とは、其の欲せざるを無理押し付けに爲さしむるなり、孫注に荀子の臣道篇に有能比智力、率羣臣百吏、而相與強君、猶君雖不安、不能不聽、遂以解國之大患、除國之大害、成於尊君安、國謂之輔と云へるを引きて、此所に強君とあるは、荀子の強君と義同じ、以爲利とあるは、即ち荀子の解大患除大害尊君安國の事なりと曰へり、又本

文の強君を、舊本には強低に作れり、義通せず、張惠言は低は古字になし、只、氏に作る、詩に維周之氏とあると同一、即ち後世の祗の字なりと云へり、此の説によるときは、強氏は根柢を強くすることなり、亦通ず、

【說】 忠、不利弱子孩、足將入正容、

【大意】 此れ忠以為利而強君也の義を釋す、

【通釋】 忠を以て君に事ふる者は、其の言行の外形に就いて觀るときは、強君の事ありて不臣の如くなくれども、君に事ふる禮義は、決して不敬の舉動あらず、乃ち侃侃諤諤として直言を吐き、弱子孩とて幼稚なる君主には、不都合なるかの疑ひあれども、其の足を移して宮中に入朝して入らんとするときは、必ず容態を正くして、禮義を崩すことをなさず、敬慎して怠らざるなり、

【解義】 【不利弱子孩】弱は幼弱なり、子孩は孩子と同じ、穉兒なり、弱子孩は幼君を謂ふ、是れ忠臣の君

に事ふるや、苟も國家の利と信するときは、自然君主に忤ふとも、強ひて爲さしむる者なれば、幼君に對しては、如何なる不利を仕向くるならんと疑ひあるとを謂ふ、【足將入正容】謁見の時、君前に近づくに臨みて、容儀を正くし、不敬なる振舞をなさざるなり、漢の霍光、武帝の遺詔を受けて、幼帝孝昭を輔け、忠直を以て憚らる、然れども、禁闥に出入すること二十餘年、小心謹慎にして、た嘗て過ちあらず、人と爲り沈靜詳密にして、ハの時、殿門を下る毎に、進止常處あり、郎僕射竊に之を識し視るに、尺寸を失はずと、「漢書」の本傳に見えたり、即ち以て本文の證となすべし、

孝、利親也、

【大意】 此れ孝の定義を下だす、

【通釋】 善く親に事ふるを孝と名づく、孝とは己が親を愛し利するが、孝の實相なり、

【說】 孝、以親爲芬而能利親、不必得、

はざるが如くなれども、經は其の常理を言ひ説は其の變通を言へることと承知すべし、

【通釋】 信は言意の合一なるを本則となせども、時と場合によりては、必しも其の言の對當するにも限らず、即ち或は言へることを履行せざることもあり、去れども此れ亦畢竟は己が本心に不當非理と思惟するより、一旦言へることと雖へども、敢て爲さずして止むなり、故に他人は吾が言を視ることの重きは、宛かも、新たに城を手に入れしが如く、吾が一諾を得れば心強く思ひて、又宛かも新たに金を得るが如く、嬉しく思ふことあり、是れを真正の信と謂ふべきなり、

【解義】 【不以其言之當也】不以其言の當なり、當は對なり、是れ真正の信は道理に叶ひ、本心を欺かざるを主とするを以て、必しも其の會て吐かれし言語に對して、行爲が相當せんことを期せざるなり、乃ち時に或は前言を取り消すこと無きにも限らざるを謂ふ、孟子の離婁篇に大人者言不必信、行不必果、惟義所在とあり、朱注に必猶期也、大人言行不先期於信果、但義之所在則必從之、卒未嘗不信果也と云へり、亦本文の意と同じ、【使人視城得金】張惠言曰く、

【大意】 此れ孝利親也の義を釋す、

【通釋】 子は親に事ふるを以て、己が本分となす、而して其の働きて、親を利して都合宜くならしむ、去れども子は時と場合によりて必しも専ら親を利するのみに止まるを得ざることもあり、

【解義】 【以親爲芬】芬は分と通ず、本分なり、己に上に見ゆ、【而能利親】能は上文に解せり、【不必得】必しも親の心の中らざるなり、孫氏は「莊子」の外物篇に、人親莫不欲子之孝、而孝未必愛とあるを引き、て、本文の注脚となせり、

信、言合於意也、

【大意】 此れ信の定義を下だす、

【通釋】 信とは、己が言語能く己が意に合うて、本心を欺かざるを信と曰ふなり、

【說】 信、不以其言之當也、使人視城得金、

【大意】 此れ信言合於意の義を釋す、經文の義と合

信不^{シモラ}必^ラ當^ル但^ム使^ム人^ヲ視^ル之^ヲ如^ク城^ノ得^ル之^ヲ如^ク金^ト、是^レ乃^チ前^キの通^釋中^ニ述^ベし義^{ナリ}、西^郷隆^盛維^新の^際に當^リて、諸^功臣^ノ中^ニ信^用最^モ大^{ナリ}、曰^ク、吉^之助^ノの^一言^ハ百^萬の^兵よ^リも^強し^ト、亦^本文^ノ意^義に^近し、小^澤泰^山は^祝城^ノ城^ヲ誠^ノ字^ノ訛^{ナリ}、祝^誠如^ク金^トは、楚^諺に^得黃^金百^斤、不^如得^季布^一諾^ト云^ヘる^ガ如^キ、是^レな^リと^曰へ^リ、亦^一說^トす^ベし、

俾、自作也、

【大意】 此れ俾の定義を下だす、

【通釋】 人の貳となりて、次官若くは助役たる者は、事の指揮を長官上役に仰ぐことなれども、先づ自己から其の事を計畫作爲し、而して後に長官上役の指揮によりて發表すべし、乃ち仕事は己自から爲し、成功は長官上役に歸するなり、

【解義】 【俾自作也】俾は「爾雅」の釋言に貳也とあり、又助なり、松崎謙堂曰く蓋爲入貳者不以自己決之也而此言自作者謂爲之則己成之則人、與易坤六三无成有終同義と、乃ち人の貳副たる者は、上に長たる者あれば、自己にて事を決すべからざるも、

仕事は己自から爲して、長たる者をして決定して成就せしむべきを謂ふ、

【說】 俾、與人遇、人衆循、

【大意】 此れ俾自作也の義を釋す、

【通釋】 俾は自作を要すべきも、去りて己自から専らに爲すべしと云ふにはあらず、我より進んで人と與に謀り、又人より來りて相遇ふを迎へ、共に心を合はせ力を協はすときは、衆人之に循うて物事成就すべきなり、

【解義】 【與人遇人衆循】與人は我往いて人を助くるなり、遇人は人來りて我を助くるなり、衆循は、衆人相循ふなり、即ち反對者なく、共同一致すること、俾自作也より以下前輩多く以て其義未詳となす、今姑く臆を以て之を解す、
謂、作、嘽、也、

【大意】 此れ謂即ち狷の定義を下だす、

【通釋】 狷介者は廉潔自ら守りて、己が心に快とすることを勉むるなり、

【解義】 【謂作嘽也】謂は狷と通ず、心狹隘にして廉潔なるを狷と曰ふ、「論語」に狷者有所不爲也とあり、嘽は嘽と通ず快なり、

【說】 謂爲是之詒彼也、非爲也、

【大意】 此れ謂作嘽也の義を釋す、

【通釋】 狷者は己自から廉潔を守ると共に、己が一身の都合の爲めに、他人を欺くことは爲さざるなり、乃ち己を堅く守り、又人を害せざるなり、されば進んで大に世を益せざるも、亦世を誤ることをなさず、

廉、作非也、

【大意】 此れ廉の定義を下だす、

廉者即ち不平者の爲す所は、必しも是ならずして、往々非を爲すことあるを言ひ、以て廉の廉潔の廉にあらずして、慊の義たることを明かにす、

【通釋】 廉は慊と通ず、忿恨不平の義なれば、其の所爲を以て明かにせんに、其の非理なることを作す者なり、此に依りて推せば、廉者とは如何なる者を指すか知るべきならずや、

【解義】 【廉作非也】廉は嘽と通ず、嘽は嘽と通ず、嘽は快と解し、亦不快とも解す、「孟子」の公孫丑篇に、吾何慊乎哉とあるを、趙注に慊少也と解せり、「淮南子」の齊俗訓の高注に、慊也と云へり、怨恨不滿の様子なり、作非とは其の所爲必しも盡く是ならずして、非なることあるなり、

【說】 廉己惟爲之、知其認也、

【大意】 此れ廉作非也の義を釋す、

【通釋】 慊者として怨恨不滿の心ある人は、其の所爲に非なることあれども、極めて盡く非なるにはあらず、即ち自己に於て時によりて、非理なる事を爲すとは云へ、亦自から其の懼るべきを知れり、されば經文に稱する廉は、絶對に惡者にはあらずと知るべし、

【解義】 【己惟爲之】惟は雖と通ず、「知其認也」其は語助なり、認は懼なり、「荀子」の強國篇に、雖然則有其認矣とあり、此所の其認も亦同じ意なり又「論語」に慎而無禮則憚とある意と、此の認と音義共に近し、是れ本文は上より承けて、狷者は爲さざる所あり、慊者は己或は非をなすも、心常に自から恨みて猶、懼る

ることを知るを言ふと、孫注に解せり、
令、不爲所作也、

【大意】 此れ令の定義を下だす、

【通釋】 令とは上より下に指圖をなす者なるが、自から動き作すことをせずして、人に動き作さしむるなり、

【說】 **所令非身弗行、**

【大意】 此れ令不爲所作也の義を釋す、

令は自から行はざるときは、人も亦行はざるを以て、令の効力なきを述べ、以て經文の意と相待ちて、令の本義を完全にす、

【通釋】 令とは己自から作すにあらずして、人をして作さしむる義なれども己自から身を以て率先して行はざるときは、亦行はれず、乃ち令は己自から作さざるも、亦必らず己自から能く之を作し、而して後に始めて能く人をして作さしむることを得べし、

【解義】 【非身弗行】非身とは自から作し行ふを言ふ、孫注は本句の弗を經文によりて所の誤となし、言

使他人作之非身所親行也と云へり、去れども本書は經文に未だ盡さざる所の義を、經說に於て補苴し、相待ちて發明することあらしむる者少からず、本文の如きも、亦其の一なれば、必しも弗を所に改めざるも不可なきなり、

任、士損己而益所爲也、

【大意】 此れ任の定義を下だす、

任は即ち任侠にして墨子の兼愛主義に於て尤も重んずる所なり、

【通釋】 任は己自から任じて事に當るを謂へることにて、士たる者己の欲する所を損減して、其の爲す所の事を益し利するなり、乃ち一旦自から己に引き受けて起つ以上は、己の利益欲望を抑損して、其の爲す所の事に力を入れて成し遂ぐるを任と謂ふ、

【解義】 【任】任は擔當なり、畢沅曰く任侠なり、漢の時三輔の地、財を輕んずる者を任と謂ふ、

【說】 **任爲身之所惡、以爲人之所急、**

勇を取り小勇を蹴くべきを言ふ、

【通釋】 勇氣に亦義理より發する勇と、血氣より發する勇とあり、故に勇者に於て義理の當りに爲すべきことを敢て爲すときは、之を命じて勇者として近づくべく、義理の當りに爲すべからざることを、敢て爲すときは、之を害として排斥すべし、同く勇氣なれども、能く擇んで取捨すべきなり、

【解義】 【以其敢于是也命之】其は勇者を指す、於是とは敢て爲すべき事件を言ふ、命は名なり、名づけて勇者となすなり、

力、刑之所以奮也、

【大意】 此れ力の定義を下だす、

【通釋】 力と勇と概見すれば、同一なるが如しと雖ども、勇は志の敢決に就いて云ひ、力は形の奮興に就いて云へり、力とは形體の奮興する所以なり、即ち力ありて始めて形體は奮興するなり、

【解義】 【刑之所以奮也】刑は形と通ず、形體なり、
【說】 **力重之謂下、舉重奮也、**

勇、志之所以敢也、

【大意】 此れ勇の定義を下だす、

【通釋】 勇とは事に臨みて我が志の押し切りて、決行する所以にして、即ち志は勇を得て始めて能く決行を得るなり、

【解義】 【志之所以敢也】敢は決なり、「賈子」の道術篇にも、持節不恐謂之勇とあり、

【說】 **勇以其敢于是也命之、不以其不敢于彼也害之、**

【大意】 此れ勇志之所以敢也の義を釋す勇に義理より發する大勇と、血氣より作る小勇とあるを以て、大

【大意】 此れ力刑之所以奮也の義を釋す、

【通釋】 力何を以て形體の奮ふ所以と謂ふ、今夫れ物の重き者は、必らず下方に就くことをなすは、自然の勢なり、然るに其の重くして下る者を擧げて高からしむるは、是れ形體の奮興にして、此の能く奮興をなす者は、力を得て爲すなり、

【解義】 【重之謂下】謂は爲と通ず、是れ凡そ重き者は必らず下方に就くことを爲すを言ふ、【擧重奮也】力あるときは、能く重き者を擧げ、以て奮ふことを得るを言ふ、

生、刑與知處也、

【大意】 此れ生の定義を下だす、

【通釋】 生とは形體と神知と并に同く集處して成り立つ者なり、若し神知のみありて、形體なきときは、死て存在することなし、形體のみありて、神知なきときは、活動することなし、

【說】 生、楹之生、商不可必也、

【大意】 此れ生刑與知處也の義を釋す、

【通釋】 生とは形智の並に同く集處して成り立つ者なり、今生の盈ちて餘りあるや、乃ち形體の十分なる發達を遂ぐる者は、亦神知の發達十分なる者なり、此の事は形體に就いて神知を推し量りて承知すべし、去れども或は餘り十分ならざる形體なれども、長壽を以て終はり、壯健元氣なる者が、反りて短命にて死し、或は案外に智なるあり、又案外に愚なるもあり、貧しきもあり、必らずしも此の者一つとは、商量して定むべからず、

【解義】 【楹之生】楹は盈と通ず、一本に盈に作る、盈は餘りあること、盈之生とは生之盈と同じ、【商不可必也】商は商量なり、「ハカル」と訓ず、生既に盈ちて形體其の大を増し、知覺亦之に伴うて發達するも、之を商量して其の如何を定むることは、必しも此れとのみ限定すべからず、

臥、知無知也、

【大意】 此れ臥の定義を下だす、

【通釋】 生は形知の二者俱に同處して存することは、前述の如くなるが、更に臥と起とによりて、此の

平、知無欲惡也、

【大意】 此れ平の定義を下だす、但心の平不平に就いて云ふ、

【通釋】 平とは何れにも偏倚せずして中正なることを平と謂ふ、故に平とは心に欲すると惡むとの念なく、即ち欲することもなく、亦惡むこともなくして、愛憎の念一方に傾かざるを平と謂ふ、

【說】 平、惔然、

【大意】 此れ平知無欲惡也の義を釋す、

【通釋】 平とは惔然として安んずるなり、即ち一事一物に偏倚せず、凡そ欲むことも無く、惡むことも無くして、心や氣が落ち付き拂うて騒敷からず、是れを平惔然と謂ふなり、

【解義】 【平惔然】惔は淡の訛にして澹と同じと諸葛氏は云へり、澹然は澹泊なると、無欲なるを謂ふ、王闡運は此の平惔然の三字を上文の臥夢の二字と連らねて、臥夢平惔然の一句となして、知附於形形不動

義を驗して知るべし、今起きて立ち働くときは、神智の物事を知覺するあれども、臥して睡るときは、神智は何に事も知覺することなきなり、是を以て觀るときは、形體ありて、始めて神智も働くことを得て、人の生存を認むべきなり、

【解義】 【臥知無知也】上の知の字は神智なり、即ち智の字と通ず、下の知の字は、知覺すること、

夢、臥而以爲然也、

【大意】 此れ臥知無知也の義を釋す、

【通釋】 夢は寐ながら覺ることある者なり、去れども形體活動せざれば、確と知り覺りて實際に物事をなすことを得べからず、

【解義】 【臥而以爲然】夢中に知り覺ることあり、以て然りとなすなり、

【說】 臥、夢、

此れ臥夢の義を釋せんとするも、其の義已に明かなれば述ぶるのみにて別に、釋せざるなり、本篇此の例他にもあり、亦時に闕文の者もあり、隨處一々註明せ

則知亦無所附、臥則暫無知、夢則有知、而實非知、平則不用、其知三者皆倏然也、云へり、乃ち知覺は形體に附けり、形體動かざる時は、知覺も附することなし、今臥するときは、形體動かす、暫時即ち其の動かざる間は知覺の働きは止まれり、夢みるときは知覺あれども、其の實眞の知覺にはあらず、平にして何等の欲することなく、惡むことなし、知覺を働かすことを用ひず、されば此の臥夢平の三者は共に、其の知覺澹然として靜かなりと云へる義にして、其の説巧妙なれども、他の經説は皆各、一義毎に説きしに、此の臥夢平の三字のみ併合して一説の下に釋するは疑ふべし、故に今取らず、參考として茲に掲ぐ、

利、所得而喜也、

【大意】 此れ利の定義を下だす、

【通釋】 利は實事實物の結果に就いて、我が得て喜ぶことあるを、利と名づくるなり、

【解義】 【利所得而喜也】所得は有得と同じ、既に上文に解せり、

【說】 利、得是而喜、則是利也、其、

利也、非是也、

【大意】 此れ害所得而惡也の義を釋す、

【通釋】 害所得而惡也とは何ぞや、矢張り是の或る事物を、我が手に握り占めながら、是れは不可なりと思ひ、惡めることは、是れ害と名づくる者なり、而して其の利と云へる者は、是の反對に出づる事柄を指して謂へるなり、

【解義】 已に上文に見ゆ、別に説かず、

治、求得也、

【大意】 此れ治求得也の義を釋す、

【通釋】 治とは物を治むると物が治まるとの二意あり、去れども吾より治まることを得んと求めざるときは、治まらず、されば、治とは吾より先づ物を治むるを得んと求むるなり、

【解義】 【治求得也】得は上文の所得而喜也所得而惡也とある得の字と同じ、求得とは或る其の事を是非に己が手に入れんとするなり、畢沅は言事既治所求得と注すれども、非なり、經説と合はず、

害也、非是也、

【大意】 此れ利所得而喜也の義を釋す、

【通釋】 利所得而喜とは何ぞや、得とは是の或る事物を我が手に握り占めて是れならば大丈夫なりと嬉しく感ずるは、是れ利と名づくる者なり、而して其の害と云へる者は是れと反對に出づる事柄を指して謂へるなり、

【解義】 【得是而喜】是とは是邦是人などと云へる是の字にして、汎く一般に或る事物を云へることにて、必しも一事一物を的確に指定して稱するにはあらず、【非是也】是とは上文の得是而喜とあるを指して是と云へるなり、

害、所得而惡也、

【大意】 此れ害の定義を下だす、上文の利の定義と相對して言ふ、

【通釋】 害とは我が得たる實事實物の結果に就いて、惡むことあるを害と名づくるなり、

【說】 害、得是而惡、則是害也、其、

【說】 治、吾事治矣、

【大意】 此れ治求得也の義を釋す、

【通釋】 治とは事物の既に治まりし跡を言ふにあらず、吾自から治を得んとして治むることを、仕事として務めつゝあるなり、

【解義】 【吾事治矣】事は、論語に回雖不敏請事斯語、矣とある事の字と同じ、本務として行ふことなり、孫注には言吾事則自治其身とあれども、從ひ難し、

譽、明美也、

【大意】 此れ譽の定義を下だす、

【通釋】 譽とは人の善美を世に著はし明かにすることを、譽と名づくる、

【說】 人有治、南北譽之、必其行也、其言之忻、

【大意】 此れ譽明美也の義を釋す、

【通釋】 譽明美也とは何ぞや、是れ徒に人の意を迎

かへて、阿り諛ふを謂ふにあらず、今人の内に物事を治むるに、彼を爲さん乎、又は此を爲さん乎と惑うて意志未だ定らざることあらんに、傍より其の一方を譽めて、之を決行せしむ、此の如き者は、其の言は誠に忻悦すべきなり、此れを譽明美也と謂ふ、

【解義】「人有治南北」南北は或は南せんとし、或は北せんとし、決せざることを謂ふ、張惠言は南北は兩岐なりと云へり、即ち彼此と云ふが如し、【其言之忻】忻は悦なり、「ヨロコブ」と訓ず、

誹、明惡也、

【大意】此れ誹の定義を下だす、

【通釋】誹は「ソシル」ことにて、人の惡きことを世に著はし示すことを、誹と名づく、

【說】使人督之、誹必其行也、其言之忻、

【大意】此れ誹明惡也の義を釋す、

【通釋】誹明惡也とは、何ぞや、徒に人の過失を誹

きて、不名譽を取らしむるを謂ふにあらず、人に惡事あるを見れば其人をして自から之を正さしめ、其の惡事を誹りて其の自ら正すことを決行せしむ、此の如き者は、其の誹りも亦忻悦すべきなり、此れを誹明惡也と謂ふべし、要するに譽むるも誹るも、共に理由なくして爲すべからず、

【解義】「使人督之」督は正なり、人をして自から其の惡を正さしむるなり、孫注は上文の人有治南北とあるを人治有南北と改め、上文の吾事治矣に連屬し、吾事治則自治、其身、人治則當廣求之四方、亦上文所云求得之意となし、使人督之を、上文の其言之忻と連屬し、督を篤の借字となし、人をして善行を爲すことに篤からしむと解せり、今張惠言の説に依りて、本文の如く解釋す、

舉擬實也、

【大意】此れ舉の定義を下だす、

【通釋】舉とは、名を擧げて實に擬へ度りて、名實をして一ならしむるを、擧と名づく、

【解義】「舉擬實也」擧は稱なり、擬は比擬なり、乃ち

者也、名若畫僂也、言也者、謂言猶名致也、

【大意】此れ言出擧也の義を釋す、

【通釋】言とは口より聲を出だして、能く物名事名を辯へ定むることを謂ふなり、名は宛かも虎を畫くが如く、畫ける虎は實の虎とは相違あることあり、名は必しも實と相稱はざることあり、言とは物名事名によりて、推し尋ねて、其の實體實相を致し究むることとを謂ふなり、乃ち是れ古來の言の字に對せる解釋となす、

【解義】「故言也者」故は經に故所得而後成也と定釋せるが如く、或る一事の結果より亦一事の成立することなれば、此所にては、經に言擧實也と定めたる上は、彼の口之能出名と、言猶名致との二件を以て、言の字の意義を説明す可しとの考へより、故の字を以て句首に冠せしなり、而して下句の言也者の上にも、故の字を加へて看るべし、上を以て下に蒙らせ

【說】故言也者、謂口之能出名、

【大意】此れ言の定義を下だす、

【通釋】口より發する辭を言と謂へるが、其の本は身の外に事物ありて、身中の心に感動し擧げて之を口に出だす者なり、

言、出擧也、

【解義】「告以文名」文名は文飾せる名稱なり、孫注に文名は、疑らくは之名の誤にて、之名は是名と云ふが如く、正に下句の擧彼實也の彼實と相對すとなせり、【擧彼實也】彼の實物に對して各、文名を付するを言ふ、下文の經說に名物達也、實必待文名也と云へる處、宜く俱に參照すべし、

【說】擧告以文名、擧彼實也、

【大意】此れ擧擬實也の義を釋す、

【通釋】擧擬實とは、何ぞや、人に告ぐるに文飾せる名を以てし、因りて彼の物事の實體を稱へ著はすことを曰ふなり、

異字とあり、【謂口之能出名者】謂の字、諸本に諸に作る、之能の二字諸本に能之に作る、注家諸說紛々皆明瞭ならず、今並に意を以て改む、下句に言也者謂言猶名致とあり、是れ本句の言也者謂口之能出名者と相對して言へるなり、【謂言猶名致】猶は由と通ず、致は推し極むること也、

且言然也、

【大意】 此れ且の定義を下だす、

【通釋】 且とは將に然らんとする時を言へるなり、

【說】 且自前曰且、自後曰已、方然亦且、

然亦且、

【大意】 此れ且言然也の義を釋す、

【通釋】 且言然也とは、何ぞや、是れ二の意味あり、抑も且とは時間を區別せる名なるが、時間に將來過去現在の三つあり、物事の起らざる前、即ち未來の時よりして曰ふときは、之を且と曰ふ、物事起りし後よりしては、之を已と曰ふ、是れにて且の字の意味を解

すべし、尙又、物事の起りつゝある時も亦且と曰ふことあり、要するに且は或は將來或は現在の二時を言ひ見はすものと承知すべし、

【解義】 【自前曰且】凡そ物事を言ひ述ぶるに、事前即ち將來の時を且と曰ふ、且は將と同じ、孫注に依れば歲且更始の且の如きは將然の且なり、【自後曰已】凡そ事後即ち過去の時を述ぶるには、已と曰ふ、即ち已然の事なり、【方然亦且】方然とは、今方に然りつゝある時を云ふ、即ち現在の事なり、孫注に依れば、詩經に匪且有且とある且を、毛傳に此也と釋せるが如きは、方然の且なり、

君臣崩通約也、

【大意】 此れ君の定義を下だす、

【通釋】 君とは、凡そ國には臣あり氓あり、臣は君に仕かへて祿を食み職に任ず、氓は農工商等の業に従事し、各、租税を出だし力役に服して、官に事ふ、君は此の臣氓が通じ約して君と仰ぎ事ふる者なり、

【解義】 【君臣崩】崩は氓と通ず、「タミ」と訓ず、もと民は土人を謂ひ、氓は他處より徙り來れる者を謂へ

ども、亦通じて稱することあり、此所は民と同義に用ゆ、【通約也】其通して約束する所なることを謂ふ、

【說】 君以若名者也、

【大意】 此れ君臣崩通約也の義を釋す、

【通釋】 君とは是の臣民に對して主權者を名づくるなり、故に臣民なきときは、是れ君の稱は必要ならざるなり、

【解義】 【君以若名也】若は此と同義なり、此とは經文の臣崩を指して言ふ、

功利民也、

【大意】 此れ功の定義を下だす、

【通釋】 功とは、徒に君主の爲め又は己が爲めに利益を圖ることを云ふにあらず、乃ち人民に對して利益を與ふる者を、功と稱するなり、

【說】 功不待時、若衣裘、

【大意】 此れ功利民也の義を釋す、

【通釋】 經文には功利民也と簡括して示し言はるゝ

も、其の功を爲すには亦機會あり、即ち功を爲さんには時の至るを待ちて、後ちに爲さんとするは、已に晚く後れたり、宛かも夏の未だ來らざるに及びて必らず輕衣を準備し、冬の未だ來らざるに及びて必らず重裘を用意するが如く、時の來るを待たず、先だち民に利益を與ふることをなすべし、然る後始めて功と謂ふべきなり、

賞上報下之功也、

【大意】 此れ賞の定義を下だす、

【通釋】 功の定義たるや、民を利するを謂ふこと前の如し、而して賞とは妄に上より下に物を與ふべき

にあらす、必らずや上たる者が下たる者の功に對して物を與ふることを賞と稱するなり、苟も然らずして有功の者にあらざるに賞を與ふるは、是れ濫賞にして正賞にあらず、

【說】賞上報下之功也、

【大意】此れ賞上報下之功也の義を釋す、

罪犯禁也、

【大意】此れ罪の定義を下だす、

【通釋】罪とは上より禁止せる法則を犯し破ることを、罪と曰ふ、

【說】罪不在禁、惟害無罪、殆姑、

【大意】此れ罪犯禁也の義を釋す、

【通釋】罪犯禁也とありて、經文に罪の定義を示せども、其の實は罪とすべきは、唯だ法禁を犯す者に在るのみならず、惟れ彼の罪咎なき良人を害ふときは、たとひ法禁に觸れざるも、亦相當の罪に及ぶべし、

【解義】【罪不在禁】罪は獨り法禁を犯す者に在るの

【大意】此れ久の定義を下だす、

【通釋】久とは、異なりたる時を徧く包括して言へるなり、

【解義】【久彌時也】彌は、徧なり、

【說】久、古今且莫、

【大意】此れ久彌異時也の義を釋す、

【通釋】久彌異時也とは何ぞや、古今は廣義に時を異にし、且暮は狹義に時を異にせり、古今且暮を徧く歴れば、久きなり、故に一日には一日の久きあり、歷代には歴代の久きあり、何れも皆異時を徧く歴るを久と謂ふ、

【解義】【古今且莫】莫は暮と同じ、

宇、彌異所也、

【大意】此れ宇の定義を下だす、

【通釋】宇とは徧く世界の端より端まで、即ち如何なる異地と雖へども皆宇の内に在り、

【解義】【宇彌異所】宇はもと屋檐なり、「ノキ」と訓す、上下四方を宇と曰ふは、屋を以て天地に喩へて云

みならざるを言ふ、宜く不の下に唯の字を加へ禁の上犯の字を加へて看るべし、【惟害無罪殆姑】孫注に、殆は隸の借字にて、隸は及なり、姑は辜と通じ、辜は罪なり、殆姑とは、罪に及び罹ること、

罰、上報下之罪也、

【大意】此れ罰の定義を下だす、

【通釋】前述の如く、法禁を犯すを罪と曰へるが、罪に對しては罰あり、罰とは上より下たる者の罪に向つて相當の制裁を報い與ふることなり、

【說】罰、上報下之罪也、

【解義】【罰上報下云云】按するに本文前文の賞上報下之功也の語と共に、單に經文のみを掲げて、經說なし、張惠言孫貽讓王國運の諸家、或は以て未詳となし、或は質亂ありとして疑を闕けり、蓋し二句俱に既に意義明白にして、別に解說を要せざるを以て、之を闕けるなり、前文に臥夢の二義に對して、其義明かにし易ければ經說なきと一例なり、

久、彌異時也、

へること、「呂覽」下賢篇の高注に見ゆ、此所にも、屋檐を以て云へども、亦汎く上下四方に喩へて云へり、故に徧く異所を稱すと説きしなり、

【說】宇、東西家、南北、

【大意】此れ宇彌異所也の義を釋す、

【通釋】宇彌異所也とは、何ぞや、何地に限らず、我が家を以て中央となし、東西南北の方名、從うて與るものにて、本來孰れか東孰れか西又孰れか南北と一定して動かざる者にはあらず、此の異なる場處を、概稱して宇と名づくるなり、

【解義】【東西家南北】家の宇、願王二氏は、以て衍文となす、孫注は家は中と云ふが如し、四方もと定名なし、家の在る所を以て中となす、故に家の宇を方名の間に著して、本文の如く云へりと釋せり、今姑く之に從うて解す、王國運は宇東西を句とし、家南北を句とし、四檐を宇とす、家に南北あるを以て、故に宇も東西に分つ、異所に因りて名を異にす、此れ上文の久古今且莫の語と共に、時地の定まることなく、且暮亦久と云ふ可く、東西亦宇と爲す可きことを明かし、前文

の同異の説を廣むと云へり、又本文の經に宇彌異所也とあるを、舊本には宇を守に作る、張惠言は據りて經說の宇東西の上に、守の字を補ひ、上の久、古今且莫を解して、古今且暮異時にして而も久しと云ひ、守宇東西家南北を解して宇に東西あり、家に南北あり、異所にして而も各守ると云へり、此れ亦一説として存すべし、

窮或有前不容尺也

【大意】 此れ窮の定義を下だす、

【通釋】 窮とは、物の窮まる處にて、既に盡きしには非ず殆んど盡きなんとする處なり、之を布幅に譬へば或は前端あらんも、其の間寸尺だも容れざる極めて盡き易き處を窮と曰ふ、既に盡くれば無なり、盡きなんとして切迫の處是れ窮なり、

【解義】 【或有前不容尺】有前とは端の有るとを言ふ蓋し布幅を以て喩となせり、不容尺とは、端より尺に至るを半とす、半にだも及ばざるを不容尺と曰ふ、是れ極めて窮り易きを謂ふ、詳かなることは、經說に見ゆ、

【說】窮或不容尺有窮莫不容尺無窮也

【大意】 此れ窮或有前不容尺也の義を釋す、

【通釋】 窮或有前不容尺也と經文にはあれども、抑も窮に二様の窮あり、或不容尺とて前に尺に足らざる餘地あるときは、極めて短小とは云へど、猶窮と謂ふべき場處あれば、全く物なきにあらざる、然るに莫不容尺と云ふに至りては、一尺に足らざる餘地だもなく、最早極めて短小なる窮と云べき場處もなきなり、窮に此の二様ありて、前者は實形上の窮なり、物未だ窮せずと雖へども、窮の形あるなり、後者は虚形上の窮なり、物已に窮すと雖ども、窮の形なきなり、

【解義】 【或不容尺】或不の間、經文に依れば、有前の二字あるべきを略せしなり、下の莫不の上も亦同じ、**盡莫不然也**、

【大意】 此れ盡の定義を下だす、

【通釋】 盡とは、窮の猶ほ餘地あるとは同じからずして、如何なる時場處も、打ち揃うて、然らざること

莫きを盡と名づく、

【說】盡俱止動

【大意】 此れ盡莫不然也の義を釋す、

【通釋】 盡莫不然也の義は行止の上に就いて看よ、今行動も亦盡き、止息も亦盡くときは、是れ經文にある莫不然の義なり、即ち盡とは事の動靜に關せず、俱に然らざることなきを云へるなり、

始當時也

【大意】 此れ始の定義を下だす、

【通釋】 始とは、事物の初めて起る當時を始と名づく、

【說】始時或有久或無久始當

無久

【大意】 此れ始當時也の義を釋す、

【通釋】 始當時也とは元來始と云ふことは物事の起りし本を、時已に久きを歴て後に追ひ溯りて云ふと

化徵易也

【大意】 此れ化の定義を下だす、

【通釋】 化とは物の外に見はる、微、乃ち外形の状が、變易するを化と名づく、

【解義】 【化徵易也】徵は證微なり、目に見て依據となす者、乃ち形状の特徴を謂ふ、易は變易なり、

【說】 化若詭爲鶉

【大意】 此れ化徵易也の義を釋す、

【通釋】 化、微易也とは如何なる義かと云はん、例へば蛙の化して鵝となるが如く、從來の甲の物體が、乙の物體に全然轉じ易はることを化と名づく、

【解義】 【若、龜爲、鵝】 龜は蛙なり、蝦蟆の屬、淮南子の齊俗篇にも夫蝦蟆爲、鵝生非、其類唯聖人知其化とあり、荀子の正名篇に、狀變而實無別而爲異者謂之化、有化而無別、謂之一實とあり、楊注に狀雖變而實不別爲異所、則謂之化、化者改舊之名、田鼠化爲鴛之類雖有化而無別異、故謂之一實、言其實一也と云へり、今此所の化も、亦「荀子」の云へる所と相同じ、但龜の鵝に化することは、月令に雀入海爲蛤、腐草化爲螢の類の如く、疑ふべしとなす、姑く文義に依りて解をなすこと此の如し、

損、偏去也、

【大意】 此れ損の定義を下だす、

【通釋】 損とは全部を去るにあらず、其偏なる半部を去ることなり、

【解義】 【損、偏去也】 偏は半なり、偏去とは是れ全部を二分して、其の半を去りて、半部を残すこと、

【說】 損、偏去者、兼之體也、其體或去或存、謂其存者損、

【大意】 此れ損、偏去也の義を釋す、

【通釋】 損、偏去也とは何に物を偏去するかと云はん、に兼之體として、兼體を合はしたる兼の中にて、其の一體を損し去ることを、損と名づく、故に損は物の全く無きを謂ふにあらず、其の兼ね合はせる兼體中に於て或は去り或は存して其の存する者の中にて、幾部分を損することを損と謂ふ、

【解義】 【兼之體也】 兼之體とは即ち上文の體若二之一尺之端と云へる義にして、兼とは兼體を合はせて兼ぬること、乃ち偏去とは合せ兼ねたる兼體の中にて、其の一體を損し去ることを言ふ、【謂其存者損】 損とは半部を去りて、半部を存するを言ふ、若し全部を去るときは、是れ既に損の程度を經過して無なり亡なり、損と曰ふべからず、

益、環氏也、

【大意】 此れ益の定義を下だす、

闕く、

動、或徙也、

【大意】 此れ動の定義を下だす、

【通釋】 動とは、人物の其の故より居れる地を去りて外所へ徙れるが如きを、動と名づく、

【說】 動、徧際徙者、戶樞免瑟、

【大意】 此れ動、或徙也の義を釋す、

【通釋】 動、或徙也とは動くときは、徧際として所接の地を徧く行き渡りて見落す限なく、大に動くなり、動くことの功効は、宛も戸樞の常に運轉して蠶蝨に蟲ばみ殘はるゝことを免るゝが如く其の活動するによりて、益害を避け得らるゝことあり、

【解義】 【徧際徙者】 徧際徙の三字もと徧、祭、徙に作る未だ詳ならず諸家皆以て誤りあらんと爲せり孫註には徧際徙の訛ならんと云へり、今姑く之を用ゆ、徧は周徧なり、徧際は所接の地を周徧すること、孫氏は解せり、【戶樞免瑟】 戶樞は戸の樞なり、「トボン」又は「クル」と訓ず、瑟は張惠言は蠶と通ず、戶樞の蠶せ

【說】 庫、區、穴、若、斯、貌、常、
義未だ詳かならず、張惠言、孫貽讓、王國運等、皆解を

庫、易也、

【大意】 此れもと益、環氏也の義文を釋す、

【通釋】 環氏と云へることは環の根柢となるや相俱に根柢となりて旋轉して窮りなし、故に物其れ自身が自から生じ自から多くすることを益と曰ふ、

【解義】 【環、俱、氏也】 僅かに俱の一字を、中間に挿みて、環氏の義を釋す、春秋左氏傳隱公元年に、經文の春王正月の義を、僅かに一字を、中間に挿みて、春王周正月と解釋せしと同一筆法とす、

【說】 環、俱、氏也、

ざるは、動く故なりと云へり、

止以久也

【大意】 此れ止の定義を下だす、

【通釋】 止はもと自然に止まるを謂ふにあらず、久しきを以て之を止むるなり、即ち止らざる可らざる様に仕向けて止まらしむるなり、

【解義】 【止以久也】 久は榮柱なり、解は下文の經說に見ゆ、孫注は以は已と同じ、事已に久を歷るが故に止まるなりと解する説もあり、畢沅孫貽讓の説なり、張惠言は止以久生と云へり、今其の説を用ふ、

【說】 止 無久之不止、當牛非馬、若人過楹、有久之不止、當謂馬、非馬若人過梁、

【大意】 此れ止以久也の義を釋す、

【通釋】 止以久也とは、何の義ぞや、曰く止に二様あり、無人之不止と云うて、他よりの防止にて止まる者あり、今之を説かん、全體に久とは、もと榮柱とて

物の往來通行を止むる爲めに立つる柱木を久と曰ふなり、止は物の止らざるを止むるにて、物はもと止れるにあらず、唯だ久ありて支へ止むるが故に止まり、さればもとの止らざるに對して、止まると云へる名稱は起れり、譬へば牛と名づくるも、本は牛と云へる名を專有せしにはあらず、他に馬と云へる動物がある故に之に對して牛と名づけしが如し、又人の楹を過ぐるとき止まるが如し、今人の堂上を行くに楹の在る處を過ぐるときは、必ず止りて之を避け繞りて行けり、此れ楹に遇ふが故に止まれり、若し楹なきときは止まらず、是れ止は久を以て生ずる一義なり、亦、有久之不止と云ふ者あり、成程久の柱木ありて、往來通行を遮り止むるとも、善く精察すれば、行くべからざるにあらず、尙ほ實は其の行くことを勸むる様に成りて居るなり、乃ち其の初めは止むるに似て、終に止むるにあらず、其の義の精微にして避に辨じがたきことは、馬を指して馬に非らずと謂ふが如し、又人が橋を過ぐるが如し、人が通行して橋に遇へば止まるも、其の實終に橋に因り渡りて行くなり、されば橋は結果通行を便にする所以にして、久は結果人

必不已也

【大意】 此れ必の定義を下だす、

【通釋】 必とは、事を行つて已まざることを、必と名づく、

【說】 必 謂臺執者也、若弟兄、一然者、一不然者、必不必也、是非必也、

【大意】 此れ必不已也の義を釋す、

【通釋】 必不已也とは、何の義ぞや、必とは臺執とて、物事を持執することを謂ふなり、例へば弟と兄とありて、其の一人は或る事物を以て然りとし、一人は以て然らずとするが若きは、是れ必らず之を必とすること能はざる者なり、是の如きときは、眞の必にあらず即ち必と云へば、是れ絶對的に然らざることを無き者なり、

【解義】 【謂臺執者也】 臺は持なり、臺執は執持と其の義同じ、畢注には臺疑、握字、說文云臺古文握、握執

の用を利する所以なり、是れ止は久を以て生ずる二義なり、而して此の止は永久の進むを圖るが爲めに暫く止まることなれば、止の最も善き者なり、

【解義】 【無久之不止】 久は榮柱なり、「周禮久諸楹以觀其橈」とあり、又「考工記」に「楹人炙之牆以觀其橈」とあり、炙は久と同じ、注に猶柱也とあり、王國運は久の字を解して、久は以て行に象り、は以て物有りて以て之を止むるに象るとなせり、【當牛非馬】 當は若と義同じ、已に前に屢々見ゆ、【若人過楹】 楹は大柱なり、【當馬非馬】 當は若と同じ、馬を馬と呼ぶは、何人も能くするも、馬を馬にあらずと云ふことは、形迹の外に出て、其の理を求めざる時は得べからず、此れ其の事の精微の理に涉りて、容易に知りがたきことに喩ふるなり、「公孫龍子」に「白馬非馬の論あり、文長ければ略す、宜く本書に就きて參考すべし、【若人過梁】 梁は橋梁を謂ふ、「ハン」と訓ず、人の橋梁に遇うて止まるは、眞に止まるにあらず、因りて通行するなり、即ち橋詰の處に至るとき、路忽ち窮するが如くにして、忽ち復た大に通ずると同じく、止むるに似て、實は此に因りて大に行くことを得るなり、

言執持必然者也とあり、去れど「淮南子」の儆慎訓に臺簡以游太清とありて、高注に臺猶持也とあり、「釋名」の釋宮室にも、臺持也、築土堅高能自勝持也とあれば、土を築きて臺と名づくるも、本とは持の意義より出づるに似たり、故に此所も亦必しも臺の字を改めて持に作るに及ばざるがごとしと、孫注に見えたり、「若弟兄一然云云」必とは、もと異同の論あるにより、是非に其の是とする所を貫かんと欲して執持することありて、必と云へる名始めて起るなり、而して異はもと同より出づること、已に上文の同重體合類云云の條に見えたり、故に此所亦兄弟を以て喻をなせり、乃ち兄弟は天然の親と雖へども、其の論各、異なるときは、相同じからざるなり、是れ異の同より出づるを見るべし、故に若弟兄一然一不然者と云へり、「必不必也云云」此れ特に必は不已の義たることを釋す、必と不必とは、即ち上句の一然者と一不然者とを分承して言ふ、是不必也とは、是の如く兩者俱に存立しては、必と云ふべからず、徹頭徹尾其の理を執持して勝たざれば、已ますして、乃ち始めて必と爲ることを得るなり、

平同高也、同長以舌相盡也、中同長也、

【大意】 此れ平の定義を下だす。
【通釋】 平とは物の高さを同くするを、平と名づく、又物の長さを同くし、同く出で、同く盡くるを平と名づく、圓界の中心點も、是れ其の長さを同くする平と云ふ者なり、
【解義】 【平同高也】平は等平也と、「詩經」小雅の伐木篇の鄭箋に見ゆ、畢注には言上平也と本文を解せり、孫貽讓は陳澧が説に、此れ即ち海島算經にある兩表齊高なりと云ひ、又幾何法に兩平行線の内、兩平行方形あり、兩三角形あり、若し底齊しければ形も亦等し、とあるは、其の理、亦墨子の此所に該すと云へるを探りて、本文を釋せり、「同長以舌相盡」舌は、畢沅は正の字と釋し、孫注には「集韻」に正唐武后作舌とあるを引きて證となせども、王國運は今の俗書にも二山を出の字となせば、此れ即ち同く出で、同く盡くることを、同長と爲すと云へるなりと解せり、今其の説を用ゆ、即ち本文は上句の平同高也とあるは、高度

の同きを平と名づくといひ、本句は又長度の同きに就いて、平の義を定めたるなり、「中同長也」是又同長の別例を擧げて、平の意義を擴張して言へるなり、孫注に、幾何法に圓界は中心に至りて直線の俱に等きを作すとあるは、即ち是れなりと云へり、尙ほ經說に詳かにす、

【說】平(同) 楗與柱之同長也、心中自是往相若也、

【大意】 此れ平同高也同長以舌相盡也中同長也の義を釋す、但同長の説ありて、同高の説なし、疑らくは散脱せしならん、孫注は同長即ち同高なりと云ひ、王國運は同長の同高と異なることを示さんが爲めに、特に之を擧げしなりと云へども、俱に未だ稿ならず、【通釋】 【平同高也】同長以舌相盡也中同長也とは、何を以て云ふか、(同高の説此所にあるべき處、今闕文なれば省く)同長とは、其の長さたゞ其の出づる處より盡くる處に至るを以て度となし、大小の差は必しも相等からず、例へば楗と柱との小大方圓同じか

らずして、而も同長なるが若きなり、中同長也とは、圓界の中心點は、四邊の何れよりも、其の長さは相等しきことを謂ふなり、是れ平は等齊の義なること、以て知るべきならずや、

【解義】 (平同) 諸本たゞ同の字ありて、平の字なし、恐らくは脱せしならん、今他の經說を以て例し平の字を補ふ、「楗與柱之同長」楗は門戸を閉ぢ固むる横木なり、「クワンヌキ」と訓ず、楗は柱より小にして、柱と方圓の形又同じからざるも、楗は楗の盡くる處にて楗の長さ盡き、柱は柱の盡くる處にて、柱の長さ盡く、是れ長さ一杯の度は同きなり、「心中自是往云云」【考工記】に匠人置槩の事あり、即ち是の理を擧示せり、一箇の表を中央に立て、以て日の出入の景を測り、其の端を規畫し、更に景の東西南北の端に、各一表を立て、中の一表を以て心とし、外の四表を邊とし、周匝して圓形を成すときは、圓邊より多線を爲して、中點に往き湊まる、其の長さ諸線必らず正に相等し、此れ即ち本文に云へる心中自是往相若の義なり、尙ほ下文圓寫交也の解義を參看すべし、

厚有所大也

【大意】 此れ厚の定義を下だす、

【通釋】 厚とは何ぞや、形ありて始めて厚薄を言ふべし、萬物物として著はれて、一より二を積み、二より三を積み、次第に相積みて十百千萬億兆よりして無限に至り極むべからず、是れ厚とは茲に大なりとする所の物ありて生ずるなり、然らざれば薄もなく厚もなきなり、

【說】 厚 惟無所大

【大意】 此れ厚有所大也の義を釋す、惟無所大の語を以て、有所大也の義を解説するは、甚だ矛盾なるが如くなれども、其の實は然らず、說、解義に見ゆ、
【通釋】 厚有所大也とは、有所大が故に厚しと云ふにあらず、寧ろ惟大とする所無ければなり、其の故如何と尋ねんに、物既に有形なるときは、如何に極むべからざる至多なる積量と雖へども、何日には必らず數へて窮むべし、惟無形の物に至りては、始めより形ち無きと共に、亦幾何程と推し究めて言ふこと能は

ず、既に厚は所大ありて生ずる者となすときは、是れ無形より大なることなくして、厚も即ち此より厚きことなきなり、

【解義】 【厚無所大】 厚は薄の反對にして、積の大なる者なり、薄は厚の反對にして、積の小なる者なり、然れども此れ比較的の語なり、無とは有の反對にして、何等の認むべき物なきなり、故に凡そ萬物、形ちを指して皆有とし、形の外皆無とす、無形と有形と表裏を相爲すが故に、形物の厚きは、無厚を限度とす、乃ち無厚と有とは同一體の關係あり、されば其の有厚として大なる者は、無厚としても亦大なる道理なり、要するに經に有所大と云へるは、萬物は有形に始まり、既に有形たれば之を積みて、其の厚きこと極むべからざるを言うて、厚とは物の積數を表明する語なることを指示し、經說に無所大とは無は有の本たり、有は無に因りて生ずれば、無に因りて之を積むときは、其の厚きこと極りなきことを釋す、乃ち前者は形而下に就いて説き、後者は形而上に就いて説けるなり、

圓一中同長也

【大意】 此れ圓の定義を下だす、

【通釋】 圓とは何ぞや、一點を中央に立て、四方八方何れに於て之を量るとも、皆其の長さを同くする者、即ち是れ圓なり、

【解義】 【一中同長】 孫注に鄭伯奇の說を擧げて曰く、即幾何言圓而惟一、心、圓界距、心皆等之意と、又、陳云幾何原本云、圓之中處爲圓心、一圓心惟一、心無二心、故云一中也、同長義見前、劉岳云、此謂圓體自中心出徑綫至周等長也と、

【說】 圓 規寫交也

【大意】 此れ圓一中同長也の義を釋す、

【通釋】 圓一中同長也とは、何を以て之を知るか、今試みに規「ブンマハシ」を以て圓形を圖畫するとき、必らず交なる者ありて見はるゝなり、交とは、交互せる義なり、即ち規の圓形を畫くや、其の邊線周市て相濬る、之を交と名づく、亦或は直線を爲し、以て圓心中に濬り、交互して十字形を成す、之を交と名づく

く、此の交の見はるゝに由りて、圓の一中同長たることを知るなり、

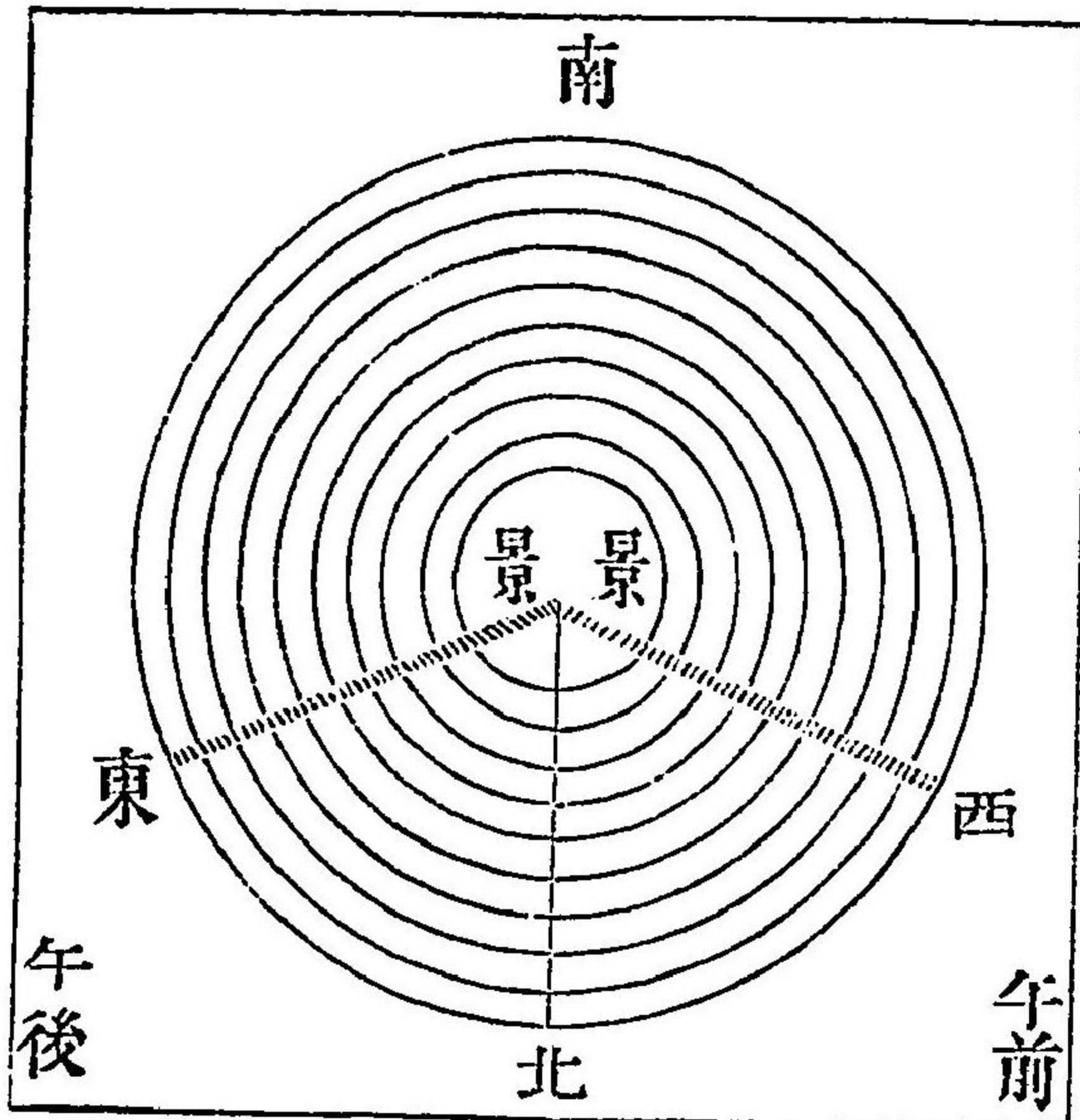
【解義】 【規寫交也】 規は圓形を畫く器なり、「ブンマハシ」と訓す、今の「コンパス」の類、寫は象なり、此にては其の象を圖畫することを云ふ、「考工記」に匠人置槩（梟）と同じ水平地に立て繩を垂れ直線を取り標準となせる長さ八寸の木なり、以懸晷、以景爲規、日出之景與日入之景とあり、鄭注に日出日入之景、其端則東西正也、又爲規以識之者爲其識、審也、自日出而畫其景端、以至日入、既則爲規測景、兩端之內、規之規之交乃審也、度兩交之間、中屈之以指槩、則南北正と云へり、乃ち水平地を規畫し、數重の圓形を成し、中央に槩を立て、日東方に出づれば、其の景表の西にあり、日西方に入れば、其の景表の東にあり、日景の交規の處を視て、其の端を識るせば、東西正く、又兩交相距る中間を取り、之を屈して槩を指し以て南北を量れば、南北亦正しきなり、今其の略圖を擧げんに茲に示すが如し、
古人の傳説に據るに先づ方一丈の地に於て四角に柱を立て、繩を以て之に垂れて、其の正を取り、水を以

は影端と外規と齊しき者に據りて爲せり、内なる數重の規も亦此を以て推すべし、

方、柱隅、四雜也、

【大意】 此れ方の定義を下だすなり、

【通釋】 方とは方形なり、方形を解説するは、方形柱の隅角四雜するを以てすべし、四雜とは、四圍共に周市して、廣狹の差なきなり、是れ方形の正體なり、



て地に注ぎて其の平を取り然る後に規を爲すこと數重葉(八寸の表木)を中央に樹て復た繩を以て之に垂れて其の直を取り葉端の影規に齊しき者を以て皆之を識す、乃ち衡界午前午後の影なれば、東西正し又之を中屈して葉を指すときは南北亦正し、但し此圖

【說】方、矩見、交也、

【大意】 此れ經の方柱隅四雜也の義を釋す、

に之を引けり、

倍、爲二也、

【大意】 此れ倍の定義を下だす、

【通釋】 倍とは、一に一を加へて二と爲すことなり、故に倍とは、其物が二あることなり、

【說】倍二尺與尺、但去一、

【大意】 此れ倍爲二也の義を釋す、

【通釋】 倍爲二也とは何ぞや、試に尺度の上に言はん、二尺は一尺に一尺を加へし數なり、倍とは乃ち二尺と一尺とに就き但相去ること一尺なるを云ふ、即ち其の物と同じ數が、更に一つ加はり、又加はれるを倍となすなり、

【解義】 【但去一】去は距と同義にして、比較することとなり、此れ但相比較するときは一尺の差なることを云ふ、

端、體之無序而最前者也、

【大意】 此れ端の定義を下だす、

【通釋】 方柱隅四雜也とは、何ぞや、今試みに矩、マカリカネを以て方形を圖畫するときは、必らず交ありて見はるゝなり、即ち矩の方形を畫くや、其の邊線は周市りて相濼り、及び隅線相互貫して、亦皆交を得べきなり、

【解義】 【矩見交也】矩は方形を畫き成す器なり、サシガネ又は「カネ」と訓す、孫注に「以矩寫方形、其邊綫周市相濼、及隅綫相貫、亦皆謂之交也」とあり、舊本に「矩見久也」に作る、王國運は經の圓規寫交也を圓規寫支也の舊文を用ひ、又柱隅四雜を、畢本に従ひ柱隅四雜となし、以柱立四隅維之成方と解し、此所を、萬物之數生於圓方故以規知御之作規者立中心而寫其外、則成圓形、支者寫圓之器也、用矩者必成勾股、久者其弦也、云久者兩端所距之處と解せり、今孫注を用ふ、此れ著者の意は蓋し規矩二者の用を並べ説き、以て方圓の二形は迹異なれども、其の理は同じきことを指し示せるなり、「周髀算經」に圓出於方、趙爽注云、方、周匝也、周易乾鑿度の鄭玄が注に、方徑一而匝四也とあり、「呂覽」の論人篇に圓周復雜とありて、方圓二形の同理なるを云へることは、孫注亦既

【通釋】端とは物の發端にて、何れも與に相次ぎ叙ぶることなく、而も最も一番前に在る者なり、乃ち極めて絶對に最初に在りて其の順序を他と比較し得ざる者が、是れ端なり、

【解義】體之無序云云【陳氏は經說に端無同也とあるに據りて、端は即ち西法（西洋數學）の謂はゆる點なり、體之無序とは、即ち西洋に謂はゆる線なり、序は、東序西序の序の如く、猶ほ兩旁と云ふがごとし、幾何原本に線有長無廣とあり、無廣是れ兩旁なきなり、又線の界は是れ點にして、點は是れ線の盡くる處、是れ本文にある最前なる者なり、又直線は止た兩端あり、兩端の間、上下更に一點なし、是れ本文の無同なる者と云へり、孫注は陳氏の點を以て端を釋せしことは甚だ精なれども、序を訓して旁となせるは、亦未だ其の義を得ずと云へり、張注も無序謂無與爲次序と解せり、今其の説を用ふ、

【說】端は無同也、

【大意】此れ端體之無序云々の義を釋す、
【通釋】端體之無序而最前者也とは何ぞや、是れ他

【解義】【謂夾之者也】夾は挾と同じ、

間不及旁也、

【大意】此れ間の定義を下だし、而して有間と問との異同を辨す、

【通釋】間とは何ぞや、即ち傍に及ばざる處即ち隙の中是れなり、

【說】間謂夾者也、尺前於區穴、而後於端、不夾於端、與區內及、及非齊之及也、

【大意】此れ間不及旁也の義を釋す、

【通釋】間不及旁也とは何ぞや、元來間と有間とは自ら同じからず、兩物が一物を夾むとは、有間と云ひ、其の一物を夾む物自身を間と云ふ、故に間とは、夾む者を謂ふ也、之を布幅に喩へて云はん、區穴とて前線の盡くる處に縫隙あり、今や尺度を以て布幅を度るときは、前に區穴あり、後に端あり、此の端と區穴に夾まらるる者は間にあらず、間とは乃ち是れ區

に之比びて同じき者無きなり、若し少しにても之と同じきとあらば、是れ無同と云ふべからず、乃ち端とは、絶對的無類なる最初なり、故に體之無序而最前者也と云ふなり、

有間中也、

【大意】此れ有間の定義を下だす、

【通釋】物と物と相夾む、其の中を間隙と云ふ、此れ間隙あるは、二者の中なり、

【解義】有間中也、孫注に陳氏の説を擧げて、幾何原本に、直線相遇うて角を作し、直線角を爲す、又曰く多界の間に在りて、形を爲す、皆是れ有間なる者なり、即ち線と界と之を夾むなり、

【說】有間謂夾之者也、

【大意】此れ有間中也の義を釋す、

【通釋】有間中也とは何ぞや、間とは元來物と物との間を云へば、自然夾まれて中央に位せり、故に有間とは、二物が双方よりして之を挾むことあるを云へるなり、

穴の内にして、但區内と相及ぶなり、是れ間不及旁也と云へる所以なり、而して不及とは、又亦齊等なる物同志が、相及ぶを謂ふにはあらず、但其の區穴の内に於て相及べるとを謂ふなり、即ち換言すれば、間とは區穴と端の夾める中間を云ふにあらずして、區穴の内に就いての中間を云へるなり、若し前者の中間ならば、謂はゆる有間謂夾之者也と云へる者なり、是れ乃ち有間と問との區別なり、

【解義】【尺前於區穴】尺は物を度る尺度なり、區穴は空隙なり、此所は布幅裁削の縫隙を云ふ、即ち我が邦俗の云はゆる耳の類なり、凡そ古の布幅は皆廣さ二尺二寸、衣を爲るときは、其の邊幅を削ること各一寸にして、之を縫ふこと、「儀禮」の喪服篇の賈公彦が疏に見ゆ、尺前於區穴とは、尺は區穴と云ふ者を前に控ふるなり、【非齊之及也】齊は等なり、齊等とは區穴と端との如く、對等せる物を謂ふ、

纒間虛也、

【大意】此れ虛の定義を下だす、乃ち夾者と相及ぶは、之を間と謂ひ、其の相及ばざるは虛と謂ふべきな

【通釋】 構楹は柱上の枅なるが、楹と楹の間は、一木もなし、是れ即ち虚なり、

【解義】 【縹間虚也】縹は楹の假借字なり、柱端にある、枅を構楹と謂ふ、又單に楹と謂ふ、「トガタ」又「マスガタ」と訓ず、

【說】 縹間虚也者、兩木之間、謂其無木者也、

【大意】 此れ縹間虚也の義を釋す、

【通釋】 縹間虚とは、楹と楹との兩木之間を、縹間と云ひ、其の間は、別に遮り開る木なきことを虚也と謂へるなり、即ち虚とは兩物の間、何等の物なきを云へるなり、

盈莫不有也、

【大意】 此れ盈の定義を下だす、

【通釋】 盈とは、充滿して有らざる莫きなり、

【解義】 【盈莫不有也】盈は滿なり、

縹間は無木の處たり、又間を以て線を生ずるなり、盈積なるが故に厚し、尺は其の一邊なり、往とは弦なり、積の數を求む、但直方乗除の圓尖斜球を以てすれば、皆得べし、故に尺に於て得ざることをなしと解せり、姑く録して參考となす、

堅白不相外也、

【大意】 此れ堅白の定義を下だす、

【通釋】 堅と白とは、同體にして相外ならざるなり、

【說】 得二堅白異處不相盈、相非是相外也、

【大意】 此れ堅白不相外也の義を釋す、

【通釋】 何を以て堅白不相外也と云ふか、堅と白とは、二物なれども、石に於て之を求むれば、堅を得ると共に白を得、亦白を得ると共に堅を得、是れ二者を得るなり、堅は物の質にして、白は物の色なり、故に之を分離して二となし、其の處を異にするときは、堅は何れまでも矢張り堅と云へる性質にして、白と云

【說】 盈無盈無厚於石無所往而不得、

【大意】 此れ盈莫不有也の義を釋す、

【通釋】 盈莫不有也と、何を以て莫不有の三字を用ひて、盈の義を解説するか、即ち物は其の中に盈つること無ければ、厚の體を成すことなし、盈つることありて、乃ち厚の體を成すなり、今之を石に於て驗せんに、石の堅きと白きとは、全體に彌滿して、處として堅の有らざることなく、亦白の有らざることなし、是れ豈に以て盈つるときは厚きを成し、有らざるなきを知るべきならずや、

【解義】 【於石無所往而不得】石の字舊本に尺に作る、今孫枝に従うて改むれども、尺の字となすことも亦其の説なきにあらず、張注は所操約而無往不得是無盈而無不盈、若執有以求衆者、斯不盈矣と云へり、王國運は之を上句に連ねて一節として、縹虚線盈實積質を盈となす者は、積に據りて之を言ふなり、木は表なり、虚線兩表の外に在り、線有るときは虚ならず、虚線の間、乃ち虚たり、故に縹は兩木の間たり、

へる色にあらず、亦白は何れまでも白と云へる色にして、堅と云へる性質にはあらず、是れ相盈たざれば、亦即ち相外にして同體とならず、若し合せて同體とすれば、堅の内に白を含有し、白の内に堅を含有す、是れ相外ならずと爲すなり、

【解義】 【得二】二とは堅白を謂ふ、公孫龍子の「堅白論篇」に無堅得白、其舉也二、無白得堅、其舉也二とあり、此に得二とあるは、即ち得白と得堅とを云へるなり、【是相外也】此の説、亦公孫龍子に見ゆ、王國運は曰く墨子堅白不相外の説は、此れ物の同異相合する理を釋くに、時論の堅白説に即きて驗をなすなり、論語にも不白、堅乎磨而不磷、不白、白乎涅而不緇とありて、亦堅白のことを言へり、堅は物質を言ひ、白は物色を言ふ、堅と白と同處すべく、白と白と相盈つ、唯兩堅は同處すべからず、又相容受せず、其の相違ひ相外にするを以てなり、堅質已に定まる、故に必ず異處すと、

攫相得也、

【大意】 此れ攫の定義を下だす、

【通釋】 櫻とは結び着くる義なるが、櫻は別箇の物が、互に抱合し得るを櫻と云ふなり、

【解義】 【櫻相得也】櫻は結なり、「莊子」の太宗師篇の釋文に、崔譔の説を引きて、櫻有所繫著也とあり、相得の義は、下文の經說に解す、

【說】 櫻、尺與尺俱不盡、端與端俱盡、尺與端或盡或不盡、堅白之櫻相盡、體櫻不相盡、

【大意】 此れ櫻の定義を下だす、

【通釋】 何を以て櫻相得也と云ふか、今尺と尺と相櫻結するも、前に尙ほ區穴と云へる餘地あるが故に、兩尺俱に盡きず、端と端と相櫻結するときは、端は體之無序而最前者なるが故に、端の前には更に餘地なし、故に相櫻結するときは、兩端俱に盡くるなり、又一方の尺と、一方の端と相櫻結するときは、端は盡きて尺は盡きず、堅の性と白の色と殊なれども、同く石に託すれば性色相含み彌滿して間なし、故に相櫻結するときは俱に相盡くるなり、凡そ物は兩體

皆相櫻結す、但櫻結すれども各自一體をなし相含むこと能はず、是れ即ち相盡きざるなり、不盡とは其れにて止まらず、相盡くとは其れにて止まることなり、故に相得を以て、櫻の本義となせども、盡く相得る者と、必らずしも盡くは相得ざる者とあり、是れ亦知らざるべからず、

【解義】 【尺與尺俱不盡】此の喩は上文の尺前於區穴而後於端の言より來るなり、尺は尺度なれば、是れ物體に屬す、尺と尺と相結び着くるも、尙ほ區穴と端と前後するあり、故に俱に盡きざるなり、上文の經に窮有前不容尺也と云ひ、經說に窮或不容尺有窮莫不容無窮也と云ひ、亦經に盡莫不然也と云ひ、經說に盡俱止動と云へるを參照して、尺を以て有窮無窮を解するは、墨子の慣家法にして其の盡字を如何に解し用ふるかを悟るべし、

此、有以相櫻、有不相櫻也、

【大意】 此れ此の定義を下だす、

【通釋】 櫻の相得ることは、既に此の如し、比と云うて相並ぶことがあり、此の比には二通りありて、合比

とて、相櫻して結び着くる者あり、次比とて、順序に並びて相櫻せず結び着かざる者あり、

【解義】 【比有以櫻】比は比と通ず、並なり又、及なり、

【說】 比、兩有端而后可、

【大意】 此れ比有以相櫻也、有不相櫻也の義を釋す、

【通釋】 比は並ぶ意にして櫻の結ぶ意とは同じからず、故に相櫻すると櫻せざるとの兩端ありて後に比とすべし否らざれば比にあらず、

次、無間而不相櫻也、

【大意】 此れ次の定義を下だす、

【通釋】 次とは、上に云へる有不相櫻の比の事なるが、兩物相次で並ぶときは、其の中間隙なきなり、然れども元來別箇の物なれば、相互に連合して結び着くことは、なき、

【說】 次、無厚而后可、

【大意】 此れ次無間而不相櫻也の義を釋す、

【通釋】 次を無間と云へるは、無厚なればなり、無厚とは、物相連なれども、積み累ならざるなり、さてこそ之を次と謂ふべきなれ、若し相連なりて積み累なるときは、無厚と云ふべからずして、次の義にはあらず、

【解義】 【無厚而后可】無厚は積み累なるなり、經文に無間とありて、次も櫻と同様に、相合ふに嫌あれば、無厚を以て之を明かにせしなり、乃ち相連れども積み累なるを次と名づけ、有間にして積むとあり積み累することあるを、比と名づく、比と次と、俱に皆櫻に似たれども、櫻にあらざることを明かにせり、此れ王國運の説なるが、以て參考とすべし、

法、所若而然也、

【大意】 此れ法の定義を下だす、

【通釋】 法とは、或る標準の順ふべき者ありて、之に順ふことを法と曰ふ、

【解義】 【法所若而然也】所は有なり、既に經上首句に解せり、若は順なり、「荀子」の不苟篇に法效也と、楊注は解せり、

【說】法、意、規、員、三也、俱、可、以、爲、
法、法、同、則、觀、其、同、法、異、則、觀、其、
宜、

【大意】 此れ法所若而然也の義を釋す、

【通釋】 法とは或る物を標準して之に效ふことなるが、標準は死法なり、善く活用するは生人にあり、故に第一が意にて、生者即ち執法者の考へなり、然し如何に意を用ふるとも、一定の據るべき物なければ、亦善く行ふこと能はず、乃ち圓形を爲くるには、規に據らざるべからずして、又徒に規に據るのみにして、又意を用ふるとも實際に役に立たざるときは、亦徒法たるを免れず、必らず意を用ひ規に據り、實際に役に立ちて、始めて法の完全となるなり、故に意規圓の三者俱に備はり、始めて法となすべし、圓とは規の畫き成せし者にて、乃ち以て法の實際的活用の事に喩へしなり、凡て法は此の如くなれば、法の同きときは、其の能く同じ結果を收めしか否かを觀るべく、亦法異なるときは、其の能く異なる結果を收めしか否

かを觀るべし、法は法なれども、善く法を用ふると否とは、全く人に在ることを忘るべからず、
【解義】 【意規員三也俱】意は知慮なり、規は規矩の規にて、矩を言はざるは省文なり、員は圓と同じ、「孟子」に公輸子之巧不以規矩不能成方員とあり、蓋し圓の形を畫くには規を以てし、方形を畫くには矩を以てする者なるが、今獨り規と員とを擧げ、矩と方とを包含して云へるなり、孫注は「說文」を引きて、員は物數なりと解し、禮記の少儀に工依於法游於說とあるを、鄭注に法謂規矩尺寸之數、說謂鴻殺之意と釋するを援けり、此の說によるときは、員は物の員數多少を計りて、手心を加減することとなり、
佥、所、然、也、

【通釋】 佥とは何ぞや、然りとする所なり、
【解義】 【佥所然也】佥は或なり副なり、按ずるに上文の經に佥自作也とありて經說に佥與人遇人衆循とあり、此の句恐らくは其の連屬の語錯りて此に在るならん、
【說】 佥、所、然、也、者、民、若、法、也、

【大意】 此れ佥所然也の義を釋す、
【通釋】 佥の然りとするは何を然りとするか、人民の法に順ふことなり、

說、所以、明、也、彼、不、可、兩、不、可、也、

【大意】 此れ說の定義を下だす、

【通釋】 說とは解説して我が意を彼に明かにする所以なり、乃ち我に可とし不可とする事あればこそ、説きて明かにするなり、然るに若し彼れ以て可となさざるときは我既に以て可となすが上に又彼の不可あり、是れ兩ながら可とせざることなれば說の說たる所以は無きなり、故に人に説くは彼をして十分に我が意を了解せしむべし、

【說】 闕く

辯、爭、彼、也、辯、勝、當、也、

【大意】 此れ辯の定義を下だす、

【通釋】 凡そ辯とは、是非眞僞を分別することにて、單に我のみならんには、固より辯を用ふるなし、乃ち

辯は彼と云へる者が我に對するによりて起るなり、されば辯は彼を相手として争ふなり、既に争へる以上は、必らず勝負なかるべからず、我の彼に勝つにあらざれば必らず我の彼に負るなり、若し辯の勝つことあるは、是れ我の說が理に當ればなり、故に辯は當を得るを務めざるべからず、

【說】 彼、凡、牛、樞、非、牛、兩、也、無、以、
非、也、辯、或、謂、之、牛、謂、之、非、牛、是、
爭、彼、也、是、不、俱、當、必、或、不、當、不、
若、當、大、

【大意】 此れ辯争彼也辯勝當也の義を釋す、

【通釋】 彼の凡を世人に於ては、牛樞と牛とは、均く牛の名あれども、牛樞は一の物名にして牛にあらす、全く兩物とすれば、夫れ迄にて以て非難することなきなり、然るに辯じて或は之を均く牛と謂ひ、或は牛にあらずと謂ふ、是れ我進んで彼と相争ふなり、

今や論辯を爲すことは之と同じ、黙して言はざれば非難なし、進んで言ふときは自然是非黑白を争はざる可からず、是に於てか論理の研究を必要とす、

【解義】 彼凡牛樞凡とは衆多を概括する辭、即ち人の樞を説く者各、別あるを示すなり、樞は蓋と通ず、「爾雅」の釋木に、蓋莖あり、郭注に詩曰山有蓋今之刺楡、今毛詩唐風蘆作樞と云へり、即ち植物の名にして、「ヲギ」と訓ず、牛は古代草木の大なる者多く牛を以て名づく、「爾雅」に菱牛斲終牛棘とあるが如き是れなり、此の牛樞も牛を假りて其の大を形容する者にして、眞の牛にあらず、故に下句に非牛也と曰へり、と孫注には解せり、【必或不當】兩者の辯互に非とするとき、皆が悉くは當らず、必らず何れか一方は當らざることあるなり、【不若當犬】當犬とは上文に當牛當馬と云へる如く、徒に紛らはしき牛の是非を辯じ、當あり不當あるは、眞個の狗を謂うて、犬となすの確實に當るには如かず、

爲窮知而僂于欲也、

【大意】 此れ爲の定義を下だす、

之而得刃、則弗趨也、是以所疑止所欲也、觀爲窮知而僂於欲之理、斷脯而非恕也、斷指而非愚也、所爲與不、所與爲相疑也、非謀也、

【大意】 此れ爲窮知而僂於欲也の義を釋す、

【通釋】 爲窮知而僂於欲也とは、人の常として知れば、爲さんと願ひ、爲さんとして私慾に左右せられて、終に爲すを得ずして止む者多きなり、之を喻ふるに、自から己が指を斫らんと欲し、而も己の智にて指を斫るの害を知らざるは、是れ智其物の働が乏きより起ることにて、智の罪なり、若し智の働にて之を慎むときは、其の害を防ぐに遣り手落ちはなきなり、而も猶之を斫らんと欲するは、是れ或る私欲に因りて患に罹るなり、是れ猶脯肉を食はんとするがごとし、肉の臊(ナマグサキ)き臭ひなるか、然らざるか、即ち

【通釋】 爲とは、物をなし行ふなり、人の行や邁往直進すべくして、而も因循遲疑するは、智の上に窮し苦むことあり、是れ利欲に懸束せられて然るなり、故に爲の實能を見はさんと欲すれば、先づ利欲を抑制すべきなり、

【解義】 【窮知而僂于欲】知は智と同じ、僂は懸と通ず、懸は係累なり、人の智に窮して苦むは、利慾に懸累せらるればなり、「史記」の虞卿傳にも利令智昏とあり、

【說】 爲欲斷其指、智不知其害、是智之罪也、若智之慎之、無遺於其害也、而猶欲斷之、則離之、是猶食脯也、騷之利害未可知也、欲而得騷、是不以所疑止所欲也、膺外之利害未可知也、趨

善か悪かは未だ知る可からず、然るに其の欲する所を遂ぐるに及んで、善き肉を得ずして悪き臊を得るに拘らず、而も猶ほ之を爲す者は、是れ其の未可知の事にて、疑はしき者の爲めに、其の得んと欲し望めることを止めざる者なり、亦之に反して膺外に在る利害損得の事は、目力の及ばざるが故に、未だ知るべからず、然るに今膺外に金錢あり、急に趨り行かば、其の金錢を獲得すべしと云ふとも、信せざる者は、趨り行かざるなり、是れ其の疑はしき事の爲めに其の欲し望める事を止むるなり、以上の如くに欲の爲めには、其の害を知らざる者あり、亦或る疑惑の爲めには、其の欲し望む事をさへも止むることあり、乃で經文に云へる爲窮知而僂於欲の理、即ち我が爲す事の利欲に牽制束縛せられて、流石の智慧も、或る時と場合とによりて窮困するを觀察するに、彼の脯肉を斫り美味を僥倖せんとするは、其の實智慧ある者にあらず、亦指を斫りて苦痛損害を受くるは何にも愚者にはあらず、我が爲す事と、爲さざる事と、與に互に疑をなして決定をなさざる所なり、審密周到に謀慮して爲すに暇あらず、唯だ己が利欲に牽き繋かれ

て、此の如き矛盾の至り、莫迦の骨頂を爲せるなり、
 【解義】 【欲斷其指】斷は斫と同じ、「キル」と訓ず、指は手指を指す、【則離之】離は離と同じ、「詩經」の王風兔爰の篇にも、逢此百羅の語あり、釋文に羅本作離とあり、乃ち離は羅の本字なり、此れ智の力にて之を慎むときは手指を斫る害に罹る筈なきに、而も猶之を斫らんと欲して止まざる者は、全く利慾に迷うて此の害に罹ることなるを言ふ、【騷之利害】騷は躁の假字「ナマグサシ」と訓ず、利害は善惡の意義に解すべし、【厲外之利害】厲は牆と同じ、「カキ」と訓ず、【趨之而得刀】之は厲外を指す、而の字宜く則の字の義に解すべし、則は即と同義に用ふることもあり、古文は而則の二字相通として、用ふる者多し、刀は泉刀なり、古代貨錢の一種、孫注に言若有人言牆外有泉刀、趨之則得而不信者則弗趨也とあり、【斷肺而非怒也】怒は智の異字、【所爲與不】不は否と同じ、

已、成、亡、

【大意】 此れ已の定義を下だす、

【通釋】 已とは、事物の現在なると、過去より現在に

移りつゝある者となり、乃ち物事の成就せし時と、無くなりし時となり、

【說】 已、爲衣成也、治病亡也、

【大意】 此れ已成亡の義を釋す、

【通釋】 已に成(現在)と亡(過去)の二義あり、例へば衣を爲りて衣成るが如きは成なり、病を治めて病愈えて亡きが如きは亡なり、乃ち成は現在に成就したるなり、亡は成就したることは、過去に屬するなり、

【解義】 【治病亡也】亡とは病無きを言ふなり、「漢書」の郊祀志に、病良已とあり、注に孟康は已謂病愈也と解せり、

使、謂、故、

【大意】 此れ使に二義あることを言ふ、

【通釋】 使は人をして事を爲さしむるを使と云へるが、抑も使に二の解釋あり、一は謂なり、一は故なり、謂とは、命令を下だすことなり、故とは之を爲さしめしことなり、

【解義】 【使謂故】謂は命令のみにて、未だ事を成さざるなり、故は事之已然、曰故とありて、其の事を爲さしめしことなり、尙經說を參看すべし、

【說】 令也、謂不必成濕故也者、

必待所爲之成也、

【大意】 此れ使謂故の義を釋す、

【通釋】 使とは令して爲さしむる義なり、此れに謂と故との二義ありとは何ぞや、謂とは命令を以て人に謂ふとにて、必しも其の事が成就すると、半途にて止むとを問はざるなり、故とは必ず其の事を成就するを待ち即ち成就したる後よりして云ふなり、

【解義】 【不必成濕】成は成就なり、濕は不成就なり、「方言」に自關而西、秦晉之間、凡志而不得、欲而不獲、高而有墜、得而中亡、謂之濕とあり、即ち不成功失敗のことなり、孫注は濕を溼に作るべしとして、溼は僵又は僵に通じ敗なり欺なりと解せり、【故也者必待所爲之成也】上文の經に故の義を解して故所得而後成とあり、此所も同義なり、之の字は而の字と古文

同義に用ふることあり、此所は、乃ち此方の事柄に因りて、彼方の事が成立し、必らず成就してこそ使と爲すべしとの意なり、

名、達、類、私、

【大意】 此れ名に三義あることを示す、

【通釋】 名とは、物事を區別する唱へなるが、扱名に達と類と私との三義あり、

【解義】 【名達類私】義は次ぎの經說を看るべし、

【說】 名、物、達、也、有、實、必、待、文、名、也、命、之、馬、類、也、若、實、也、者、必、以、是、名、也、命、之、滅、私、也、是、名、也、止、於、是、實、也、

【大意】 此れ名達類私の義を釋す、

【通釋】 名に達ありとは、凡そ萬物の衆多なるも、特に一括して稱せんと欲するときは、之を物と云ふ、是れ物とは達にして、一物に限らず、凡ての物を通達し

て名づけたるなり、凡て實の事物あるときは、必ず文を以て名づけたる名を待ちて、實始めて定まる也、今馬を呼びて馬と名くるときは、凡ての馬類實の同じき者は、皆同じく馬と名づく、即ち是の實と云ふ者は、必ず之に相當したる名を以て名づくるなり、亦賤しき奴隸の人を臧と名づくるは、臧は汎く人の名詞とすべき者にあらずして、唯賤しき奴隸に限りて臧と名づくる者にして、公名にあらず、私名なり、要するに是の名は是の實に限りて唱ふるなり、乃ち臧の實あればこそ、臧と名づくるなり、以上の分解によりて、名に達類私の三義あるを悟るべし、

【解義】 【名物達也】物は萬物の稱なり、達は通なり、全體に徧く通達して遺ることなきを達と曰ふ、「荀子」の正名篇にも故萬物雖衆、有時而欲徧舉之、故謂之物、物也者大共名也とあり、【有實必待文名也】此れ名は實の文たることを言ふ、上文にも舉告以文名舉、彼實也とあり、【命之馬類也】馬を馬と名づくる時は、凡そ馬類是の馬の實ある者は皆同く馬と名づく、荀子の正名篇にも有時而欲徧舉之、故謂之鳥獸、鳥獸也者大別名也とあり、即ち本句の義と同じ、【命之

臧私也】臧は奴なり、後の大取篇に詳解す、賤しき人に限りて臧と名づくるときは、臧とは人の通名にあらず、故に私と曰ふ、

謂移舉加、

【大意】 此れ謂に三義あることを示す、

【通釋】 謂に、移と舉と加の三義あり、

【解義】 經說に見ゆ、

【說】 聲出口俱有名、若姓字、鹿

謂狗犬移也、狗犬舉也、叱狗加

也、

【大意】 此れ謂移舉加の義を釋す、

【通釋】 謂に移舉加の三義ありとは何ぞや、一體に謂とは前文名と云ふ者と大差はなきなり、今人の聲が口より出で、即ち言語を吐く時は、皆俱に名と云ふ者が起るなり、例へば姓なり字なり如きが、即ち是れなり、是れ定まりたる、稱唱なり、然るに茲に鹿あり、既に鹿てふ定名あるに拘らず、之を狗なり、犬

なりと曰ふときは、是れ一方の名を一方に付け替ふることなれば移すなり、狗と犬と連ねて曰ふは、是れ其の類を舉げて言へることにて擧ぐるなり、既に犬の名あるに拘らず、又其の大小を別けて犬の名の外に狗の名を立つるは、此れ増加することにて加ふるなり、凡そ謂てふ者は、此の三義より成り立てるなり、而して用處に隨うて、其の義各殊なれりと知るべし、

【解義】 【鹿謂狗犬移也】他物の名を移して、此の物の稱謂となすを言ふ、例へば趙高の鹿を指して馬と爲すが如き也、【狗犬舉也】狗犬を狗犬と云へるは、其の名を其の儘に狗と云ひ、犬と云はずして、狗犬と連ねて擧ぐる也、孫注には謂直舉物名即上文云擧告以文名舉彼實也と解せり、【叱狗加也】叱は叱詞なり、狗を叱するは之に怒意を含みて言へることなれば加ふるなり、「漢書」の儒林傳に王式曰何狗曲也とあるを、顔注に意怒故妄發、言言狗者輕賤之甚也とあり、今戸崎氏の説を用ふ、「禮記」の曲禮の疏に、狗犬通名、若分而言之、則大者爲犬、小者爲狗とあり、

知聞說親、

【大意】 此れ知に三義あるを言ふ、

【通釋】 知に聞と說と親の三義あり、

【解義】 下の經說に解す、

【說】 知傳受之聞也、方不庠說也、身觀焉親也、

【大意】 此れ知聞說親の義を釋す、

【通釋】 知とは事物を知ることなるが、其の之を知ることあり、是れ自から耳にて聞く所にして聞なり、事物の咄たるや、其の人から人へ轉展して、傳播する力は誠に偉大にして、方城の隔て位にて阻止する所にあらず、是れ人の説く所にして說なり、己の身親く之を觀て知るは、是れ親なり、

【解義】 【方不庠說也】方は方域なり、庠は障の或る字なり、障は「フセグ」と訓ず、障止するなり、

名實合爲、

【大意】 此れ名に三義あるを言ふ、

【通釋】 名に又實と合と爲との三義あり、言は實を擧げて之を口より出だすなり、

【解義】 經說に見ゆ、

【說】 所以謂名也、所謂實也、名實耦合也、志行爲也、

【大意】 此れ名實合爲の義を釋す、

【通釋】 名の三義あるを説くには、先づ名てふ義を説かざるべからず、謂ふ所以は名とは、此は此と彼は彼と稱し、謂ふに用ふる者なり、名を付けて謂ふことは何にを謂ふかと云へば、有體のまゝなる實なり、名と實とが相叶ひ合ふことは合なり、彼れ此と志し行ふことは、現在に屬せる爲なり、此の三義が名てふ義の下に包括せられてあるなり、

【解義】 なし、

聞傳親

【大意】 此れ聞に二義あるを言ふ、

【通釋】 聞とは、人より傳ふる事と、身親く聞き込む

とて、複雜的に盡く其の衆體即ち全部を見る者あり、【解義】 【特者體也】特は單特なり、體は上文の經に體分於兼也とある體と同義にて、一局部の如き有限的物體を謂ふ、

合、舌、宜、必、

【大意】 此れ合に三義あるを言ふ、

【通釋】 合に正と宜と必との三義あり、

【解義】 【合舌宜必】舌は正の字と同じ、尙、經說に解せり、

【說】 合其迹反中志、舌正也、義之爲宜也、非彼必不有必也、宜者用而勿必、必也者可勿疑、

【大意】 此れ合舌宜必の義を釋す、

【通釋】 合に舌宜必の三義ありとは、其の爲せる迹方のみに就きて觀るときは、道に反するが如くなるとも、其の中心の志すこと正しくして、天地に俯仰して愧づることなきは正なり、義の判断に據りて事を

事となり、

【解義】 なし、

【說】 聞或告之傳也、身觀焉親也、

【大意】 此れ聞傳親の義を釋す、

【通釋】 聞に傳親の二つあり人より之を告ぐるを有るを聞くは傳なり、己の身自から之を觀るは親なり、見體盡、

【大意】 此れ見に二義あるを言ふ、

【通釋】 見に體と盡との二義あり、

【解義】 經說に見ゆ、

【說】 見特者體也、二者盡也、

【大意】 此れ見體盡の義を釋す、

【通釋】 見は見ることなるが、扱て其の見ると云ふことに、二種あり、特者體也とて、單特的に唯だ其の一體即ち一局部を見るに止まる者あり、二者盡也

爲し行ふことは宜なり、彼れに非れば必ず此あらず、即ち是非共に其の事其の物を必要とするは必なり、宜とは用ひて爲せども、時と場所とによりて都合宜きやう取り計らひて、是非共一事一物に拘泥することなし、必とは是非共に其の事を斷行して疑ふことなきやうに爲すべし、

【解義】 【其迹反中志正】論語の子罕篇に可與立未可與權とあるを、古注には反經合道爲權と解せり、即ち其の行迹は常道に反對なれども、其の意志は道の本旨に合するを、權道となすとの意也、此所の意も亦之と同じと、孫注は説けり、【義之爲宜也】韓退之の原道に行而宜之之謂宜とあるが如し、若し宜しきを得ざるときは、宜と謂ふべからず、【宜者用而勿必】必は期なり、理不理を省みず、是非共に遂行せんとすることなり、【論語】の里仁篇に君子之於天下也無適也、無莫也、義之與比とあり、孟子に大人言不必果、行不必信とあるが如き、即ち是なり、
欲舌權利、惡舌權害、
【大意】 此れ權の定義を下だす、

【通釋】 權とは秤錘にて物の輕重を權るなり、因りて物事を計るを權と曰ふ、正とは斷じ定むるなり、故に正を欲するとき、即ち善事を斷じ定むるには、比較的利の大なる者を權りて取り、惡事を斷じ定むるときは、比較的害の小なる者を權りて取るを道とすべし、

【解義】 【欲舌權利】舌は正と通ず、正は斷じ定むること、權はもと秤錘のことにて轉移變動して物の輕重を知るの器なるよりして、事物の緩急輕重を酌み量りて宜きやうに爲すを權と曰ふ、即ち「ハカル」又は「ハカリ」と訓ず、「孟子」の梁惠王篇にも權然後知輕重の語あり、本書の大取篇にも於所體之中而權輕重之謂權、非爲是也亦非爲非也權正也斷指以存擊利之中取大害之中取小也とあり、

【說】 權者兩而勿偏、

【大意】 此れ欲正權利惡正權害の義を釋す、
【通釋】 權とは、利と害とを兩ながら權りて、利害兩つながら能く遺すことなく計量するを權と曰ふ、乃ち利に就きても權り、害に就きても權り、表裏兩面よ

爲には種々なる爲ありて、人爲のあり自然的あり、能く注意觀察して、取捨を誤らざるやうに爲すべし、

【解義】 【爲甲臺存也】甲は甲冑の甲なり、「ヨロヒ」と訓ず、臺は城臺臺門なり、「詩經」の鄭風出其東門の篇の毛傳に闕城臺也とあり、「禮記」の禮器篇に、天子諸侯臺門とあり、すなはち後世我邦の矢倉矢倉門の類、「病亡也」疾を治療するを爲と曰へることあり、「左傳」の成公十年に晉侯有疾、秦伯使醫緩爲之とあり、呂氏春秋の至忠篇に、文擊治齊王疾、曰請以死爲と、高注に爲治也と解せり、本句の意は、即ち上文の已爲衣成也治病亡也と同義たり、【買鬻易也】鬻は循なり、「ヒサグ」と訓ず、「香盡蕩也」香は消と同じ、蕩は蕩盡なり、【盡買化也】盡は蛙と同じ、買と買に作る、孫注以て羣の訛とし、羣は鶉の省字となす、上文の經說に化者羣爲鶉とある解義を參看すべし、

同、重、體、合、類、

【大意】 此れ同に四義あるを言ふ、
【通釋】 同に重と體と合と類との四義あり、
【解義】 經說に見ゆ、

り能く觀察して、利は比較的大なるを取り、害は比較的小なるを取るべし、
爲、存、亡、易、蕩、治、化、

【大意】 此れ爲に六義あるを言ふ、
【通釋】 爲に存と亡と易と蕩と治と化との六種あり
【解義】 經說に見ゆ、
【說】 爲、甲臺、存也、病、亡也、買、鬻、易也、香盡、蕩也、順、長、治也、摩、買、化也、

【大意】 此れ爲存亡易蕩治化の義を釋す、
【通釋】 爲に六種ありとは、甲を爲りて戰闘に備へ、臺即ち城臺臺門を爲りて守禦に備ふるは、皆以て存立を求むるなり、病を治療するを爲と曰へるは、其の病の愈えて無からんことを求むるなり、或は買ひ或は賣るを爲すと曰へるは、交易なり、物を消し盡くすことを爲すは蕩盡なり、長上に順ふことを爲すは治まるなり、蛙鶉の變化を爲すは化なり、以上の如く、

【說】 同、二名、一實、重、同也、不、外、於、兼、體、同也、俱、處、於、室、合、同也、有、以、同、也、類、同 也、

【大意】 此れ同重體合類の義を釋す、
【通釋】 同に二つの名にして、一つの實なる者、即ち名は異なれども實は同じき者あり、是れ重なれる同なれば、重同なり、體は分體なるも畢竟兼體の内に統合せられあり、是れ體の同じき者なれば體同なり、物は彼我の別あれども、俱に同室に處る、是れ二者合して同じき者なれば合同なり、種類の以て相同じき者あり、是れ類同なり、
異、二、不、體、不、合、不、類、

【大意】 此れ異に四義あるを言ふ、
【通釋】 異に二と不體と不合と不類との四義あり、
【解義】 經說に見ゆ、
【說】 異、二、必、異、二、也、不、連、屬、不、

體也、不同所不合也、不有同、不類也、

【大意】 此れ異二不體不合不類の義を釋す、

【通釋】 異は同の反對なり、同の二名一實なるに反して、名實の二者共に、必らず異にして、較然二物たるは是れ二なり、同の不外於兼に反して、全く別物にして連屬せざるは是れ不體なり、同の俱處一室に反して、其の所を同くせざるは、是れ不合なり、同の有以同に反して、同じきと有らざるは、是れ不類なり、以上の如く同に對照して、異の性質を知るを得べし、

同異而俱於之一也、

【大意】 此れ同は衆異を合はして一となすことを言ふ、

【通釋】 同とは衆物の異なれるを是の或る一物の下に俱に合はすことなり、

【解義】 俱於之一也の之は是と同じ、

【說】 侗二人而俱見是形也、若事君、

【大意】 此れ同異而俱於之一也の義を釋す、

【通釋】 同とは二人にして俱に是の同一の形態なるを見ることにて譬へば衆臣民の一君に事ふるが如く、衆異を一同の下に統歸するなり、

【解義】 【侗二人】侗は同と通す【俱見是形】人は兩人なれども形態態度は相同じきを言ふ、

同異交得、知有無、

【大意】 此れ同異を對照して、二者の全く相一ならざるを言ふ、蓋し上文の同異の二義を承けて、更に之を申言せしなり、

【通釋】 同と異とは其の性質解釋全く相同じからざれども、今此の二者は交も得て、其の一は有と云ひ、一は無と云ふが如く、截然として一ならざるを知るなり、乃ち同を得ざれば異を知り難く、異を得ざれば同を知り易からざるなり、

【說】 同異交得於富家、食、知、有、無也、比度、多少也、它、蚘、還、園、去、就也、烏、梗、用、桐、堅、柔也、劔、戈、甲、死生也、處室、子、子母、長少也、兩、絕勝、白、黑也、中央、旁也、論、行、學、實、是、非也、兄、弟、俱、適也、身、處、志、往、存、亡也、雀、爲、姓、假也、賈、宜、貴、賤也、

【大意】 此れ同異交得知有無の義を釋す、

【通釋】 同異交得とは、同と異と各、相資けて、其の義を得ることなり、例へば富家に於て食するときは、貧家の食に視て物の有無を知るなり、亦比較して物の多少を度ることを得るなり、又蛇や蟻の旋り圓轉するは、相背き去ると、互に旋りて近づくとの相違な

り、人形木偶に桐材を用ひて作るは、人形は生人と同じからずして、人形は知覺運動なければ、堅く強きと生人は知覺運動あれば柔かなるとの相違あり、劔や戈や甲やは、劔戈は人を殺し甲は人身を護りて死と生の相違あり、未婚の處女を處室子と云へるが、既に子と云ふときは母あるなり、子と母と對照するは、長と少との名義を生ず、兩つの色相勝るを兩絶と稱す、兩絶とは白と黒との相違なり、中央は四旁あり、乃ち四旁ありて中央生するなり、四旁と相對するなり、人の論說と行爲と學問と名實と此の四者は、各是非の異なるあり、兄と弟とは合體とも云ふべきなれども、亦互に比敵することなり、身は此處に居り、志は彼處に往くは、存と亡となり、即ち身の處るは存にして志の往くは亡なり、雀を以て姓となすは、眞の鶴にあらず、只之を假りて姓となすなり、亦以て眞假の同じからざるを知るべし、價が宜きに叶ふときは、其の物を售るは物の貴と賤との別なり、以上の如く、一々反對を以て對照するときは、同異交得の義を悟るべし、

【解義】 【它蚘還園】它是蛇の正字、蚘は蟻と同じ、方

言「に蚺蜒自關而東謂之蚺蜮、北燕謂之蚺蜮」とあり
蚺は蜮の轉聲にて、蚺蜮と蚺蜮と其の實は同一動物
なり、「メ、ヅ」と訓ず、還は旋と同じ、蛇蟻共に蚺蜮
屈曲して行く、故に下文に以て去就を釋するなりと、
孫注に見ゆ、「爲梗用桐」爲は象に通ず、象は像の本字
なり、梗は偶人亦人形のことなり、「戰國策」の齊策に
有「士偶人」與「桃梗」相語の文あり、用桐とは桐材を用
ひて象梗を作るを言ふ、「越絶書」に桐不爲器用但
爲備（木偶人）當與人俱葬とあり、是れ像梗に桐材
を用ふるは、支那古代の慣習なるを見るべし、「堅柔
也」老子に「人之生也柔弱、其死也堅強、故堅強者死之
徒、柔弱生之徒とあり、即ち此所の堅柔也の義と同
じ、「處室子」處室は室に居ることにて、未嫁の女子な
り、「孟子」の告子篇の趙注に處子處女也とあり、「兩
絶勝」二色の相勝ることを言ふ、「中央旁也」上文の經
にある有間中也間不及旁也と同義なり、「難宿成未
也」義未だ詳かならず、「兄弟俱適也」適は敵に通ず、
此れ相合ひ相稱するを言ふ、上文の經に兄弟一然一
不然と其の義略は同じ、「身處志往」上文の經にある
生形與知處也と其の義略は同じ、「雀爲姓段也」雀は

鶴と同じ、既に明鬼篇に見ゆ、孫注は虎の誤字也と云
へり、段は假と同じ、此れ經說下にある狗假雀也猶
氏、雀也と其の義略は同じ、「賈宜貴賤也」此れ經下
にある賈宜則弊と其の義同じ、
聞耳之聰也、循所聞而得其意、
心之察也、

【大意】 此れ聞の定義を下だす、

【通釋】 聞くとは、耳の聴覺の力なり、其の聞くこと
に循ひよりて、物事の意を合點するは、心の考察力な
り、

【解義】 義已に明かなれば省く、

【說】 闕く

諾不一利用

【大意】 此れ諾の一義に止らざるを言ふ、

【通釋】 諾は應答の緩なる辭にて、承知致したと返
辭をなすことなるが、さて此の返辭振りは、一定して
同じと云ふにはあらず、各、其の用に於て宜き所あ

【解義】 經說に見ゆ、

【說】 諾、超成負正也、相從、相去、

先知、是可、五也、正五諾、若人於、

知有說、過五諾、若負無知無說、

用五諾若自然矣、

【大意】 此れ諾不一利用の義を釋す、然れども文義
尤も晦澁にして通じ難き者多し、

【通釋】 諾は一に止らず、種々の諾し方ありて、各、
其の宜きに從うて用ふ、故に諾は一を超えて負と正
との二大別を成す、彼の人謂うて我之に從ふは、相從
ふなり、口には承諾して而も意之に從はざるは、人を
去りて遠かることなれば、相去るなり、人より相談を
受くるとき、己先づ之を知りて承諾を與ふることあ
り、是れ先知なり、道理の上より決定し是なりとして
承諾を與ふることあり、是れ是なり、事柄の上より割
り出だし、都合宜しかるべきが故に、承諾を與ふるこ

とあり、是れ可なり、以上の相從と相去と先知と是と
可の五者なり、此の五者を正諾と曰ふ、此の五諾を正
くして即ち正しきときは、是れ其の人之を自から知
り又悦ぶことあり、此の五諾を過りて中正を失ふと
きは、是れ其の人之を自ら知ること無く、又悦ぶこと
なし、要するに五諾を善く用ひて各、其の用に利き時
は、其の他人に接して應答するや、自然に出づるが如
し、誠に天品天才とも謂ふべきなり、

【解義】 【超成負正】超成とは一に止らずして、超出
して成すなり、負は正の反對にて不正なり、孫注に九
章算術方程篇に正負の語あるを引きて、負正の對語
たるの證となせり、【相從相去】相從とは、彼或る論說
をなせば、我之に同意賛成するを言ふ、相去とは口に
は承諾すれども、意には從はざること、【先知是可】先
知は彼未だ言はざるに先だちて、我已に之を知れる
こと、是は是非の是なり、道理上を以て言ふ、可は可
否の可にて、事業上に就いて言ふ、【若人於知有說】若
は是と同義に用ふ、既に前篇に屢、見ゆ、説は悦と同
じ、於知有說とは、之を知るに就いて悦ぶことある
なり、乃ち知ることあり悦べることあるを言ふ、

り、

服、執、說、言、利、

【大意】 此れ言の用一ならざるを見めず、乃ち上文の諾不一に繼ぎて其の類を擧げて言ふ、

【通釋】 諾の用一ならずして、各、宜きことあるは、既に之を説きたり、一體に言語其物は、本と必しも一定すべきにあらず、服と云うて、言語は人と相從うて、強ひて我が意を固執せず、亦時執と云うて時處位の相異によりて、言論を固く持執して、妄に服従せず、又説と云うて服従せず、固執せずして、其の模様都合を伺ふべきことあり、要するに服と執と説とは、言語上の其の時處位の相異なるに於て、各、利しきに從うて用ふべき者なり、

【解義】 【服執說言利】服は從なり、言の相從うて執らざるを謂ふ、執は言の相持して服せざるを謂ふ、説は研計切、「グイ」と音す、伺なり、服せず執らずして相伺ふを謂ふ、「鬼谷子」に抵巇の語あり、此の説と義同じ、言利とは、服執說の三者は、共に言語上に於て用ふるに利しきことを謂ふ、上文に言口之利也とあり、又、諾不一利用の文氣を承けて、此の如く省略し

て云へるなり、乃ち本文言利の間に、之の字ある氣味にて解すべし、

【說】 執服難成、言務成之九、則求執之、

【大意】 此れ服執說言利の義を釋すれども義未だ詳かならず、諸注皆譌脱の文となせり、

巧、轉則求其故、大益、

【大意】 此れ巧の定義を下だす、

【通釋】 巧とは、拙の反對にて、物事を善く爲すことなるが、如何なるを巧と謂ふべきかなれば、平生無事の時には、格別巧と拙の別け目着き難きなれども、一朝有事の時に臨みて、其の情態趨勢に應じて、從來取り來れる行方を變轉するるとき、能く其の事物の是迄の成績を求め、既往を鑑みて將來に施す者は、大に利益あり、此の如き者を巧と謂ふべきなり、

【解義】 【則求其故】故は事なり、本篇の上文に故所得而成也とあり、宜く參看すべし、

【說】 法、法、取、同、觀、巧、傳、法、取、此、擇、彼、問、故、觀、宜、

【大意】 此れ巧轉則求其故大益の義を釋す、

【通釋】 法則を法則として、同く一致することを務め、巧みなる遣り口を注意して觀察し善く法を運轉活用して、此の一方を取り、彼の一方を釋て、其の事故を問ひ考がへ、其の便宜を觀て神妙に活用して窮り困むことなきを、巧と謂ふべし、

【解義】 【觀巧傳法】傳は轉と古字相通ず、觀巧の巧は即ち上文にある巧轉則求其故大益と云へる巧なり、【取此擇彼】擇は釋と相通ず、

止、因、以、別、道、

【大意】 此れ止の定義を下だす、

【通釋】 止とは、或る一物を以て、或る一物を差し留むることなるが、即ち道に於て宜く止むべきと宜く止むべからざるとあり、其の事體に因りて各、別るなり、

【說】 以、人、之、有、黑、者、有、不、黑、者、也、止、黑、人、與、以、有、愛、於、人、有、不、愛、於、人、止、愛、人、是、執、宜、止、彼、舉、然、者、以、爲、此、其、然、也、則、舉、不、然、者、而、問、之、

【大意】 此れ止因以別道の義を釋す、

【通釋】 止は禁止して爲さざることなるが、今や人の色に黒き者あり、亦黒からざる者あるを以て、色黒き人を止むると、人を愛することあり、人を愛せざることあるを以て人を愛するを止むると、此の二者の止め方は、是れ孰れが宜く止むべきか、乃ち二者共に皆或る一方に偏して止むべからざるを止むる者にあらずや、世間の事物、咸な此の類なり、彼の己が心に於て然りと思へる者を擧げて、此方も其れ然らんと思ひ定むる者、世に之あり、左様なる人には、此方に於ても然らずと思へる者を擧げて、試に之を問はんと欲す、乃ち天下の事物は、決して或る一方に偏せる

考へを以て、盡く然りと定むべき者にあらず、

【解義】『以有愛於人』愛於人は愛人と同じ、於の字に泥む勿れ、古文往々此の例あり、

舌無非

【大意】 此れ中道に由れば、自然に其の害を止むべきを言ひ、以て止の眞義を示す、

【通釋】 偏する所あれば止むるとも止らざることあるは、既に前述の如くなるが、之に反して正しき道を以て、其の非を非とするときは、亦非とすること無きと同じく、何人も異議を唱ふるなく、服従して復た争ふ者なきなり、

【解義】 『舌無非』舌は正と同じ、唐の則天武氏の製する所の字なり、墨子の書多く此の字を用ひて正の字となす、孫注は經說に若聖人有非而非とあるを證とし、正と聖とは文意合はざれば、此の舌の字はもと聖の字を、武氏の製字には壁に作るを以て後ち字影壞抗して僅に舌の形を存せしならんと云へり、亦一説として存すべし、

說 若聖人有非而非

【大意】 此れ舌無非の義を釋す、

【通釋】 唯聖人に至りては、其の人に對して非すること有るとも、元來彼に非とすべき道理あればこそ、之を非することなれば、結句非すること無きと同じく、何人も其の非議に對して争ふことなきなり、是れ正理正道に據りて他の不正を非議するは、彼の専ら一方の偏理に據りて、他の一方を止めんとするとは、豈其の趣大に異ならずや、

【解義】 『有非而非』而是如と通ず、

讀此書旁行

【大意】 此れ後人の篇末に附記して經及經說篇の讀法を示せし者なり、墨子の舊文にはあらず、

【通釋】 此の墨子の經及び經說の各篇は、他書と文の書き方異なりて、上下兩段に分ちて、書きし者なるが故に、讀者も此の書を讀むには、宜く旁行即ち一行づ、横讀にして讀むべし、然らざるときは文意通じ難たし、此れ注意の爲めに、此處に書き置くこととせ

り、

【解義】 『讀此書旁行』舊本に此句の下に舌無非の一句あり、解者其の後人の附記たるを悟らず、誤りて經の本文となし、牽強曲解し益、通せざるを致せり、清の畢沅に至りて、始めて此篇兩截分寫故云旁行可讀と云へる注解を下だし、此句の本篇讀法を示せる語なることを言明すれども、猶舌無非の語を注して、非違也从飛下狝、取其相背言此篇當旁行讀之即正讀亦無背於文義也と解せり、去れど舌無非は、乃ち墨子の經文にして、經說の若聖人有非而非は、正に此義を釋せし者たれば、讀此書旁行とは全く没交渉たり、蓋し讀此書旁行の五字は、もと篇末に昔しの校者が附記せしを傳寫者誤りて正文に屬入し、又移して舌無非なる三字の上に着し、其の義遂に通ずる能はざるを致せしなりと孫注に云へり、此の説用ふべし、張阜文は案此舉例、下篇讀亦旁行と云へり、今按するに支那古代の文往々旁行して讀む者あり、史記の三代世表は周譜に倣うて作りしことは、作者司馬遷の自から語る所なるが、三代世表論贊に見ゆ、唐の劉知幾は蓋誦之建名起、於周氏表之所作因譜

象形故桓君山有云太史公三代世表旁行斜上並効周譜此其證歟と云へり、乃ち譜表の如き類にて、人目に入り易きが爲めに作る文章は、多く旁行方法を用ひて書せしこと推知すべし、墨子の經經說、もと、文字の定釋を下だし、一家言の辭典とも稱すべき者なれば、亦故らに讀者の目に入り易きを圖りて本文の如き旁行の文體を用ひしことなるべし、且つ此の經の旁行體に書せしことは經說に於て經を解說する順序に據りても明らかなり若し之を堅讀するときは經說に解ける文の順序と終始合はざるなり、

經上篇存異

【小故不必然】不必然、舊本に必不に作る今一本に據りて訂す、【無之不必然】不必然、舊本に必不に作る、今諸葛校に依りて改む、然の下體也若有端の五字あり、孫校によりて削る、【有之必然無之不必然】舊本に有之必無然に作る、今孫校に據りて改む、【若目之成見】舊本に目を見に作る、孫校は改めて得に作る、今意を以て改む、【遇物而能貌之】舊本に遇を過に作る、今孫校に據りて改む、【必若金聲玉振】必を舊本に不に作る、今同上、【而強君也】君を舊本に低に作る、今同上

【足將入正容】正を舊本に止に作る、今同上、【與人遇人衆循】舊本に循を循に作る、今意を以て改む孫枝は循に作るべしと云へり、【爲是之語彼也】舊本に爲是の下爲是の二字を複し語を台に作る、今顧校孫枝に據りて訂す、【舉重奮也】舊本に舉を與に作る、今孫枝に據りて改む、【盈之生商不可必也】舊本に盈之生に作る、今吳鈔本に據りて改む、【諸口之能出名者】舊本に名を民に作る、今王校に據りて改む、【名猶畫僂也】舊本に名を民に作る、今孫枝に據りて改む、【言也者猶名致也】舊本に者之字なし、名を石に作る、今孫枝に據りて改む、【盡俱止動】舊本に俱を但に作る、今孫枝に據りて改む、【益環氏也】舊本に益の上に大の字あり大益となし、畢注は解なし、孫注は經說なきを以て錯著となせり、環氏を假稷祗に作る孫注は環俱氏に作るべしと云へり、今意を以て俱の字を削る、【環俱氏也】舊本に假陶民也に作る、孫注は環俱氏也に作るべしと云へり、今之に従ふ、也の下に舊本に法同則觀同法異則觀異の二句あり、今王圖運の説に依りて下文の法所若而然の經說に移す、【動或徙也】舊本に徙を従に作る今孫枝に據りて改む、【動偏祭徙者】舊本

に徙を従に作る、今孫枝に據りて改む、【若人過楹】舊本に人を矢に作る、今王校に據りて改む、【榘與往之同長也】舊本に榘を捷に作り、往を往に作る、今孫枝に據りて改む、【圓規寫交也】舊本に交を支に作る、今同上、【矩見交也】交を舊本に支に作る今同上、【繼間虛也者】舊本に間の字を脱す今同上、【於石莫所往而不得】舊本に石を尺に作る、今同上、【堅白異處】舊本に白の字なし、今同上、【尺與端或盡】舊本に端の字なし、今同上、【世有以相摠】世は舊本に似に作る、今同上、【彼不可兩不可也】彼を肺本に攸に作る、今張校に據りて改む、【爲欲新其指】新を舊本に難に作る、今孫枝に據りて改む、下文新之新肺の新亦皆同じ、【若智之慎之】慎之を舊本に慎文に作る、今孫枝に據りて改む、【欲而得騷】舊本に得の字なし、今同上、【趨之而得刀】刀を舊本に力に作る、今同上、【使令也謂不必成濕】舊本に也謂を謂也に作り不の上に謂の字あり、今意を以て改む、【鹿謂狗移也】舊本に鹿を漚に作り、移を命に作る、今孫枝に據りて改む、【特者體也】舊本に特を時に作る、今同上、【合其迹反】舊本に其迹を立反に作る、今同上、【中志舌正也】舊本に舌を工に作る、

今同上、【義之爲宜也】舊本に義を臧に作る、今同上、【正者用而勿必】舊本に正を聖に作る今同上、【惡舌權害】惡の上に舊本には且の字あり、今孫枝に據りて削る、【權者兩而勿偏】舊本に權を仗に作る今同上、【爲甲臺存也】舊本に甲を早に作る今同上、【靈賈化也】靈を舊本に靈に作る今同上、【異二不體】舊本に不の字なし今畢校に據りて補ふ、【於富家食】富を舊本に福に作り食を良に作る今孫枝に據りて改む、【知有無也】知を舊本に恕に作る今同上、【它蚘還圓】舊本に免蚘還圓に作る今同上、【雀爲姓假也】舊本に雀を雀に作る今意を以て改む、【超成負正】舊本に成を城に作り負正を員止に作る、今孫枝によりて改む、【是可五也】也を舊本に色に作る今同上、【正五諾若人於人有知】若を舊本に皆に作り且つ正五諾より、以下二十五字、舊本に下文の若聖人有非而不非の下にあり今同上、【若負無直無知】舊本に負を員に作り知を直に作る、今同上、【巧轉則求其故大益】舊本に此の下に法同則觀其同法異則觀其宜の十二字の經文あり、今王圖運の説に依りて上文の經說に移す、【則求執之】舊本に此句の上に長短前後輕重援の七字あり、今意を以

て之を削る、本國字解は經上並に經說上の兩篇俱に魯勝の例に倣ひ、説を以て經の各章に附したれば、存異も亦兩篇を合せて其の文の先後に隨ひ、之を掲ぐることをせり、而して兩篇の文、中世以來旁行の讀例久しく溷晦して著はれざりしより、章節の混亂文字の譌脫殊に尤も甚し、今頗る訂正に勉められたれども、掛漏應さに尙ほ少からざるべし、予別に他日を以て考定し更に世に問はんと欲す、故に姑く仍は前輩の所定に依り、時に鄙意を以て釐革を試みしこと此の如し、下篇の存異亦此に倣ふ、

經下第四十一 附 經說下第

四十三

經說下篇は經下と比較するに上篇の辭書的に定釋を下だせしとは同じからず、講義的に所見を述べて句末には説在某と云へるが如く自から説明をなせる者多し尙、篇末の總論に詳かにす、

但文章闕佚あり、而して篇中に景鑿及升重轉重の諸法を論するや、今の泰西學說と頗る相合ふ者あり、今文義の疑しきは、姑く之を闕き、他日の考を俟ちて補訂せん、

止類以行之說在同、

【大意】 此れ是非の論を定むるには、其の標準の同じきことを指示すべきを言ふ、

【通釋】 止は言論を以て相拒ぎ止むる義なるが、是れ一方の然りとなすと、然りとなさざるを以て、其の事の是なると非なるとを定むることにて、其の相類せる言を以て之を行ふなり、其の說の要旨は相同じき點にあり、

【解義】 【類以行之】彼の然否を以て、此の是非を定むること、即ち彼以て然りとなすときは、我以て是となし、彼以て否となすときは、我以て非となすなり、要するに類を以て推し定むることを謂ふ、【說在同】說とは作者自から其の論旨を指定して云へるなり、以下皆之に倣へ、

【說】 止、彼以此、其然也、說是其然也、我以此、其不然也、疑是其然也、

【大意】 此れ止類以行之說在同の義を釋す、

【通釋】 止類以行之とは、經に說在同と自釋するが如く、全く互に己が考へを以て、一辭を執るなり、乃ち彼の一方には、此の或る事體が斯の如くなりしを以て、我の一方を推して、亦其の事體が斯の如くなりしと説き、我が一方には、此の或る事體が斯の如くなりしを以て、彼の一方を推して亦其の事體が斯の如くなりしと疑へるより、相拒ぎ止むることとなれるなり、

四足異說、推類之難說在名之大小、

【大意】 此れ推論をなすに、名の誤解を防ぐべきことを言ふ、

【通釋】 類を以て推すときは、是非を定むべきが如くなれども、其の實は此れ容易にあらず、亦頗る不可能の事に屬す、四足の動物は、名けて獸と云へども、是れ總名にして、獸類の中各自から散名ありて、或は牛と云ひ馬と云ひ犬と云ふが如く、澤山の區別ありて、其の稱謂を異にせり、故に類を推して直ちに一定することは難きなり、其の理由の要點は、名義の大と小と、即ち普通のと限局的とにあり、

【解義】 【四足異說】經說に解せり、【名之大小】獸は總名にして大なる名なり、牛馬の如きは、散名にして小なる名なり、尙經說に解せり、

【說】 謂四足獸與、牛馬與、物盡與、大小也、

【大意】 此れ四足異說推類之難說在名之大小の義を釋す、

【通釋】 四足異說とは、均く四足の動物を獸と謂ふとも、概括的に凡そ多くの獸を指して謂へるか、抑も區別的に牛なり馬なりを指して謂へるか、有らゆる

物を包盡して謂へるか、大と小との別を立て、謂へるか、物に就いて云ふときは、物と云へば所有一切の萬物にて、物盡と云へば、其の萬物悉く取り揃うて漏れたる者なきなり、此の點より觀るときは、物は大總名にして獸は一部類の名に過ぎず、されば犬に就いて云へば獸も亦小名たり、而して小に就いて云へば、牛馬は各、獸中の一物たれば、小名にして獸は其の大名たり、此の如く大と云ひ小と云ふも、又畢竟物と品と隨うて變じて定まることなければ、或る一物一事に據りて、他の萬物萬事を類推せんとするは、是れ容易の業にあらず、

【解義】 【謂四足獸與】爾雅の釋鳥に、四足而毛謂之獸とあり、此所は獸は四足毛物の大名たることを謂ふ、【牛馬與】謂牛馬獸與とあるべきを、文勢を急にして省けるなり、此所は牛馬は、四足毛物中の種別たるを謂ふ、【物盡與】物の數を盡くして謂へる歟の意なり、孫注に、莊子の天下篇に、惠施曰、大同而與小同、異此之謂小同、異萬物畢同、畢異此之謂大同、異とあるを援き、此所に物盡と云へるは、即ち萬物の畢く同く畢く異なるを謂ふ、蓋し物は總名たり大なり、獸

は四足動物の專名たり小なり、猶ほ「荀子」の正名篇に萬物を以て大其名となし、鳥獸を大別名となすが如し、然れば牛馬は復た獸類の種別たり、是又獸は四足の大名、牛馬は四足の小名たり、大小定まりなく、言ふ所に隨うて變するなり、

物盡同名、二與鬪、愛、食與招、白、與視、麗與暴、夫與履、

【大意】 此れ同意にして異辭の物あるを言ふ、

【通釋】 天下の物、凡て名を以て區別する者なるが、又異なるたる事物にして、同名の者あり、今例へば二人親密にして交際すると、兩人相争うて鬪ふと、同く二人なれども、事柄は異れり、物を愛すると、食物を食ふと、鬼神を招くと、皆自動的の所作なれども、事柄は異れり、百貌などの色の白きと、目で視ることとは、共に自分に具はれる天賦の物なれども、白き色は多きこと終始依然たれども、視るとは何時までも限りなく、視るべからず、其の事柄は異れり、太陽が物を曬らすと、人が物を太陽に曝らすと、同く乾かす

麗不必麗、麗與暴也、爲非不以、人足爲非、若夫勇不爲夫、爲履、以買衣爲履、夫與履也、

【大意】 此れ物盡同名、二與鬪、愛、食與招、白與視、麗與暴、夫與履の義を釋す、

【通釋】 此れ是の必然的の物を然りとして相容るときは、譬へば麋鹿の二獸あるも、共に同じく鹿と名づくるが如し、名は兩なれども、實は一なり、本來俱の意義たるや此の如し、然るに今均く俱なれども、俱に争うて鬪かふときは、是れ親密なる二人が合同したる俱と云ふ意義にあらず、各、相對抗して敵視する俱なり、是れ經文に云へる二與鬪の同異なり、美色と肝肺と兒子とは吾人、均く之を愛すれども、其の愛する所以は一ならず、是れ愛の同異なり、橘の菓實は食として用ふべし、茅は巫が神を祭るに靈を招く時、用ひて道具となせり、而して茅も亦以て食物として用ふべからざるにはあらず、但神を招く時は、橘と同くして食ふべからず、是れ食と招と共に自動的發作

なれども、一は自然にして、一は人為なれば、其の事柄は異れり、夫を夫となし履を履となすも同く夫と呼ぶ内にも種類あり、履の内にも、名詞となる場合と、動詞となる場合ありて同じからず、

【解義】 【物盡同名】物盡は上文の物盡と同じく、萬物を包括してと云ふが如し、同名とは、名は形容せる情態を同じくすと云ふが如し、「荀子」の正名篇に、同（同類）則同（同名）之異（異類）則異（異名）之單（單名）馬牛犬の類、足以喻之、則單、單不足以喻、則兼、兼名、白馬黃馬の類、單與兼無所相避、則共（單に馬と云へば萬馬を包括する類）雖共不爲害、矣、知異、實者之異名也、故使異、實者莫不異名、不可亂也、猶使、異、實者莫不同名也、とあり、亦此の本句と參攷して相發すべし、

【說】 此然是、必然則俱、如麋同名、俱鬪不俱、二與鬪也、色、肝、肺子、愛也、橘、茅、食與招也、白、馬、多、白、視、馬、不多、視、白、與視也、爲

なれども其目的を同くせざればなり、白き馬の白色は不斷的に多く白くあれども、物を視る馬の視方は多くは視ず、即ち斷續的ならざるべからず、是れ白と視の同異なり、太陽が物を曬らし乾すは必しも曝らし乾かすとは受合はれざるなり、即ち能く曝らすことあり、亦陰り雨りの爲めに曝し乾かざることもあり、是れ曬と曝との同異なり、曝は人為的に必らず乾かさんと欲して曝すなり、艸履を扉と曰ふ、扉を爲くるに必しも人の足に一々相合ふを待たず、扉を爲さず、然れども爲れる扉は自然に人の用となるなり、乃ち足を別れし者を踏と云へるが、彼の踏者が行くに踊りて行けば、履を着くることなき故に、其れが爲めに特別な履を爲らざるが如し、元來履といふ者は、衣冠禮服を着するときに用ふる者にて、衣冠を買ひ調ふるを以て履を爲るなり、若し衣冠を有せざれば、履は無くとも不可なし、是れ踏者と履の同異なるが、是れ踏と履と其の字同音にして呼ぶとき、名は同様に聞ゆるも、實物は相同じからざるなり、

【解義】 【如麋同名】麋は鹿の類、獸の名なり、麋は二鹿ありとも、俱に同く鹿と名づく、上注の「荀子」正名

篇の同則同之云々を參看すべし、【俱闕不俱二】經說上に俱處於室合同也とあり、此所は二人相合へば即俱と謂ふべきも、若し俱に闕ふときは、乃ち俱は俱なれども謂はゆる二人合同の俱にあらざるを謂ふ、「左傳」に嘉耦曰妃、怨耦曰仇とあり、亦此と同義なり、【橘茅食與招也】張注に茅亦可食而巫以茅招神不與、橘同食、周禮司巫云、旁招以茅とあり、乃ち遠方の神を祭る時、茅を束ねて、一處ならず、各處を旁ねく招きて鬼神を呼び降すことあり、其の時は茅は平生食用に爲すべき者と雖も、橘とは別に以て食はず、此れ食ふも招くも、口なり手なりを以てする者にして、自動的なれども、其の目的同じからざるなり、【白馬多白視馬不多視】白馬は白き毛の馬、視馬は目を張りて見詰て居る馬なり、白馬と視馬と語例は同口調なれども、其の長短の數は同じからず、此の多の字は長久的の意なり、【爲魔不必魔】魔は魔と同じ、「サラス」と訓ず、爲魔は人が物を口に嚙らし乾かすなり、不必魔は天日偶然物を嚙し乾かす也、必ずしも嚙らし乾かさんとし、照らすにはあらざるを言ふ、【魔與暴也】暴は曝と同じ、曝は人が専ら日に向うて照ら

し乾かさんことを求むるなり、【爲非不以人足】非は扉と同じ、草履を曰ふ、「アラグツ」と訓ず、不以人と、他人の足に合はんとを求むるが爲めならず、【若夫勇】夫は跌と同じ、跌は跣と通じて、足趾なり、「アシノカフ」と又は「アシノセ」と訓ず、足脊なり、支那古代の刑に別刑として、罪人の足趾を斬る刑罰あり、謂はゆる五刑の一なり、此の刑に罹る者を跣者と云ひ又兀者と云ふ、勇は跣と通ず、「釋名」の釋言語にも勇は跣也とあり、跣者の行くや趾なきが爲め踵(クビス)又はカ(ト)を以て行く、其の貌跣るが如し、故に夫勇と云ふ、「莊子」の徳充符篇に魯有兀者叔山無趾「踵見仲尼」とあり、乃ち以て證とすべし、【不爲夫爲履】上の爲は「タメ」と訓じ、下の爲は「ツクル」と訓ず、跣者は足を別られて跣り行く、故に履は無用なれば爲らざるなり、「莊子」の徳充符篇に、別者之履无爲愛之とあり、乃ち履は足あるが爲めに、履の必要を感ずれども、足なければ無用の履を愛せざるを言ふ、亦此の本語と相似たり、【以買衣爲履】衣冠を服するとき、履は必要なるが故に爲り調ふるなり、【夫與履也】夫は跣に通じ、履と音相通ず、此れ名稱の音を以てす

れば相同じきも、物は各異なるを言ふ、

一 偏棄之謂而固是也、說在因、不可偏去而二、說在見與俱、一與二、廣與脩、

【大意】此れ衆同を能く運用するは理に順ひ勢に乗するに在るを説く、
【通釋】凡そ此の同名なる者今や其の一に向うて之を偏棄せんと欲すとも、則ち彼は固より是なりと謂うて偏棄すべからず、然れば強ひて其の同異を論争せんよりは、矢張り之に因りて其の儘にして善く利用するに如かず、是れ其の方法は之に因るに在り、又之に因るの弊として、同じ者必しも同じからず、往々岐して二となりて合はず、其の時之に對する方法は、我が所見を以て、之と相俱に隨ひ往々にあり、或は一を偏棄すると、或は二を二として相俱にして偏去せざるとにあり、又或は空間的の廣狹と、時間的の長短とを、能く斟酌調和して取り扱ふことにあり、此の如

くなれば此の衆同を能く利用し得て反撥矛盾の患を免るべし、

【解義】【謂而固是也】而は則と通ず、固是は初めよりは是なること、孫注に一説を載せて固是は因是の訛ならんと云ふ、「公孫龍子」の堅白篇に離也者因是力與知不如因是とあり、「莊子」の齊物論に因是因非因非因是とあり、是れ因是とは人之を是とすれば我亦之を是とし、人之を非とすれば我亦之を非とし、俗に云へる自然の成り行きに任すの意と大概相似たる者と知るべし、按ずるに固是も因是と歸着の意は同じ、然れども因是に作るも亦可なり、【說在見與俱】說在の二字は、下の廣與脩の句に管到す、見は我が見察する所を謂ふ、俱は俱に進み俱に變じて相離れざることなり、經上に同異而俱於之二也とあり、乃ち同とは衆異を合はして一と爲すことにて、俱は即ち衆異を合して一となす工夫を謂ふ、同を得る方法を謂ふ、此所は我が見察の力にて、能く之を認識して、同を得べきやう爲すことを謂ふなり、【一與二廣與脩】一は即ち偏棄のことなり、二は即ち不可偏去のことなり、脩は長なり、廣は今人の云はゆる空間を謂ひ、

長は時間を謂ふ、

【說】二與一亡、不與一在、偏去之、有文實也、而後謂之、無文實也、則無謂也、若假與義、謂是、則是固義也、謂他、則是非義也、無謂、則執也、見不見、離、一二不相盈、廣脩堅白、

【大意】此れ一偏去之より廣與脩に至る經文の義を釋す、

【通釋】凡此の同名の者、何を以て一偏棄之の不可なるか、例へば茲に二物あり、相互に與して一となれば、其の一は亡びて無し、與みせずして相互に分離するときは、各一物として存在するなり、各一物として存すれば、時によりて何れかの一方を偏去して可なり、故におよそ物は名と實と具に揃ひ有りて、即ち名

實の二者合同して、後ち始めて之を物其の物として許すべし、若し名と實となく即ち名實の二者個別に分かるゝときは、之を物其物として許さざるなり、假の物と義の物との如し、假とは物其物の持ち前にあらずして、他より持ち來る者なり、義とは物其物の本領發揮なり、乃ち是の物を、是の物と正直に呼び做すことは、是れ云ふ迄もなく義なり、即ち本領の發揮に就いて云へるなり、他の物を是の物と枉げて呼び做すことは、是れ義にあらざるなり、假なり、故に謂ふべき理由なくして謂ふ者は、執と名づく、執とは各、其の自説を固執して相服せざるなり、此の如くなるときは、辯難往復して際限なし、故に其の説は因に在りて、彼れ是と云へば、我も因りて是と云ひ、彼れ非と云へば、我も因りて非と云ふべきなり、而して真理は自から其の中に於て求むるを得べし、又何を以て經文に不可偏去而二と云ふか、其の譯は三條あり、(其一)我が見る所と見ざる所と相離れて、同一の歩武を以て進むこと能はざるにあり、即ち物の進化や日夜駸々として一刻も息まざるに、我が智識は遅々として後れて、己が見たる所は未だ見ざる所に及ぶるなり、

こと能はざるなり、是れ物の偏去すべからざるに拘はらず、遂に岐れて二となる所以なり、(其二)は一と二と即ち甲種の物質と乙種の物質とは、本來性質を殊にして相函合せず、故に一は一と二は二と云ふが如くにするときは、何に事も相離れて調和せず、若し其の或る部分を相殺し相補するときは、能く異性の函含調和を保ちて、合同の功を成すべし、然るに今や我が才力拙くして之を爲すこと能はず、是れ物の偏去すべからざるに拘らず、遂に岐れて二となる所以なり、(其三)は元來廣さと長さとは一は横と縦に就いて云ひ、一は縦に就いて云へる者なれば、二にして一ならず、然るに或る推理よりして論ずるときは、縦横相互に函含して一致たり、宛かも堅と白とが、一は色相にして一は性質にして相同しからざれども、均く一石の中に在るときは色性俱に相函合せられて一となるが如し、然るに今此の道理を悟らずして、廣は廣、縦は縦と相離して見るが故に、物の偏去すべからざるに拘らず、遂に岐れて二となる所以也、此れ皆其の實は物の眞に分るゝにあらず、我が知見の至らざるよりして、心象に印映するに於て一致をなさざ

【解義】【二與一亡】與は、相互に抱合し函含することとなり、此れ一體を分ちて二となすときは、一既に化して二となる、即ち同時に一の原體は亡失することを言ふ、公孫龍子の通變篇に曰、一有一乎、曰二無一とあり、即ち墨子の此義を述べしなり、【偏去之】之の字の下に、可也の二字を加へて看るべし、然れども此所の本意は偏去するを是認するにはあらず、若し偏去之を爲し得べくんば爲すも不可なし、去れど其れは爲し得べからず、故に不可爲と云ふ意なり、論語に食夫稻衣夫錦於女安乎、曰安、女安則爲之とありて、其の安んずべからざるを論じて、故らに爲之と云ひ以て、其の實は爲すべからざることを示せると、大略語法相同じ、【有文實也】文實は名實なり、經說下に舉告以文名舉彼實也とあり、【若假與義】假は他物を假借するなり、義は自己の本義なり本領なり、【無謂則執也】我謂ふべきなきに之を謂ふ、即ち假借して謂ふときは、彼亦堅く其の説を執らんとするを言ふ、經說上に執服難成也とあり參看すべし、【一二不相盈】相盈とは相互に抱合して函含するこ

と【廣脩堅白】此の一句合同函合して離れざる道理を説きて上句の意を申明す但見不見離一二不相盈の二句は反説して、本句は正説す、亦文章の變化を見るべし、墨子本文の説は乃ち公孫龍が堅白同異の辯が墨學一派の説たるを證すべき一斑なり、今左に「公孫龍子」の堅白篇を略抄して參考となさん、但其の文中字句もと誤脱あれば、其の大意を領略して可なり、堅白石三可乎、曰不可、曰二可乎、曰可、曰何哉、曰無堅得白其舉也、二無白得堅其舉也、二曰得其所白不可謂無白、得其所堅不可謂無堅、而之石也之於然也非三也、曰視不得其所堅而得其所白者無堅也、拊不得其所白而得其所堅者無白也、曰天下無白不可以視石、天下無堅不可以謂石、堅白不相外藏三可乎、曰有以自藏也、非藏而藏也、曰其白也其堅也、而石必得以相盈、其自藏奈何、曰得其白得其堅、見與不見離一一不相盈、故離離也者藏也、曰石之白、石之堅、見與不見二與三、若廣脩而相盈也、其非舉乎、曰循石非彼無石、非石無所取乎、白石不相離者固乎、然其無已、曰於石一也、堅白二也、而在於石故有知焉、有不知有見焉、有不見焉、故知與不知

相與離、見與不見相與藏、藏故孰謂之不離、異類不吡、說在量、

【大意】 此れ異類の物は同一に比視すべからざるを言ふ、

【通釋】 類を異にする者は類と類とを相比して同うせず、其の譯次第は其の物の理數の異と同とを量度するに在り、

【解義】 【異類不吡】吡は比と同じと、王國運は云へり、

【說】 若耳目異、木與夜孰長、智與粟孰多、爵親行賈、四者孰貴、麋與霍孰高、蛇與瑟孰瑟、

【大意】 此れ異類不吡說在量の義を釋す、

【通釋】 異物の比較して一とすべからざるは、恰も耳と目の一は聽を掌り一は視を掌るが如く、全く其の効用を異にする者なり、今均く長しと云へども、木の長きと夜の長きとは、孰れが長きや、是れ長きの

種類異なれば比較にはならず、均く多しと雖ども、智慧の多きと米粟の多きと孰れが多きや、是れ多き其の種類異なれば比較にはならず、爵位の貴きと親戚の貴きと、徳行の貴きと、價値の貴きと、均く貴きと雖ども、是れ其の種類異なれば比較にはならず、塵の高さと鶴の高さと均く高しと雖ども、是れ其の種類異なれば比較にはならず、虫の蝨と蝨と均く蝨なれども、孰れが蝨なるかと云へば、蝨の蝨たるに如かず、右の如く計量するときは、輕重多少長短貴賤の週かに異なる者は、相比較するに足らざるを見るべし、

偏去莫加少、說在故、

【大意】 物の分離を以て變すべきにあらざるを言ふ、

【通釋】 一體を均分して二體となすを兩偏と曰ふ、其の一偏を離ち去るとも、更に少くなることなし、其の譯は故の如くにして變せざるにあり、

【解義】 經說に見ゆ、

【說】 偏俱一無變、

【大意】 此れ偏去莫加少說在故の義を釋す、

【通釋】 偏とは一の半偏なり、之を他の半偏と合はすときは、俱に一體たり、右の如く分と合とは同じからざるも、完全なる一體と半偏なる分體と、別に増減はなくして變りなし、

【解義】 【俱一無變】俱一は各、其の一あることを言ひ、無變とは故の如きを言ふと、張注には解せり、

【假必詩、說在不然、】

【大意】 此れ假物は終に悖り亂るゝことを云ふ、

【通釋】 假り物は必ず悖り亂るゝことあり、其の譯は不然として非道理なるにあり、

【解義】 【假必詩】假は眞正の反對なり、詩は悖と同じ、亂なり、

【說】 假必非也、而後假、狗假、霍也、猶氏、霍也、

【大意】 此れ假必詩說在不然の義を釋す、

【通釋】 何を以て假必詩と云ふかならば、元來假と

は眞物にあらず、必らず非なる物にしてこそ、始めて假てふことが起るなり、去れど眞物に非る假物は、何れまでも矢張り假物にして眞にあらず、譬へば狗の鶴を假りて其の眞似をなすも、猶人が鶴を以て其の氏となすが如し、名は鶴と呼ぶとも、眞の鶴にはあらず、

【解義】「假必非也」説文「人部に假非眞也」とあり、小取篇に假者今不然也とあり、猶氏雀也雀は雀の字の誤にして、雀は即ち鶴なりと張注は云ふ、孫注は上の狗假雀の雀の字と共に、虎の字の誤なりとせり、

疑說在逢循遇過確慮不疑說在無有

【大意】此れ疑は有無の判然せざるよりして起ることを言ふ、

【通釋】疑ふと云ふことは、逢ふと循ふと遇ふと過との四者にあり、大凡そ疑はずと云ふことは、無と有との判然たるにあり、

然也與過也

【大意】此れ疑說在逢云々の義を釋す、

【通釋】經に疑說在逢とある疑の字と逢の字と、其の義を説くときは、逢とは其の時節に出で逢ふことにて、今整(土釜)を爲くるには、土壤を以てすることなるが、もと土壤は至て賤き物なれども、用ひて整となすときは、食物を烹る器にて貴きなり、是れ物は賤となく、唯だ其の逢ふ時によりて、便利をなす者なり、又牛を飼ひ養ふ廬を爲りて涼しきを取るとは、夏の炎天に當りて寒き氣を取りて暑さを凌がんとて爲せることなり、此等の義を以て逢ふと云ふことが、如何なる義かを悟り知るべし、茲に物あり之を擧ぐるときは軽く、之を置くときは重きことあり、是れ擧ぐる人に力あるにあらず、木を削りて出づる柿は、削るに從て生ずるが、是れ削る人の巧みなるにあらず、鳥羽の旋りて磨石の隣に隨うて運ぐるが如きは、自然に循へるものにして、是れ經文にある循と云へる者なり、争ひ闘ふ者の弊は、或は酒を飲みて亂醉し、或は市中の雜還せる場所に於て口論の事よりして起る

【解義】「逢循遇過」逢と過と共に「アア」と訓す、但逢は過也値也と注す、その時節にあふこと也、過は見也道路相逢也不期而會也と注す、ふと途中にてあひ、又は約束を定めずに対面すること也と、伊藤東涯の操觚字訣に見ゆ、姑く其の説を用ふ、【推慮不疑】「廣雅釋訓」に據れば、揚推擇推無慮都凡也とあり、乃ち之を單言するときは推と曰ひ、慮と曰ふ、「文選」の左思が魏都賦に推惟庸蜀與鷓鴣同巢とあり、荀子の用兵篇に慮率用賞慶刑罰執詐而已矣とあり、楊注に慮大凡也と解す、此所又兩字を合はせて之を言ひ、推慮と曰ふ、其義は一なりと、孫注に云へり、

【說】疑逢爲整則土爲牛廬者夏寒逢也舉之則輕廢之則重非有力也柿從削非巧也循也鬪者之敝也以飲酒若以日中是不可智也遇也智與以已爲

なり、是れ豫じめ此の如くあるならんとは知るべからず、乃ち風と出遇ひがしらに起ることなり、事の起りしとき、或は固より接會して之を知ることあり、或は事後に逆推して之を知ることあり、此の如きは何れも已に過ぎし事に屬すれば過と云へる者なり、謂はゆる疑ひの起るは、此逢循遇過の場合にあり、

【解義】「爲整則土」整は一に釜に作る土釜なり、【爲牛廬者】廬は假り小屋のこと也、説文「廬寄也秋冬去春夏居とあり、此の牛廬は牛馬を養ふ所なり、【周禮】に圍師夏庌馬とあり、鄭注に庌廬也廬所以庇馬涼也と解せり、【吳子】の治兵篇に夏則涼廬とあり、蓋し牛馬を牧する者並に之あり、凡そ廬を爲るは、其の暖を欲し、而して庌は其の夏寒きを取、此れ即ち經文逢字の義なるを云へるなり、【柿從削非巧】柿は材と同じ音「ハイ」札模なり、木片なり「コケラ」又は「コッパ」と訓す、【若以日中】日中は市場のこと也、【易】の繫辭に日中爲市とあり、市は日中を以て最も盛なりとす、因りて市を謂うて日中となす、猶ほ嫁娶の禮は昏時を用ひて行ふよりして、因りて昏と謂へるが如しと、孫注に説けり、【是不可智也】智は知と通

用既に多く見ゆ、

合與一、或復否、說在拒、

【大意】 此れ物の合體と否とは互に拒むことの有無に存するを言ふ、

【通釋】 兩體が相合へる物、各一體に分かるゝ物と、或は元の如く合ふと、若くは合はずして離るゝとは、其の譯は相拒むにあり、拒むときは合はずして否なる者なり、

【說】 闕

物一體也、說在俱一唯是、

【大意】 此れ萬物一體の理を言ひ人は協和を主とすべきを説く、

【通釋】 物は各殊に分かるゝとも其の實は一體なり其の譯は、俱一と唯是とにあり、俱とは異りたる者を或る一なる者に合はず也、唯是とは呼ば答へて唯と云うて、之を是認するとなり、萬物衆しと雖ども或る大合同の下に合はせて、彼此となく皆な贊同是認

するときは一體となるなり、

【解義】 【俱一唯是】俱は二者を一に合はすことなり經上に俱同異而俱於之一也とあり唯は應答の速なること也、物の名類相合ふときは、此の方に呼ば彼の方に應じて共に之を是することを謂ふ尙經說に詳かにす、

【說】 俱俱一、若牛馬、四足、唯是、

當牛馬、數牛、數馬、則牛馬二、數

牛馬、則牛馬一、若數指、指五而

五一、

【大意】 此れ物一體也說在俱一唯是の義を釋す、

【通釋】 俱とは俱一即ち合はして一となしたる者にて例へば牛馬と曰ひ四足と曰ふが如し、即ち牛馬と云ふときは連接的普通名詞にして、四足と云へば獸類の總合的名詞なれども、牛馬と云ふも四足と云ふも俱に牛を牛と呼び馬を馬と呼び、名實一致すれば彼呼びて此應へ、以て共に之を是認し、牛なり馬なり

に相當する者となす、然るに牛を牛として馬を馬とし分ちて之を數ふるときは、牛と馬とは二者にして一體にあらず、若し牛馬を併せて總合的に之を數ふるときは、俱に四足獸にして一體と視做すも不可なきなり、此れ物は分析的に觀るときは各、別なれども總合的に觀るときは一體たるなり、譬へば人の手足の指を數ふるが如し、指は五指あり、而も是れ合せて數ふる時は一指たり、分ちて之を數ふるときは一指たる者が五となれるなり、此の道理を悟るときは萬物一體の眞理たるを悟るを得べし、

【解義】 【俱俱一】經上に同異而俱於之一也とあり又經說上に俱處於室合同也とあり、此皆な合なる者は一たるを言ふ(若牛馬四足)上文にある謂四足獸與牛馬與の條を參看すべし【當牛馬】經說上にある當牛非馬と又當馬非馬の條を參看すべし、

宇、或徙、說在長字久、

【大意】 此れ宇の徙るは、長久に在ることを言ふ、

【通釋】 上下四方を宇と曰ふ、宇の區域即ち宇の方位は、轉じ徙りて一定せず、屢遷りて窮りなきなり、

其の譯は長く宇となりて存すること久しきにあり、

【解義】 【宇或徙】或は域と同じ、又宇の如く解して、有の義となすも通ず、

【說】 長字徙而有處、宇、宇南北、

在、且有在、莫、宇徙久、

【大意】 此れ宇或徙說在長字久の義を釋す、

【通釋】 經文を釋くには、先づ長字の意義を説くべし、宇とは上下四方に遍く互りて唱ふる名なるが、其の位は必しも一定せず、各己が身の所在を本位として、方位の名を定む、假りに己が中央に居れば、南を南と定むるとも、徙りて北に居るときは、中央を南とし、更に北に徙るときは又今までの北を南と爲すことあり、其他の方名皆此例にて推すべし、さて右の如く方位は徙り易りて同じからざるも、必らず其の場處は實在せり、是れを徙りて處ありと云ふ、即ち此が宇と云へる者なり、宇は以上の如く徙りて南北に在り、且又は暮にも實在せり、乃ち處と時とにあり、是れ宇は徙ること長久なり、

【解義】「徒而有處字」莊子の庚桑楚の篇に有、實而無乎處者、字也、有長而無本、刺者、宙也、とあり、「文子」の自然篇に老子の言を引きて往古來今謂之宙、四方上下謂之宇とあり、「宇南北」南北を擧げて東西を包括す、宇東西南北と云ふと同じ、「在且有在莫」有は又と同じ、莫は暮と同じ、

二臨鑑而立、景到、多而若少、說在空區

【大意】此れ鑑中倒影の理を説く、近世清國學者墨子を以て光學の祖と爲すは此れ以下數條の類を指して云ふとなり、

【通釋】二人あり、鑑に臨みて立つときは、其の鑑に映る影は倒に垂る、ことあり、多くして少きが如し、其の譯は鏡の凹面空穴の如き場處に因りて生ずるなり、

【解義】「二臨鑑而立景到」二は二人を謂ふ、人の字を略して單に二或は三と書し、以て二人若くは三人となす、此例墨子の書に多し、鑑は鏡なり、景は影の

本字也、「大戴禮」の曾子天圓篇に故火日外、景而金水、内景とあり、蓋し凡そ發光含明、及び光の照らす所、物蔽うて陰を成す、此の三者、通じて之を景と謂ふ、古は玻璃なし、凡そ鑑は皆金を以て造る、此所の鑑は即ち内景の者なり、到は倒と同じ、孫注に沈括が「夢溪筆談」を引きて、陽燧（太陽光線）物を照らすや、之に迫るときは正しくして漸く遠きときは見るに無し、此を過ぐるときは倒す中間に礙なき故なり、人の觴を搖すが如し、泉之が礙を爲すときは、本末相格す、算家之を格術と曰ふ、此所の倒影は即ち格術なり、鄭復光は曰く光線の濶きよりして狭となる、之を約光線と名づく、約光線愈引けば愈狭く、必ず交合して一と爲りて角を成す、之を交角線と名づく、兩物相射る、約行線此よりして彼に至るとき、若し中間に物ありて隔つれば、約行線其の隔つる物に至り止まる、設し隔處に孔あるときは射線は孔を穿ち約行し、彼物に到らざれば止まず、如し彼物甚だ遠きときは、約行必ず交す、交を穿ちて過ぐれば、此の上邊彼の下邊を反射し、此の左邊必ず彼の右邊を反射するは勢なり、能く倒影を成すこと無らんや、塔影の倒垂するが

ざるなりと、

【說】下者之人也、高者之人也、下、足、故、下光、故、成景於上、首、故、上光、故、成景於下、

【大意】此れ二臨鑑而立景到云々の義を釋す、

【通釋】今試みに景倒の理を説かんに二人の内下き位に立てる人は、其の影高し、高き位に立てる人は其の影下し、此れ足は下部の光線を蔽ふ故に、其の影を上部に現はし成し、首は上部の光線を蔽ふ故に影を下に現はし成せり、此れ乃ち倒影を現成する理なり、

【解義】「足蔽下光」蔽は蔽と同じ、陳澧は云はく、此れ窪鏡人を照らして影の倒射する故を言へるなりと、劉岳雲は云はく、即ち西洋の法に謂はゆる射光角と回光角と相等なる者交點の射景壁に入るに由り、故に景をして倒せしむるなりと、賈讓は突するに此即ち塔影倒垂の理なりと、孫注に見ゆ、孫注又此所に經文の多少空區に對する經說なきは、譌脱なりと云へり、

如きは、此れ其理なり、算家稱して格術となす、即ち此所の景到の理なりと、「多而若少」孫注に劉岳雲の説を引きて、此れ凹面回光の鏡となす、凹面透光鏡、亦能く影をして倒射せしむるも、考工記に金錫相和謂之鑑、燧之劑とあるに據れば、古代は透光鏡なし、故に此鑑は凹面回光鏡たることを知るなり、光學の理に依るに、一物を凹鏡の中心以外に置く、即ち凹鏡中心と聚光點の間に於て、物の顛倒せる形象を成す、但之を實形に較するに稍、小なり、若し此物を以て凹鏡中心と聚光點の間に置くときは、即ち中心以外に在りて、亦物の顛倒せる形を成す、但之を實形に較するに稍、大なり、今此所に多而若少と云ふは、彼の實形に較するに稍、小なる款と合ふ、是を以て此の臨鑑立とあるは、人の必ず凹鏡中心の以外に立つことを知るなり、「說在空區」孫注によれば空區は鏡中の窪めること、空穴の如きを謂ふ、「考工記」の魯氏の鄭注に、隧在鼓中窪而生光、有似夫隧と云へり、是れ古の陽隧は即ち窪鏡なりと、又同注に經說下此條の説は下文住景二說在重の後にあり、此と叙次合はず、疑らくは傳寫のとき移易せし者にして、其の舊にあら

臨鑑立景一小而易一大而丑
說在中之外內

【大意】 此れ鑑中の影に大小あり正邪あるの理を説けり、

【通釋】 鑑は其前に立つに、二人の内、一は形像小にして邪めに映り、一は大にして正だしく映る、其の譯は鑑の中の外と内とにある區別に由れり、

【解義】 【景小而易】易は施と通ず、施は邪なり、【一大而丑】丑は正と同じ、直なり、【中之外内】中は鑑中のこと也、

【說】 景當俱就去亦當俱用北
鑒者之具於鑒無所不鑒景之
具無數而必過正故同處其體
俱然鑒分鑒中之內鑒者近中
則所鑒大景亦大遠中則所鑒

小景亦小而必正起於中緣正
而長其直也中之外鑒者近中
則所鑒大景亦大遠中則所鑒
小景亦小而必易合於中而長
其直也

【通釋】 影の鑑に映るや、二人當きに俱に近就き來るべし、去るとき亦當に俱に用て背き去るべし、鑒者が俱に鑑に映るときは、就き來るも、背き去るも、鑑其物に於ては俱に鑒み照らさざることなし、景の俱に映つることも無數にして、而も必らず光線は正しく行き過ぐるなり、故に同く居るときは、其の物體は俱に同じきも、然れども鑒に映る影は同じからず、鑒中の内即ち鑑の正面にて鑒みる者鑑の中心に近きときは鑑に照らすと大にして其の映つり現する影も亦大なり、中心に遠ざかるときは鑑に照らすこと小にして、其の映り現する影も亦小なり、而して必らず正しき光りは中心より起り、正しき光に緣りて、長く直

き光線を爲すなり、鑑の中心の外乃ち、鑑の斜側面に於ては鑒み照らす者中心に近きときは、鑑に照らすこと大にして、其の映り現する影も亦大なり、中心に遠きときは、鑑に照らすこと小にして、其の映り現する影も亦小なり、而して必らず邪に中心に合うて、長くして直き光線をなすなり、

【解義】 【景當俱就】景は影の本字、俱就は二人の影俱に來りて鏡中に映するなり、【去亦當俱用北】北は背の本字、俱用北とは二人の影鏡に背きて去るなり、即ち背部を鏡に映すこと也、【而必過正】張孫の注俱に通じ難たしとなす、今按するに此れ影の光に映じて過ぐることを正しきなり、即ち正直に鏡面に映射すること謂ふ、【鑒中之内】鑒中は鏡の中心點の處を謂ふ、鑒中之内とは鏡の正面に立ちて向へることを謂ふ、此の鑑は即ち凸面鏡を謂ふなりと、陳氏は云へり、【而必正起於中】此れ凸面鏡の周邊窪下にして、中心高きの處其面正平なるが故に、内外界の別あり、鑒中之内とは平面の内を謂ふ、光線必ず正く中心に起り、其の正きに緣りて外射し、長直線をなすなり、【而必易合於中】凸面鏡平面の外と邊と分界の處、其の映

射の影近ければ大にして、遠ければ小なることは、平面鏡と同じ、唯、面既に平ならざれば、光線邪めに射て、其の影亦邪なり、此れ其の邪なること、中に合ふと云へる所以なり、

鑑團景一

【大意】 鑑の正圓なるときは、光は一處に聚ること

を言ふ、然れども闕文あらん、經說亦闕く、

【通釋】 鑑鏡正く團圓なるときは、其の映射する影、即ち光線は一處に聚るなり、

【解義】 【鑑團景一】團は圓なり、孫注に「夢溪筆談」を引きて陽燧日に向うて之を照らすときは、光聚りて内に向ふ、鏡を離ること一二寸なれば、聚りて一點となり、物に着て火發すと、亦此の理なり、

景不徙說在改爲

【大意】 此れ日影の徙らざるを言ふ、

【通釋】 日影は幾度も形ちの動くに關せず、依然として在り、其の譯は改めて爲すにあり、

【解義】 【景不徙】此の義下文の經說に詳かなれば、

茲には略す、【說在改爲】改爲は改めて爲す也、影は必ず亡びて更に生じ始めて更改することあり、若し其の亡びざるときは、影常に後にあり、影前景に仍りて改易することなきを云ふ、尙經說の解を看るべし、

【說】景 光至景亡、若在、盡古息

【大意】 此れ景不徒說在改爲の義を釋す、

【通釋】 景不徒とは、光線と影との關係よりして云へるなり、光線が來り至るときは物の影は亡びきなり、物の影が有るときは、光線は蔽はれて射照せざるなり、若し其の景が常に在るとすれば、後の影は即ち前の影にして永久的常に其處に息止し、形ちは動くとも影は止まりて、改まることなきが如し、

【解義】 【光至景亡】上文に足徹下光故成景於上首敵上光故成景於下とあるが如く、光線と景とは兩立せざるなり、【若在盡古息】盡古は終古と云ふが如し、永久的のことなり、息は息止なり、「ト、マ、ル」こと也、盡古息とは永久的止まることにて、即ち經文に云へる不徒の義なり、「莊子」の天下篇に飛鳥之景未嘗動也とあり、「釋文」に司馬彪の說を引きて、鳥動

影生、影生光亡、亡非往、生非來、墨子曰、影不徙也、云へり、又「列子」の仲尼篇に景不移者、說在改也と、張洪が注に景改而更生、非向之景と、墨子曰、景不移、說在改爲也と云へり、亦以て參攷とすべし、

位景二說在重

【大意】 此れ重影の理由を説く、

【通釋】 鏡前に立ちて、形象を映すとき、影が二つあり、其の譯は光線の重複するに由れり、

【解義】 【位景二】位は立と同じ、位の字もと住に作る、張注によれば、住は止なり、物止まりて二影あり、鑑の重なるを以てなりと解すれど、孫注は住は位の誤にて、位は立と同じとなせり、今孫注を用ふ、

【說】景 二光夾一光、一光者景也、景光之人、煦若射

【大意】 此れ位景二說在重の義を釋す、

【通釋】 位景二は如何なる故ぞや、二つの光が或る一つの光を夾むときは、其の夾まれたる一つの光は

影となる、影と光と人と參りて相射ることは、日出の時、其の光が赤くして四射するが如し、是れ鏡は一つなれども、鏡中に映出する影は二つとなり現る、所以なり、乃ち光と光と重複するより起るなり、

【解義】 【二光夾一】孫注に據れば、若し日東に在るとき、西に鏡を懸れば、鏡は日光を受け、人を反射して影を成す、是れ日光と鏡光と二となりて、人影は日と鏡の間に在り、是れ即ち二光共に之を夾むなり、光學家の說に、光に複淺深の差あり、此の二光夾一光の說即ち是なり、【景光之人煦若人】之は與と云ふが如し、孫注に之猶與也、言景光與人參相對也とあり、煦は說文に蒸也、一曰赤貌とあり、

景到在午、有端與景長、說在端

【大意】 此れ倒影の理由を説く、

【通釋】 影の倒映するは、光線の交叉點に在り、即ち影の倒映するは、物と光と交叉するを以て也、物に於て端なきときは、影を爲すこと能はず、端あるときは、景と與に長し、畢竟端の如何に在り、

【解義】 【景到在午】孫注に據るに古は横直交互を午

と謂ふ、「儀禮」に度而午の注に、一縱一横曰午とあり、即ち其形を×と爲す、×は光線の交叉點なり、凡そ約行線の中、物の隔つるあれば光線必ず交をなす、交を穿ちて過ぐれば倒影を成す、【有端與景長】長は線の端に對して點を爲すを謂ふ、凡そ光の交點を成す時に在ては、光線の行を碍することあり、故に光を穿ちて景倒するなり、鄒伯奇の「格術補」に、密室小孔の漏光、必らず倒景を成す、雲鳥東に飛び、其影は西に逝くとあり、亦以て本文の義を證すべしと、孫注に見ゆ、

【說】在遠近、有端與於光、故景

摩內也

【大意】 此れ景到在午有端與景長說在端の義を釋す、

【通釋】 遠きと近きとに關せず、皆物體の端ありて光線の射照を障礙するが故に、影は内に障がれて、約行線の交點處交叉點に於て物を見ざるなり、

【解義】 【有端與於光】與於光とは、光に干與するこ

とにして、光線の射照を障礙するなり、【故景庶内也】
庶は障と同じ、

景迎日說在轉

【大意】 此れ物影の日光を受け、種々の形象を現はす理由を説く、

【通釋】 物影が日光を迎へて、種々の現象を爲すことあり、其の詳は光線の轉回にあり、

【解義】 次ぎの經說に詳かなれば略す、

【說】景日之光反燭人則景在日與人之間

【大意】 此れ景迎日說在轉の義を釋す、

【通釋】 景に就いて云はんには、日光が東に在るとき、西方に鏡を以て其の光を受け、而して人を照らすに、東方より照らせば、人影は西に在り、然るに鏡を以て西方より照らすときは、其の影又東方に射すれば、人影は當さに西方に在るべきに、反りて西方に在り、是れ人影は日と人との間に在ればなり、此れ以て物が

影の日を迎ふるは、回轉にある道理を悟るべし、

【解義】 【日之光反燭人】燭は照らすこと反燭は反射也、【景在日與人之間】上文に景一光夾一光一光者景也とあり、此れ亦其の意なり、孫注に據るに、日東を照らせば、人影西に在り、今西方より鏡鏡を以て、其の光を受け、人を反射するときは、人影は又東方に在り、此れ回轉によりて然るなり、劉岳雲云は、此れ回光の理を釋するなり、例へば人の鏡に依りて立つとき、日光鏡上を射るに、若し人と日との間に壁あり、其の鏡を距ると日の鏡を距ると交角等なれば、人必らず影を上になすべし、若し其の間壁なければ回光線の影を成すと極めて長くして、無量遠空界中を射照す、凡そ海と沙漠と、恒に樓臺人物の象を見るも亦此の理なり、無量遠空界中と雖へども、仍ほ景在人與日之間也の理に漏れざるなり、

景之小大說在施舌遠近

【大意】 此れ景の形ちは光の關係に在ることを言ふ、

【通釋】 影の或は小或は大にして不同なるは、其の貌の白黒と、鑑光の及べる遠近と、照らせる物形の邪正とは、皆悉く光線の照らし加減と、鑿の光線を受け加減とに於て異同ありて、一ならざるなり、

【解義】 【木施景短大】施は逆の假字、道藏本には施に作る、邪なり、木施とは表木の斜なるを謂ふ、短大の間に而の字を加へて看るべし、下句の景長小も同例、【貌能白黒】能は態と同じ、劉岳雲云は、此れ光に因りて色を見はすの理を論するなり、日光は紅黃藍綠紫橙黃靛藍の七色を具ふ、試みに三稜透光鏡を以て、即きて見るに、若し物盡く全日の光を受くるときは白色となる、若し其の入質の光線を減するときは黒色となる、【異於光鑿】其の異なることを、光と鑿との上に於て定むることを言ふ、孫注に此似言光之所照與鑿之受光各因物而異、劉岳雲云言照物之遠近邪正惟鑿者制其光辨異之使明晰也とあり、

大而必正說在得

【大意】 此れ正大の行は道を得るに在るを言ふ、

【通釋】 大なれば必ず正し、其の詳は道を得るに在り、

譯は光の邪正と遠近との差より生ず、
【解義】 【施舌遠近】施は逆の假字、舌は正の俗字、施正は邪正と同じ、

【說】景木施景短大木正景長小大小於木則景大於木非獨小也遠近臨鑿立景多寡貌能白黒遠近施正異於光鑿

【大意】 此れ景之大小說在施舌遠近の義を釋す、

【通釋】 影は表木を以て量るべし、今表木を形邪めにして曲るときは、土地に近きが故に影は短くして而も大なり、表木の形正しく直きときは、土地に遠きが故に影は長くして而も小なり、此の如く大小あるは、影其の物に在らずして、表木の邪正の爲めに大小あるなり、影に於ては、時ありては木より大なることあり、獨り木の爲めに小となるのみにあらず、即ち端と光との關係によりて、千變萬化測るべからず、凡そ遠きも近きも鑑に臨みて立ち鑑に映射する影の多寡と

【說】

闕く、

行脩以久、說在先後、

【大意】 此れ人の行ひは先後の序あるを言ふ、

【通釋】 人の行爲の脩まるは、一朝一夕の力にあらざらざるを積みて然るなり、其の道は如何にせば可なるかと云はんに、先後する所以を知りて、能く秩序的に脩め進むにあり、

【解義】 【說在先後】大學にも物有本末事有終始知所先後則近道矣の語あり、參考すべし、

【說】

闕く、

負而不撓、說在勝、

【大意】 此れ輕重相持して、物其の平を得ることを云ふ、

【通釋】 人の重き物を背負うて、而も撓まざるにあり、其の譯は力量の之に勝ふるにあり、

【解義】 【負而不撓】撓は曲木なり、撓の俗字、

【說】 故橋負衡木、加重焉而不

撓、極勝重也、右權交繩、無加焉而撓、極不勝重也、衡加重於其一旁、必捶、權重相若也、相衡則本短、標長、兩加焉、重相若、則標必下、標得權也、

【大意】 此れ負而不撓說在勝の義を釋す、

【通釋】 されば、今や橋即ち桔槔と云へる一低一昂する器械は、衡木がありて、上がり下がり爲すが、橋に至りては即ち其の直立して動かざる柱なり、橋の衡木を引き受けて立つや、之に重き量を加へばとて、之が爲めに撓むことをなさず、即ち平かにして偏傾せず、何んとなれば其の極となり居れる横木の前の重き量が、能く之を支へ持つに勝ればあり、然るに右邊の權となり居れる横木に繋げる繩が、他の繩と互に交も紐り紛ればとて之が爲めに格別の重きを加へ増したる事にあらざるに、而も撓み曲り即ち偏

は鍾の假字、【本短標長】標は末なり、杪末と云ふが如し、

契與收、說在權、

【大意】 此れ升重の法を云ふ、

【通釋】 物を提挈すると、收め片付るとは、其の譯は權即ち物事を權りて能く輕重緩急を酌み別るにあり、

【解義】 【契與收】契は挈の假借字なり、經說には挈に作る挈は提と意味同じ、

【說】 挈有力也、引無力也、不必所挈之、正於施也、繩制之也、挈若不以錐、刺之、長重者下、短輕者上、上者愈得、下者愈亡、繩直、權重相若、則正矣、收、上者愈喪、下者愈得、上者權重盡、則遂挈、

傾して平らかならざるは、極となり居る衡木の重量が、能く其の重きに釣り合ひを取ること能はざればなり、衡木は重量の物を其の傍に増加するときは、必らず鍾となりて高きより低くなりて、平等の高度を呈出す、此れ權の重さが、相若きて孰れを輕しとも重しとも云ひ難く、善く平均を得ればなり、相衡して平均を得れば、本は短くして標末は長し、前後兩方に物を増加して、其の重さが對待なるときは、標末の方は、必らず次第次第に長くなりて低く下る、此れ標末が長きが故に、偏へに其の權の重さを自由にすることとなり、此を以て物を負うて撓まざるは、其の任に勝ふるに在ることの道理を悟り得べし、

【解義】 【故橋負衡木】橋は、鄭玄は以て井上の椽槔又は衡上の低昂となす、衡は横と同じ、「說苑」の文質篇に爲機重其前輕其後命曰橋とあり、「淮南子」の主術訓に、今夫橋直植立而不動、俛仰取制焉とあり、【極勝重也】極は棟なり、屋棟はもと横木たるよりして、之を引申し、凡そ横木は通じて之を極と謂ふ、此所は桔槔上の一衡木を謂ふ、【右權交繩】右旁の權に繋ぐ繩が他繩と交も紐り亂るゝを謂ふ、【必捶】捶

【大意】 此れ契與收其說在權の義を釋す、

【通釋】 挈とは、上より之を舉ぐるなり、引とは、下より之を引くなり、挈は力あり、引は力なし、必しも提げ繋ぐる者が正しきと、邪めなるに關係して然るにあらず、衡上の繩能く之を制して繋ぐるを以てなり、然れども繩を制するには、錐を以て繩孔を刺して、其の力を保たす可し、若し其の時に錐を以て繩孔を刺して止めざるときは、衡上の繩長きに過ぎて重き者は、將に下たりて低く過ぎて、短きに過ぎて輕き者は將に上りて昂からんとす、上がる者(衡)は愈、物を得て重く、下たる者(權)は下たりて甚だ低く愈、重きを亡はんとす、繩は直くして均く長短なく、權の重きこと相若きて輕重なきときは、物は正だし、即ち是の如くなれば錐を以て繩を刺さるるとも、亦低昂の變なかるべし、收とは下より之を引くなり、上がる者即ち衡は、其の物を喪うて愈、輕く、下たる者即ち權は、其の勢を得て愈、重からんとす、上がりて權の重きが極まるときは、挈ぐる物を墜落するに至るなり、

【解義】 【正於施也】於とは與の字と同義に解す、施は邪に同じ、既に上に見ゆ、【挈若不以錐刺之】挈は衡上

の繩を謂ふ、繩は手を以て之を挈舉するが故に、挈と名づく、錐は刺擔の柄、衡上の繩は、錐を以て其の孔を刺し、之が低昂を制止す、若し錐を以て繩孔を刺して止めざるときは、其の繩自から上下することを得て、次句の如く、甚しき低昂を致すことなれば、是れ慎むべきを言ふ、【長重者下短輕者上】此の上下は、衡の低昂を謂ふ、【上者愈得下者愈亡】上者は衡を指し、下者は權を指す、此れ挈の長短の弊を言ふ、【收上者愈喪】收の一字にて句絶とす、上者以下は、收と挈との關係を説く、收とは下より引くことにて、此所にては前句の挈の字を以て衡の義を説くに對して、收の字を以て、權の義を説く者と承知すべし、上者とは權を指し、下者とは衡を指して云ふ、【權重盡則遂挈】權重盡とは、權の重きが極まりて、衡の標が仰ぐなり、遂は隊と通じ、隊は墜と同じ、遂挈とは其の提挈する所を墜すこと也、鄒伯奇は、此一段は升重の法なりと云ふと、孫注に見ゆ、

倚者不可止說在梯、

【大意】 此れ轉重の法を言ふ、

【通釋】 倚りて一方に傾く者は、止むべからず、此の説明は梯を觀て知るべし、

【解義】 經說に詳かなれば略す、

【說】 兩輪爲高、兩輪爲輶、車梯也、重其前、引其後、載引其後、載引其軸、而縣重於其前、是梯挈、且引則行、凡重、上不挈、下弗收、旁弗劫、則下直、施或害之也、沔、梯者不得沔、直也、今也廢石於平地、重不下、無躋也、若夫繩之引、軸、是猶自舟中引、橫也、倚倍、拒擊、邪倚焉、則不止、誰竝石、索石耳、

【大意】 此れ倚者不可止說在梯の義を釋す、文大概、梯の止らざる理を説き、以て倚の梯の如くならざれば止まらざることを明かにす、是れ經文の辭を用ひて其の理を釋す、

【通釋】 倚者不可止說在梯の義を説かんには反對なる梯の事を以て翻說すべし、夫れ通常の車は、左右兩輪のみなれども、車梯と名づくる車は前後に各、兩輪ありて前の兩輪を高くし、後の兩輪を軽くして造れり、車梯とは梯ありて次第に高く升るが故なり、而して其の前を重くし其の後を引くべく造れり、其の次第は載ち其の後を引き、載ち其の軸を引き、而して重き物を其の前に懸くるときは、是れ車梯は能く物を挈げ且つ引くときは行くなり、即ち車梯は或る動力を利用して動く者なり、凡そ重心は、上よりして挈げず、下よりして收めず、旁よりして引くことをなさざるときは、則ち垂直線となり下に就きて正だし、若し其の邪めなる者あらば、是れ何等かの關係せる物ありて之を妨害すればなり、即ち必らず或は挈とか或は收とか或は劫とかの事が之を妨害せしよりして、邪めにして垂直線となりて正しきこと能はざる

なり、決して重心の自然的性質にはあらず、柁即ち邪めにして、直からざるときは、流動して止らず、梯は邪めなれども、矢張り流動して止まらざるが如きこと無きは、幾分の邪めなる勢はあれども、亦幾分の直き勢あればなり、故に傍よりして引けば動き行くことあるとも、梯自身は妄に動き行かざるなり、今や石を平地に置くに、重くとも、下らずして必らず平正を保つ者は、其の一方に傾むきて偏重ならしむること無ければなり、夫の繩を用ひて軸を引くは、猶舟中の前にある横木を引くが如し、何れもみな傍よりして引くが故に動き行くなり、或は相倚り相倍き或は相拒み或は相牽き、或は邪めに片倚るときは止らず、是れ自然に動力相生じて動くなり、唯石と石とを并合し、石と石とを重累するとは、邪めにして倚ると雖へど、止まりて行かざるなり、其の外は大抵行きて止まらず、

【解義】 兩輪爲輻輳は輪と同じ、説文に蕃車下庫輪也とあり、卑き輪なり、是車梯也、四輪の高卑前後同じからず、故に梯形を爲す、凡そ車は兩輪にして平かなるを、此は四輪にして、前は高く後は低し、是を

車梯となす、【旁弗劫】劫は疑らくは扶の借字ならん、扶は扱也と、【廣雅】の釋言にありて、引の字と意義略同じ、【沝梯者不得沝直也】上の沝は一字にて句絶とす、沝は流の古字なり、此所は柁なるときは、重勢偏し下りて、流動して止まざることを謂ふ、又梯は邪なれども、仍ほ流動せざるは、其の邪めにして而も仍ほ直勢を兼ぬるが故に、必らず旁より之を引きて後ちに行くなり、【今也廢石】廢は置なり、【無跂也】跂は倚と通す、【繩之引結】結は廣雅に車也とあり、又音は「枯」にして、殺の字と音相近し、疑らくは殺の異字ならんとも云ふ、【舟中引橫】横は闌木也と説文にあり、此所にては舟前横木のことと解すべし、【倚倍拒擊】倚依なり、倍は背と同じ、擊は固く引くこと、【誰跂石案石】誰は唯と通す、跂は并の異字、案は累と同じ、

柱之必住、説在廢材、

【大意】 此れ物を柱ふることに就きて物力の關係を説く、

【通釋】 凡そ物に對して、之を柱ふるときは、其の物は必らず住まりて動かさず、其の説明は材を平地に置

く上に驗して知るべし、

【解義】 【柱之必住】柱は柱と通す、掌なり、「サ、フ」ルこと、【説在廢材】廢は置なり、

【説】 夾常者柱也、方石去地尺、關石於其下、縣絲於其上、使適至方石、不下柱也、膠絲去石、挈也、絲絶引也、

【大意】 此れ柱之必住説在廢材の義を釋す、

【通釋】 柱ふれば物必らず住ることを、廢材上に就いて説明せんに、今茲に寢室を夾む者は柱なり、柱の基礎として方石あり平地より高きと一尺、別に他石を取りて其の下に支へ置きて繩を其上に懸けて恰も方石に達せしむるときは繩は方石に支へられて下らず、是れ柱る力の然らしむるなり、繩を方石に固く着て其の石を懸けて去るは、上より繩を提挈すればなり、絲の絶ゆることあるは、下より引けばなり、

【解義】 【夾常者】常は寢の別字なり、【關石於其下】

闌は繋なり、注なり、他石を方石の下に置くこと、【縣絲其上】縣は懸と同じ、絲は繩なり、【膠絲去石】膠は着なり、

買無貴、説在仮其買、

【大意】 此れ貿易の道は、時價に據れども、貨物に貴賤あらざるを言ふ、

【通釋】 買賣の事たるや、物品と代價との交換なるが、倍て其の價はもと騰貴の理なきなり、其の譯を説かんに、其の貨の價と物の價と、輕重貴賤の相反するに就いて知るべし、

【解義】 【説在仮其買】仮は反と同じ、買は價と同じ、意義は經説に詳かにす、

【説】 未變而名易販也、買刀糴相爲買、刀輕則糴不貴、刀重則糴不易、王刀無變糴有變、歲變糴則歲變刀、

賈宜則讐說在盡

【大意】 此れ賣賈の道は思慮を盡くして遺憾なきを期すべきことを言ふ、

【通釋】 貿易の道は、其の價の宜きと否とを議す、價が適度に宜きときは其の物を售る、其の譯は、取り計ひの適當にして、遺憾なきを期するにあり、

【解義】 【宜則讐】宜は其の價値の宜きなり、讐一に售に作る、賣なり、

【說】 若鬻子、賈盡也者、盡去其所以不讐也、其所以不讐去、則讐舌賈也、宜不宜舌欲不欲、若敗邦鬻室、嫁子無子、

【大意】 此れ賈宜則讐說在盡の義を釋す、

【通釋】 此の賈宜則讐云々の道理を説けば下の如し、敗邦の鬻室嫁子の無子が如くなれば、今畧して題目を若鬻子と云はん、偕其の賈に於て盡に在ると云

不欲買ふ者の得んと欲すると欲せざるとなり、若敗邦鬻室嫁子無子、單注孫注は、說なし、張注は、敗邦不得有其邦、鬻室不得有其室、嫁子不得有其子、皆人主之と注し、乃ち物は一旦他人の有たれば、我の得て自由を爲すべきにあらずと解せり、王鬻室は敗邦思去急鬻其室、嫁子無子急欲得子と注し、乃ち必要に迫らるゝ時は、賣るも求むるも、共に至急を要する義と解せり、今王說を用ひて解す、

無說而懼、說在弗必、

【大意】 此れ憂懼の必しも憂懼するに足らざるを言ふ、

【通釋】 何等の説なくして懼るゝは、其の譯は前途の必ずべからざるより悲觀の起れるなり、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 在軍不必其生、聞戰亦不必其死、前也不懼、今也懼、

【大意】 此れ無說而懼說在弗必の義を釋す、

【大意】 此れ買無貴說在、假其賈の義を釋す、

【通釋】 其の實未だ變せず、而も其名の易はる者は反と云ふなり、今夫れ賈とは、貨錢と穀物と相互に貿易を爲すなり、然るに貨錢の價が輕きときは、其の穀物の價を賤くして、貨穀の均衡を維持し、貨錢の價が貴きときは、其の穀物の價を貴くし、貨穀の均衡を維持す、是れ乃ち其の價を相反する者なり、國王の鑄造せる貨錢即ち國家の通貨は品質は變することなし、穀物の賣買即ち時價は變することあり、乃ち穀物は豊凶の同じからざるよりして、毎歲其の價貴賤一ならざれば、國王の鑄造せる貨錢即ち國家の通貨の價値も、亦隨うて變せざるを得ず、されば貨物の價値に貴賤あるにあらず、貿易の時によりて、其の高下の相場を繰り返さるゝ者なり、

【解義】 【刀糴相爲賈】刀は泉刀也と、字書にあり、古代は刀を以て通貨の一名となす、乃ち金錢のこと、糴は米を買ひ入るゝこと、「カヒヨネ」と訓ず、賈は貿易すること、【王刀無變】王刀は王者の鑄造せる泉刀のこと、貨幣なり、

へる譯は、先づ消極的に説くときは、盡く其の買賈を欲せざる所以の者を除き去るに在るなり、即ち其の盡く買賈を欲せざる所以の者を除き去れば、之に引き換へて、其の買賈を欲する所以の者が至りて、買賈の物は正さに買賈せらるゝなり、物價の相宜しきと、亦相宜しからざるとは、正さに賣る人買ふ人の欲すると欲せざるとに由りて、價の高しとか低しとかの念慮は生じ起るなり、譬へば敗亡せる邦人は、其の處を去らんが爲めに、室を鬻ぐに急にして、他人に嫁せる女子は、子の無きを患へて子を早く得んと欲するが如し、其の欲する物品に至りては、賣人が手を放すも、買ふ者が手に入るゝも、双方共に大急に急ぐ者なり、

【解義】 【若鬻子】張惠言は此の句を以て、上章の歲變糴則歲變刀の下に連屬して、如子母相鬻子常權、母と注して、利子と元金と互に利殖し、利子は常に元金の高を權りて増減するが如く、糴と刀とも、糴の變するに隨うて、刀も亦變じて貴賤昂低するなりと解せり、亦一說とすべし、【舌賈也宜不宜】舌は正と同じ、宜と不宜とは價の宜きと宜からざるとなり、【舌欲

經下第四十一 經說下第四十三

【通釋】本經の義を説かんに、戦争の事を以てすべし、今夫れ軍中に在りて、未だ接戦せざるとも、其の必らず生きんことを望むべからず、去りて已に接戦に及びしと聞くと、其の必らず死せんことを悲むべからず、何んとなれば死生は未知數なればなり、然るに前の在軍者は懼れずして、今の開戦者は懼るゝは、實に誤ること甚しき者と謂ふべし、

或過名也、説在實

【大意】此れ方域は、妄に動かすべからざるを言ふ、
【通釋】域は方域なるが、此の方域と云ふ者は果して定處あるか否かと云はんに、是れ或る場處を過ぎて、或る名稱を成すなり、其の譯は、實際的に在りて方域は定處あるなり、

【解義】【或過實也】或は域と同じ、一方の區域にて、即ち南方北方西方の類なり、過名とは過ぎて名を成すこと、即ち其の身に過ぎて、其の反對の方位を南と名づけ、南に過ぎて、其の反對の方位を北と名づくるが如き類なり、【説在實】實は實地のこと、乃ち

る處は何れまでも矢張り南たるに相違なし、是れ其の説の實に在りと云へる所以なり、

【解義】【知是之非此也】非は是の反對にして否定すること、【有知是之不在此也】有は又と同じ不在は存在せざること、此れ南北彼に在り此に在りて、名實定まるなし、即ち上文にある「字或徒の義也」公孫龍子の名實篇に「夫名實謂也、知此之非此也、知此之不在此也、則不謂也」とあり又此の義と同じ、【過而以已爲然】以も已と共に「ステニ」と訓す、古文には重言として同義の字を二字を重複して云ふことあり、此の以已も亦重言なり、此所は身の所在の域を中心となし、儼し此を過ぎて北するときは、前日所在の域は、轉じて之を南と謂ふ、此より益、北進する毎に、其の所過の地は南方となる、其の中央を過ぎて南進するも、亦然り「莊子」の天下篇に、惠施曰「我知天下之中央、燕之北越之南是也」とあり、「釋文」に司馬彪の説を引きて「天下無方故所在爲中」と云へるは、即ち是なり、

知知之否之、足用也、詩、説在無以也

方域の定處あるを言ひ、以て方名の定處なきと相對す、

【説】或知是之非此也、有知是之不在此也、然而謂此南北過而以已爲然、始也、謂此南方、故今也、謂此南方

【大意】此れ或過名也、説在實の義を釋す、

【通釋】方域の名たるや、或は南方と云ひ、或は北方と云へども、是の名の此にあらざるを知る、即ち南と名づくるが果して南なるか、北と名づくるが果して北なるかは知るべからず、又南北が彼處に在りて、此處に在らざることを知る、然れども此の現に南北とせる處を南北と謂ふことは、己が身過ぎて以て已に然りとなせり、始めに過ぎて過ぎし此處を南方と名づけしが故に、今又更に過ぎて此處を南方と謂ふ、乃ち己が本身立脚の地を標準となし、南てふ名の存する處は屢變更するとも、己を本位として、南に當

【大意】此れ自から以て知れりとなす者は多く失敗に歸することを言ふ、

【通釋】知とは之を知り之を知らずとす、乃ち知れる者は知れりとなし、知らざる者は知らずとなす、是れ眞の知也、然るに自から以て天下の萬事悉く皆之を知りて、我こそ屹度用ふるに足るとなすときは、悖りて失敗する者なり、其の譯は自から伐り高ぶりて已むと無きに在るなり、

【解義】【知之否之】否とは不知となすとすなり、【足用也】詩は悖と同じ戻也、「モトル」と訓す、此れ自から用ふるに足れりとなして、伐る者は、戻れると言ふ、「論語」の爲政篇に「知之爲知之、不知爲不知、是知也」とあり、「老子」に「自伐者無功」とあり、皆俱に此文と相發するに足れり、【説在無以也】以は已と同じ、止なり、「孟子」の無已、則王乎の朱注にも以已通用とあり、

【説】智、論之非智、無以也

【大意】此れ知、知之否之、足自用也、詩、説在無已也の義を釋す、

【通釋】 智とは當るに言ふべきに言ひ當るに黙すべきに黙する者なり、然るに何に事に關せず、己が知れることも、知らざることも無く、喋々として之を論じ立つることは、眞の智者にあらず、全く謂はゆる無以と云へる者なり、此の如き者は即ち悖れるなり、
謂辯無勝必不當、說在辯、

【大意】 此れ論辯の勝たざるは其の法論理に叶はざるに由るを言ふ、

【通釋】 辯とは甲乙相對して、其の是非を辯じ闘はす者なり、故に兩者辯ずるときは、其の理に當る者は勝つなり、然るに謂へども其の論辯に於て勝つこと無しと謂ふ者は、此れ必らず其の辯が道理に當らざればなり、其の故如何と尋ねんに、辯の理法に叶ふと、叶はざるにあり、

【解義】 なし、

【說】 謂、所謂、非同也、則異也、同、則或謂之、狗、其或謂之、犬也、異、

「莊子」の齊物論に、是若果是也、則是之異乎、不是也亦無辯、然若果然也、則然之異乎、不然也亦無辯とあり、亦此の義と同じ、

無不讓也、不可說在殆、

【大意】 此れ讓に讓るべきと讓るべからざるとあるを言うて、君子の行は中を執るべきを説けり、

【通釋】 禮讓も時宜を酌みて行ふべきなり、今何に事も讓らざることなしとして、讓ることのみを專一とするは、反りて不可なり、其の譯は讓るが爲めに反りて危殆なる點にあり、

【說】 無讓者酒、不讓殆也、不可讓也、

【大意】 此れ無不讓也不可說在殆の義を釋す、

【通釋】 凡そ何に事にも人は禮讓を貴べども、唯だ賓主飲酒の時は、其の爵を讓ることなし、全體讓らざることは殆きことにて、禮讓は争ひを防ぐが爲めに設けられし主意を空くする嫌はあれども、實際獻

則或謂之牛、其或謂之馬也、俱、無勝是不辯也、辯也者、或謂之、是、或謂之、非、當者勝也、

【大意】 此れ謂辯無勝必不當說在辯の義を釋す、

【通釋】 謂とは、唯己一人之を謂ふにあらず將さに人に向うて辯せんとするなり、辯ずると同じき者にあらざれば、異なる者なり、畢竟同と異の二者に出でず、同とは同一の動物を或は之を狗と謂ひ、或は之を犬と謂ふが如き形ちの大小上多少の相違はあれども、詰り同じき物なり、異とは不同の動物を或は之を牛と謂ひ或は之を馬と謂ふが如く、根本より相異なる者なり、今論辯をなして甲乙の是非兩ながら、同じくして相勝つと無きときは、是れ辯論の成立なり、全體辯論とは、之を是と謂ふ者あり之を非と謂ふ者ありて、互に意見を闘はして、其の論理に當れる者が勝つことなり、然るに辯じて勝つなしとは、是れ必らず當らざればなり、

【解義】 【是不辯也】辯論の成り立たざることなり、

酬の時は讓るべからざればなり、然るに枉げて讓ることを勉むるときは、反りて人の獻を合はせ好みを厚くする宴飲の主意に叛きて、互に相争ふの弊を惹き起して、殆きことあり、故に讓はもと美德なれども、此れ亦其の宜きを斟酌して行ふべきなり、

【解義】 【無讓者酒】孫注に謂、凡賓主獻酬之酒於禮、無讓とあり、乃ち他事の禮は大抵皆己を謙して人に讓ることを貴べども、唯だ賓客と主人と獻酬する酒は、禮法上讓ること無きを以て禮となせり、論語に君子無所争必也射乎とありて、朱注に君子恭遜不與人争、惟於射而後有争と解せり、今此の無讓者酒も亦之と同一論法たり、

於一有知焉、有不知焉、說在存、

【大意】 此れ單に己れが知と不知とを以て、物の有無、理の是非を決すべからざるを言ふ、

【通釋】 同一の物に就きて、己が知ることあり、知らざることあり、其の說は兩ながら存するに在り、人の智は、己が知り見たると否とを以て、物事を輕しく決することあるが誤れり、今一つの物に於ては、己の智

にて知ることあり、知らざることあり、故に説は其の儘に存し置きて善く研究するにあり、

【解義】 經說に詳かにす、

【説】 於石一也、堅白二也、而在石、故謂有智焉、有不智焉可、

【大意】 此れ於一有知焉、有不智焉、説在存の義を釋す、

【通釋】 經文の義を説かんには、堅白石の説を以てすべし、今石は物體にして堅は物質なり、白は物色なり、さらば堅白石の三者は各異なる物なれども、抱合しては堅白の石となりて一なり、但し堅と白とは、矢張り質と色とにて二なり、而して同く石の中に包含せらるる故に、見る人の見方次第によりて、石中の堅を知る者も白を知らず、白を知る者も堅を知らざることあり、さらば一物の中に於て知ることあり、知らざることありと謂ふも可なり、

【解義】 【而在石】堅白俱に石體の中に包含せらるる、

を謂ふ、即ち經文に謂はゆる説在存なり、堅白石の中に在りて之を視れば、其の白を知りて而も其の堅を知らず、之を拊すれば其の堅を知りて而も其の白を知らざること、公孫龍子の堅白篇に見ゆ、【故謂有智焉】智の字下句の智の字と、俱に、知と同じ、

有指於二而不可逃、説在以二一參、

【大意】 此れ物は複雑關聯して、單獨を以て名狀すべからざるを言ふ、

【通釋】 既に或る一物を指さして告げ、兼ねて又或る一物を指さして告げ、即ち一時に二物を指さして告ぐるに、物は逃れ匿るゝを得ず、乃ち是非なく見はれざるを得ず、其の譯は我と人との指さすと、又他の横合より指さすとを以てなり、

【解義】 【而無所逃】其の狀態を包み匿すことを得ざるなり、莊子の人間世篇にも、君子之義無逃乎天地之間とあり、此の不可逃も、亦彼の無逃の意と同じ、【説在以二參】參は三と同じ、義は經說に詳かなり、

【説】 子智是、有智吾所无、舉是重、則子智是、而不智吾所无、舉也、謂有智焉、有不智焉也、若智之、則當指之、智告我、則我智之、兼指之以二也、衡指之、參指之也、若曰、必獨指吾所舉、毋舉吾之所、不舉、則指者固不能獨指、

【大意】 此れ有指於二而不可逃、説在以二三の義を釋す、

【通釋】 茲に或る物を指さして告ぐる者あり、子(假設の詞)是物は某物たることを知り、又吾が(亦假設の詞)何物と舉げて謂ふことなき者、即ち其の未だ知らざる者を知るときは、既に一を知り又二を知る者なれば、是れ重ねて知れるなり、若し其子、是の或る物が世に名づけて物と云へる者なるを知るとも、吾

の何者と舉げて謂ふことなき物を某物と知らざるときは、是れ其の一を知りて其の二を知らざる者にして、重にあらざる、是の其の一を知りて其の二を知らざる者は、即ち上節の經文にある有智焉有不智焉と謂ふ者と相同じきなり、若し之を某物たりと知れば、當さに之を指さして某物なりと明かに告げ教ふべし、知りて明かに他の一人に告ぐるときは、他人も亦之を知るべし、其の已に知る者と人の未だ知らざる者とを兼ねて、之を指さし告ぐるとすれば、是れ一物を指さして、指さすことは二物を指さすと同じき理なり、其の二物的性質を帯びたる物を、横側より指さし告ぐるときは、即ち其の指さし告ぐると云ふことが亦其の一たるに直りて、遂に初めの一物次ぎの二物とを并せて三物となる道理なり、然るを若し指さす人が口實を設けて必らず獨り吾が知れる者に限りて指さし告げんも、吾の知らざる者を言ふと、毋らんと曰ふときは元來指さすと云ふことは、多くの物が、或は種類を同じくし、或は居處を同くする中に於て、其の勢必らず此物を舉げて言ふと共に、彼物を兼ねて言はざるを得ず、即ち獨り或る一物のみを限りて指さ

して、其の他を指さざることは得ざるなり、以上の理に據りて、一物を指さすときは、兼ねて二物を指さすことは、到底其の勢逃るゝを得ざることを知るべし、

【解義】 【子智是】智は知と同じ、此に「子と云ひ、下に吾と云ふは、假りに二人の詞を設けて、其の事理を論するなり、【有智吾所无舉是重】有は又と通ず、所无舉とは所無知と云ふが如し、是重は下文の是れ一の語と正に相對す【兼指之以二也】孫注に謂、并吾所无舉者而指之若指狗則兼指犬指一而所指二也とあり、【衡指之參直之也】衡は横と同じ、參直之とは、其の間に參りて亦一物に直るなり、乃ち上句の兼指之以二也とあると共に、經文の「説在以二三」とあるを説かれしなり、【則指者固不能獨指】此所に二物ありて、或は類を同くし、或は處を同くす、今特に此の物を指すときは、其の勢必ず兼ねて彼の物に直りて、獨り指さすこと能はず、此れ經文にある不可逃也の義なり、孫注は「莊子」の天下篇に指不至至不絶とあるを引きて、疑らくは亦即ち此節の義ならんと云ひ、蓋し甲乙の二人同處す、甲を指さんと欲すれば勢、兼ねて乙に直らざること能はず、既に兼ねて乙

に直るときは、指さすこと専ら甲に至ると謂ふを得ず、故に不至不絶と云へりと解せり、亦以て參考とすべし、

不知而不能指、説在脊也、逃臣、狗犬遺者、

【大意】 此れ自から己のみを眷みて偏見を固執する弊を言ふ、

【通釋】 人自から或る物を知れども終に是れ果して何物なりと指さして、他人に告ぐることを能はざることあり、其の譯は自から己を眷みて、偏見を固執するに在り、彼の逃臣狗犬遺者の如きを觀て、其の理を知るべし、

【解義】 【所知而不能指】所は有と義同じ、既に經上に解せり、【説在脊】脊は眷顧の脊にて、自から反省すること也、

【說】 所眷其執固不可指也、逃臣不智其處也、狗犬不智其名、

也、遺者巧弗能罔也、

【大意】 此れ所知而不能指説在脊の義を釋す、

【通釋】 或る物を觀察する上に於て、自から眷みて我意を主張し、偏見を固執することあり、此の如きは其の勢に於て、固より指さし告ぐべからず、例へば逃亡せる臣は、自から其の潜匿すべき處を知らず、狗犬は人よりは、之を呼べる専名あれども、狗犬自から其の名の何たるを知らず、遺失者が種々なる巧智を以て遺失物を搜索すれども、必らずしも羅網を用ひて容易に得るが如くなること能はざるは、即ち是れなり、是れ皆己が偏見を固執して他を知らざるの致す所なり、

【解義】 【其執固不可指】執は勢と同じ、【狗犬不智其名也】其名とは韓盧宋鵠の如く、各、其の専名あれども、本と人より名けし者にして、狗犬はもと自から己の名が何にたるを知らざるを謂ふ、【遺者巧弗能罔也】遺者は物を遺失せし人なり、罔は罔と同じ、又網に作る、「孟子」の公孫丑篇に以罔市利とあり、趙注に罔羅而取之と解せり、人偶、物を遺失するとあれば

巧智を盡くし罔羅して索取すれども必しも獲る能はざるを謂ふ、

知狗而自謂不知、犬過也、説在重、

【大意】 此れ狗犬の重名に就きて、名實の一にせざる可からざるを言ふ、

【通釋】 狗犬はもと同類の動物、但小なるを狗と曰ひ、大なるを犬と曰ふのみ、然るに今人あり、狗を知れり、而も自から犬を知らずと謂ふは過てり、其の譯は即ち此の如きは重同即ち同物に二名を重ねる上に在り、

【說】 智智狗、重智犬、則過不重、

【大意】 此れ知狗而自謂知犬過也、説在重の義を釋す、

【通釋】 狗を狗と呼ぶを知り、而も自から犬を犬と呼ぶを知らずと謂ふは過てり、何んとなれば、狗犬はも

と同類なればなり、然れども其の此の過ちを致せるは名を重さぬるに在り、即ち一物にして二名を重さぬるが故に過てり、若し重さねて二名となさざるときは、此の如く過たざるなり、

【解義】 なし、

【大意】 此れ對說の時、先づ人意を知るべきことを言ふ、

【通釋】 人より尋問を受くるときは、必らず先づ先問者の意旨に通じ、然る後に之に對ふべし、其の譯は先方者の考へに於て、果して我の意見を知らんと欲するか否かを知らざるに在り、即ち知らざるときは、其の對ふること要領を得ざればなり、

【說】 通問者曰、子知亂乎、應之曰、亂何謂也、彼曰、亂也、則智之、若不問、亂何謂、徑應以弗智、則過、且問、必應、問之時若應、其應

有、深淺、

【大意】 此れ通意後對說在不知其誰謂也の義を釋す、

【通釋】 經文にある通とは如何、假りに例を舉げて述べん、問ふ者曰く、子は亂と云へる一種の馬を知れる乎と、因て其の間に應へて曰く、一體亂とは如何なる動物を謂ふかと、彼の問者教へて亂は即ち亂馬なりと云ふときは、應へし者も成程と悟りて之を知るなり、然るに若し亂とは何を亂と云ふかと問はず即ち問者の意旨を十分に確めずして、徑ちに應ずるに亂を知らざることを以てするときは、初め試問せし人も亦以て其の知ることを求むるに不熱心なるを見て、將に向後は何に事も告げざらんとす、然るときは終に知らずして止まん、即ち其の儘にて過ぎ終らんとす、且問へば必らず應ず、其の應ずるに深く熱心に應ずると、淺く冷淡に應ずるとあり、後者は即ち經文に不知其誰謂也とある者なり、

【解義】 【子知亂乎】亂は亂の略字牡の驢と牝の馬との問子を亂と曰ふ、【問之時若應】此の句疑らくは論

脱あらん、諸注皆解なし、今之を削る、【其應有深淺】深とは上文にある應之曰亂何謂也の如き者を謂ふ、淺とは徑應以弗智の如き者を謂ふ、

【大意】 此れ主觀客觀の觀念は一物一處に滯止せず其の本位たる者如何によりて觀の主客は變ずることを言ふ、

【通釋】 存在とは如何なる意義を謂へるか、與に存在する所の者と、存在の上に就いては孰か存在なるや、其の說は存在を問ふ者が、二者の中孰れを主として問ふに在り、

【解義】 經說を見るべし、

【說】 人堂中在、其人其、所室堂所存也、某子存者也、據存者而問、室堂惡所存也、主室堂而問

存者孰存也、是一主存者、以問

所存、一主所存、以問存者、

【大意】 此れ所存與存者於存孰存說在主の義を釋す、

【通釋】 所存と存者とは、如何なる關係なるかを云はん、今茲に人が堂中に在りとせよ、其の人と其の所とは是れなり、室堂は所存にして即ち其所なり、某子は存する者にして、即ち其人なり、然るに或る場合に因りて、存する者即ち其人を本位とし、室に居るか堂に居るか惡んぞ存する所ぞと問ふことあり、室堂を本位として、其の中に居る者は、何人たるかと問ふことあり、是れ一は其の存する者、即ち其人を本位として、所存即ち室堂を問ひ、一は所存即ち室堂を主として、存者即ち其人を問ふ者なり、

【大意】 此れ五行相勝のことを言ふ、

【通釋】 木火土金水の五行は、其の中の一行が、常久的に他の四行に勝つことはなし、乃ち遞に生尅する

ことあり、其の説は宜きに在り、

【解義】 經說に詳かなり、

【說】 五行合、木生火、火離然、火、鑠金、火多也、金靡炭、金多也、合之成水、木離土、

【大意】 此れ五行無常勝說在宜の義を釋す、

【通釋】 五行の氣相合ふ、木は火を生み出だし、火は木に麗きて燃ゆ、火が金を鎔鑠ことは、火の氣が多ければなり、金が能く炭を礪にして消散せしむるは、金の氣が多ければなり、金と火とを相合はすときは、金は火の爲めに銷鑠し流れて水となる、是れ五行生尅する大略なり、

【解義】 【火離木】離は麗なり、「ツク」と訓ず、「易」の離象傳に離麗也とあり、此所は火の木に麗きて燃ゆるを言ふ、「莊子」の外物篇に木與木相靡、則然とあり、亦此の義也、【火鑠金多也】火を燃して金を鑠す、金之が爲めに消鑠するは、火多きが故也、此れ乃ち火の金に勝つとを言ふなり、【金靡炭金多也】靡は礪の

【通釋】 麋と魚と何れも皆膳羞に供ふべき者なるが、經文に說在宜とあるは、其の麋と魚との多少を識るが如し、惟人の嗜む所を採りて、何れを必らず欲し何れを必らず惡むと云はず、此乃ち經文に說在宜と云へる所以なり、

【解義】 【麋與魚之數】麋、オホシカ、又は「ナレンシカ」と訓ず、鹿の屬にて、水牛に似たる者、【惟所利】唯人の嗜む所と云ふが如し、

不能而不害說在害、

【大意】 此れ有害の事に逢ふとも、不能の者は反りて、害をなさざることを謂ふ、

【通釋】 不才能の人にして事を害せずとは、有るべき筈はなきやうなれど、其の説は實際の事の害となるや否やに在り、乃ち有害に傾むべき事柄も、不能の人之を行ふときは、害を爲すに足らざることあり、

【說】 傷生損壽、設以少適、是誰愛也、嘗多粟、或者欲、不有能傷、

借字、礪は「說文」に石磴也研礪也とあり、金能く炭を礪して消散せしむと、孫注に解せり、乃ち此所は金の木に勝つことを言ふなり、「淮南子」に木勝土、土勝水、水勝火、火勝金、金勝木と云へり、而して「左傳」の昭公三十一年に冬十二月辛卯朔日有食之、史墨曰、庚午之日始有、譎火勝金とあり、されば謂はゆる五行旺勝の説は、春秋時代より起りしならん、

無欲惡之無損益也、說在宜、

【大意】 此れ欲惡の固執すべからざるを言ふ、

【通釋】 此を欲し彼を惡むと云ふが如く、愛憎の心なき者が、損もなく益もなきことは、其の説一處に深く拘泥せずして、能く其の宜きに從ふにあり、

【說】 若識麋與魚之數、惟所利、無欲惡、

【大意】 此れ無欲惡之無損益也、說在宜の義を釋す、

也、若酒之於人也、且怒人、利人、愛也、則唯恐、弗治也、

【大意】 此れ不能而不害說在害の義を釋す、

【通釋】 生を傷ひ天壽を損ずる、即ち不攝生の爲めに生命を失ふ者は、設ひ一時の快樂を爲し少しく意に適すとも、爲めに生命を亡ぼすに至りては、一體何に物を愛して斯の如きを爲すか、實に命不知の愚者也、多くの米粟の有るに任せて恣に食ひながら、能く生命を傷ふと有らざらんと欲するは、譬へば酒と飲む人との關係の如し、酒は將さに人を醉せしめ、亦將さに人に快樂の利益を予へんとす、乃ち人を怒らすも酒災なれば、亦人を喜ばすも酒德なり、故に酒を愛し嗜む者は、惟酒の人を怒らしめて治まらざらんとを恐るゝなり、其れと同じき理にて、飲食を嗜む者は、餘りに多粟に飽きて、反りて疾を生じ命を縮めんことを恐るゝなり、而して不能の人は亦能く警戒注意して事を取り扱ふが故に、反りて害あらざるなり、

【解義】 【設以少適】 適は中なり、意の欲する所に中ること、【嘗多粟】 嘗は食なり、多粟は多き米粟なり、

乃ち膏粱の食を言ふ、【若酒之於人】酒の力能く人を害し亦能く人を利するが如きを謂ふ、【愛也則唯恐弗治也】眞に愛酒の人は、酒徳の利を取りて酒災の爲めに亂れて治まらざらんことを恐るゝを謂ふ、

損而不害、說在餘、

【大意】 此れ無用の物は、損去して害なきことを言ふ、

【通釋】 物を減損して害せざることあり、其の譯は物が有り餘る時に在り、乃ち有り餘るときは、之を減損して反りて宜きを得る者なり、

【解義】 なし、

【說】 損飽者去餘、適足不害、能飽害、若傷糜之無脾、且有損而益者、若癘病之人於癘也、

【大意】 此れ損而不害說在餘の義を釋す、

【通釋】 損而不害の義を說かんに、例へば飽食の者を損し、其の多くして餘れるを損し去るときは、食は

亦解せず、

【說】 智以目見而目以火見而

火不見、惟以五路智久不當

此れ知而不以五路說在久の義を釋せし者なれども、今其の解を得ず、姑く闕疑となす、

火不熱、說在視、

【大意】 火の熱せざるに就き光と熱の異同を説く、

【通釋】 火は熱せずと云ふことあり、奇怪に似たれども、人の目中に映する火は、火其物の光にして、熱にあらず、火中に熱は勿論あれども、光と熱とは同じからず、乃ち人の目で視る上に就いて、火不熱と云へるなり、

【說】 以目見火、若以火見火、謂

火熱也、非以火之熱、

【大意】 此れ火不熱說在視の義を釋す、

【通釋】 火は熱ある者なるに熱せずと謂ふは何ぞ

適度に足りて、人を害せず、而して過度に飽くときは、人を害するなり、又傷を負へる糜の脾の無きが如し、成程脾無きときは、糜の全體上には損失したるに相違なきも、糜の肉を用ひて祭りの供へ物になすには、脾は用ひざれば、今更に脾なきとも、何等の障害なきことなり、此れ以て損而不害の義を悟るべし、且此れのみならず、癘病の病める人が、癘病に對するが如し、乃ち其の減損し去るを以て利益とこそなせ、決して損害とは思はざるなり、

【解義】 【適足不害能飽害】 適足は度に適して足ること、能は而と通ず、【若傷糜之無脾】 脾脾と通ず、「モ」と訓す、少牢饋食禮に「腊肉糜とあり、又、脾不升とあり、鄭注に「近竅賤也」と云へり、此所は、糜は祭に供すれども脾は祭俎に登さず、故に傷糜に脾なしとも以て脾となして、祭に供するに害なきことを言ふ、【若癘病之人】 癘は癘の略字なり、「オコリ」と訓す、今の間歇熱の病なり、

知而不以五路、說在久、

【大意】 諸注俱に以て未詳となす、脱譌の文なり、今

や、今、人の目にて火を見るは、恰も火の光を假りて火の燃ゆるを見るが如し、乃ち徒に火の燄々たるを見て、火は熱しと思ふなり、眞に火の熱きを見届けて謂ふにあらず、

【解義】 【以目見火云云】 此れ公孫龍子の堅白論に「目以火見而火不見、則火與目不見而神見、神不見而見離とあり、乃ち目の能く物を見るは、火の明に由りて見るなり、目の力のみにて獨り見ること能はず、火の明を假りて後ちに見ることを得るなり、然れども火は能く物を照せども、火自身が物を見るにあらずれば、是れ目と火と俱に物を見ざるなり、然らば見る者は誰ぞやと問はば、人に精神ありて見ることを得、而して精神の見るを得るは、必らず火と目との助けに因りて、乃ち見ることを得と論せし者なるが、今墨子の本文を解するに、此の義を參照すれば、自から悟る所あるべし、【謂火熱也非以火之熱也】 彼の目なり火なりのみを以て、徒に火の外觀を見て、精神的觀察をなさざる者は、火を熱しと謂へども、火の熱を知りて謂ふにあらず、徒に燄々たる光を見て、想像をなすに過ぎざるを謂ふ、

知其所以不知、說在以明、

【大意】此れ一面の觀察を推して、他の一面を觀察すべきことを言ふ、

【通釋】凡そ人の自から知らざる所以を知ること、其の果して知るか知らざるかを明かに辨じて遺さざるに在り、

【解義】なし、

【說】我有若視曰智、雜所智與所不智而問之、則必曰是所智也、是所不智也、取去俱能之、是兩智之也、

【大意】此れ知其所以不知、說在以明の義を釋す、

【通釋】我が接する人の中に於て、是の或る一物を視て、物事を知ると曰ふ者あらば、試みに其の知れる事と、知らざる事とを取り雜へて之を問ふべし、則ち必らず曰はん、是れは知れることなり、是れは知らざる事と、右の如く知る者を知るとし、知らざる者を知らずとなし、一を取り一を去ると、兩つながら俱に之を能くす、是れぞ兩つながら之を知ると申すべき者なり、以上の通り、一方の知ることを以て、一方の知らざることを推し定むるは、經文にある說在以明と云へることなり、

【解義】【我有若視曰智】此れ假設して云へる辭なり、乃ち我が往來交接する間に、是の如く一物を視て、而も自から己に物を知ると曰へる人あらんにはと云へる義なり、若は「コレ」と訓ず、是と同義に用ふること、墨子に屢見ゆ、【取去俱能之】取は所智を謂ひ、去は所不智を謂ふ、【是兩智之也】此れ亦論語にある知之爲知之不知爲不知是知也と、其の義同じ、

無不必待有、說在所謂、

【大意】此れ有無は指し方の如何に由りて起れる名稱なることを言ふ、

【通釋】無とは有に對して起れる名稱なるが、然しながら必しも有てふ者を待ちて、後に無てふ者が生ずるにはあらず、其の譯を知らんとせば、謂ふ所とて

失陷則無之而無、人の失陷なからんことを戒むるは、虛言たり、即ち未だ此の實事あらざるに先だちて、豫め相戒戒することなれば、亦無と言ふべきなり、

推慮不疑、說在有無、

【大意】此れ疑は大抵物事を能く觀察せざるに起ることを説く、

【通釋】物事の件々を大纏めに纏めて疑はず、其の譯は物事の有るか無きかの多數に就いて、約計して精細の目に涉りて言はざるによれり、

【解義】【推慮不疑】推は又推に作る、凡そ古書に大略の計算を言ふ者、之を重言するときは、楊推推推無慮と云ふ、廣雅の釋訓にも、楊推推推無慮、都凡也とあり、又之を單言するときは、推と曰ひ慮と曰ふ、文選の左思が魏都賦に推惟庸蜀與、鶴鶴同巢とあり、荀子の議兵篇に慮率用、賞慶刑罰、執詐而已矣とあり、楊注に慮大凡也と解せり、今本文は又推と慮との兩字を合はせて推慮と曰ふ、其の義一也と孫注は云へり、

【說】推疑無謂也、臧也、今而春

即ち其の指し方の如何に在り、即ち有がなくとも無と稱する場合あり、

【解義】【說在所謂】所謂は所指と云ふが如し、乃ち名指の仕方如何に在るを言ふ、

【說】無若無馬、則有之而后無、無失陷、則無之而無、

【通釋】無の解釋に兩様あり、有を待ちて後に起れる無と云ふ辭は、彼の馬無しと曰ふが如きは、馬其の物の名があり、即ち必らず先づ馬と名くる物があり、始めて無馬と曰ふを得べし、若し初めより馬其の物無りせば無馬と曰ふべからず、是れ有を待ちて後に起れる無なる者なり、人の失錯して惡に陷る無きことを戒むるが如きは、未だ其の惡事有らざるに先だちて、唯虚く言うて豫じめ相戒警することなれば、實は其の事無きなり、是れ必しも有を待たずして曰ふべき無なる者なり、

【解義】【則有之而后無】馬は物名たり、必らず先づ馬ありて乃ち無馬を言ふべき也と孫注に解せり、【無

也得文文死也可

此れ推慮不疑說在有無の義を釋せる說なれども、其の義未だ詳かならず、諸注或は解し或は解せず、張注孫注も未詳又は不能盡解となせり、譌脱の文今考ふるに由なし、姑く後日を俟たん、

且然不可正而不害用工說在宜

【大意】 此れ未必にして將然的の事は能く工夫を凝らして宜きを制すべきを言ふ、

【通釋】 且然とは現今の事を謂ふにあらず、未來の事を豫度せる辭にして、乃ち將に然らんとして未だ然らざるなり、故に必らず正にすべからず、即ち是非に此の如くすべしとは定めがたし、而して、工夫を用ひて、之が目的を達するを務むるを障害とせず、其の說は宜きに在り、

【解義】 【且然不可正】 且然は將然と同じ、正は孟子の公孫丑篇に必有事焉而勿正とあるの正の字と同じ、宋注に正豫期也、春秋傳曰戰不勝是也と注

せるが如く、事の未來を預め必らず斯の如くなるべしと期待することなり、【而不害用工】工は功と古字相通す、將然の事は、將に然らんとし而も未だ然らざる者なれば、預期すべからず、然れども時に因り勢に乗ずれば、必しも成らざるにあらず、故に功を用ふるを害せずと云へるなり、

【說】 且然必然且已必已且用工而後已者必用工而後已

【大意】 此れ且然不可正而不害用工說在宜の義を釋す、

【通釋】 且とは猶、是と云ふが如し、されば且然は是然と同じ義と心得べし、さて且然は將來を豫度して云へることなれども、事勢の結果、必らず是に至るべき者なれば、一方より云へば必然なり、其の例を以て言へば、將に已まんとする者は、亦必らず已む者なり、又且用工而後已とは、將に工を用ひて後ちに已まんとする者にて、亦必らず功を用ひて後ちに已む者なり、此の如く今日の未來は、他日の現在となり過

ざることを言ふ、

【說】 均髮均縣、輕重而髮絕不均也、均其絕也莫絕

【大意】 此れ均之絶不說在所均の義を釋す、

【通釋】 說は所均に在りと、經文に云はれしが、今均の義を說かんに、例へば毛髮は至て微物なるが、毛髮が均く懸りてあり、然るに一は輕く一は重くして、髮の絶ゆることあるは、何れかに其の重さの均しからざるとあればなり、若し何れも平均ならんには、其の將に絶えんとして、而も絶ゆることなく、双方の釣り合ひにて持ち堪ふる者なり、

【解義】 【均髮均縣】上の均字にて句絶とす、縣は懸の古字なり、【列子】の湯問篇に、均髮均縣、輕重而髮絶髮不均也、均也、其絶也莫絶とあり、殆んど墨子の本文と同じき文章なり、張湛が注に、髮甚微脆而至不絶者、至均故也、今所以絶者、猶輕重相傾有不均處也、若其均也、寧有絶理、言不絶也と解せり、亦以て參照すべし、

去となる者なれば、宜く遠慮精思して工夫を用ふべきなり、豈に急遽妄動して大成を誤るべけんや、

【解義】 【且猶是也】此れ且の字に就き引申比況して云へるなり、【詩經】の周頌の載芣篇に、匪且有且、匪今斯今とあり、毛傳に且此也と解し、孔疏に且亦今時此猶云猶是也と云へり、亦以て且に是の字の義あることを悟るべし、【且然必然】經說上に自前曰且自後曰已方然亦且とあり、此れ且然とは、即ち方然の義也、乃ち其の事尚ほ未だ然らざるも情勢の結果、必らず將に此に至らんとする者なりと、孫注に見ゆ、

均之絶不說在所均

【大意】 此れ物は其平均を保てば至微と雖ども、絶えざることを言ふ、

【通釋】 其の懸け様を均くして輕重なき者が、時によりに絶ゆると、絶えざるとあり、其の詳は均くする仕方の如何にあり、

【解義】 【均之絶不】不は否と同じ、【說在所均】其の懸け様を均くすれば、將に絶えんとして、而も絶え

堯之義也、任於今而處於古、而異時、說在所義。

【大意】此れ古今時を異にすれば如何なる古への善法と雖も、斟酌して行ふべきことを言ふ。

【通釋】古への聖王堯帝の行義は、後世の祖述者に於て、現今の世に擧げ稱すれども、堯本人の身は古代に居れり、即ち古代の人なり、而して時勢は古今の相違あり、奈何んぞ能く盡く遺憾なきを得ん、其の譯は祖述者の義と思考すること如何に在り、乃ち祖述者の描ける堯の義によりて、時を濟ひ世を益することあり、亦之に反して時世を害することもあり、

【解義】「任於今而處於古」任は擧と其の義同じ、任於今とは今に於て堯の義を擧げ稱すること也、

【說】堯、霍、或以名視人、或以實視人、舉友富高也、是以名視人也、指是雀也、是以實視人也、堯

之義、是聲也、任於今、所義之實、處於古、

【大意】此れ堯之義也任於今而處於古云云の義を釋す、

【通釋】經文の義を説くに先づ名實の辨を述べんに堯と鶴との比喩を以てせん、堯は古への大聖人にして善く天下を治めし名あり、鶴は形貌端美なる實あり、是れ堯を擧げ稱するは名を以て人に示し、鶴に就きては其の實物を以て人に示して言へるなり、友を擧げ稱する富貴の人を引き合せにして曰へるは、是れ名聲を以て人に示して己が誇りとなす者なり、是の現在なる鶴を指し示して其の美なることを示すは、是れ事實を以て人に示して、我が説を確むる者なり、今や帝堯の行義に就きては、是の行義上名聲は盛んに現今の祖述者に擧げ稱せられて、而も現今の祖述者が堯の行義として崇め尊ぶ事實は、古代に在り、故に善く時の古今あることを記して、其の事に従ふべき者なり、

【解義】「堯霍」是の二字下文の發端として先づ前に

提示する也、是の例古書甚だ衆し、本書尤も乏しからず、鶴は舊本に雀に作る、孫注は虎の字の誤也と爲せり、未だ孰れか是なるを知らず、或以名視人、視は示と通ず、【舉友富高也】富高は富貴と同じ、友人の富高なる者を擧げて人に示す、是れ以名視人なり、高の字舊本に商に作る、今上句の鶴の字と共に諸葛氏の校に従ふ、

狗犬也、而殺狗、非殺犬也、可說在重、

【大意】此れ重名の義を説く、

【通釋】狗と犬とは同物にして異名なる者なれば、狗は即ち犬なり、而して今茲に人ありて、狗を殺すは犬を殺すに非らずと辯解す、是れ強辭に似たれども、亦右の如く辯解を爲して可なり、何んとなれば、其の説は重に在り、重とは同一の物を二つ以上重さぬるなり、即ち犬と狗とは其の實は同一物にして、其の名の異なるなり、

【解義】「狗犬也」爾雅の釋畜に、犬未成、豪狗とあり、

【說】狗、狗犬也、謂之殺犬、可、若兩脾、

【大意】此れ狗犬也而殺狗謂非犬也可說在重の義を釋す、

【通釋】狗を殺して犬に非すと云ひ得べくんば、狗は即ち犬なるが故に、亦之を犬を殺すと謂ふとも可なり、宛かも人の兩脾ありて、同一の物にして、左右に分かるが如く、狗と犬と本と同物にして異體なるのみ、

【解義】「謂之殺犬可」孫注は經文を以て校するに、當さに此の上に而殺狗の三字を加へ、可を不可に改

むべし、而して經說此の文に咸く經語を引ききて別に其の說なきは亦剛佚あるなりと云へり、今按ずるに經文は狗を主として犬に及ぼすことを言ひ、經說は犬を主として狗に及ぼして云ひ、以て彼此互に混稱すべきことを示し、若兩脾の一語を以て、二名一實にして異なるなき旨を云へるなり、必しも字句を補ひ改むるに及ばず、【若兩脾】脾は脾に通じ、「モ、」と訓ず、又或は膈の字の誤にあらざるかも云へり、膈は肩頭なり、

使假義、說在使、

【大意】 事物を妙用する否とは、人に存すること

【通釋】 物事を行ふに真正なると、假設なるとあり、假設の事をして真正の事たらしむるを得べし、其の說は之を使用する仕方如何にあり、

【解義】 【使假義】舊本に使假義に作る、張注は使假義の誤にて、假は下なり、不美の名も亦時ありて美ならしむることありと解せり、今は諸葛注に従ひ、使假義に作る、尙經說に詳かにす、

荆之大、其沆、淺也、說在有、

【大意】 此れ物の一部を以て全體を概論すべからざるを言ふ、

【通釋】 荆州の廣大なるや、其の地に在る沆、即ち水澤は淺狹なるとも、荆州の廣大なる點に於ては、何等の故障ともならず、其の譯は、沆は荆州の所有にして即ち荆州は固より廣大にして、沆を包容する者なればなり、

【解義】 【荆之大】荆は荆州支那九州の一なり、【其沆淺也】沆は澤なり、「說文」の水部に沆、大澤也とあり、又停水を東方には沆と曰ひ、湖水を齊人は沆と曰ふ、沆は莽なり、淫々莽々として際涯なきよりして、大水の聚る處を、沆と曰へるなり、

【說】 荆之有也、則沆、淺、非荆、淺也、

【大意】 此れ荆之大其沆淺也說在有の義を釋す、

【說】 使令使也、義使使、義不使、亦使使、假義亦使、假不義亦使、假、

【大意】 此れ使假義說在使の義を釋す、

【通釋】 使とは令使也、物を指圖して我が意に従はしむることを謂ふ、故に義を以て之を使はしむることを使となし、義を以て使はしめずして禁止するとも亦使となす、是れ使の意味なり、假設の事を本義に合はしむるも亦使となし、假設の事をして本義に合はざらしむるも、亦使となす、是れ假の意味なり、

【解義】 【義使使】以義使、之爲使と云ふべきを、文辭を簡略して云へるなり、義は正しき筋道のことにて、眞理を謂ふ、【義不使亦使使】末の使の字は、上文を總釋せる語也、下文の假不義亦使假とある下の假の字も、亦同例たり、孫注に據れば、本文の經說と經文と、共に各、脫誤あり、一は上半を存し一は下半を存し、俱に完全ならずとせり、今按ずるに洵に然り、始く疑を存して可なり、

以楹爲搏於以爲、無知也、說在意、

【大意】 此れ物事を爲すには意度を要することを説く、

【通釋】 一大木にて作れる楹、即ち大柱を以て、衆小木を合せて成れる搏即ち束木と爲すときは乃ち折角の太木を削りて小材と爲すことにて、是に人は以て無智なる拙工となさん、其の譯は意を以て度ることとあり、即ち能く意を以て度るときは、右の如き失錯をなさざるなり、

【解義】 【以楹爲搏】楹は大柱にて一大木を用ひて作れる者なり、搏は衆小木を合はせたる者なり、束木を謂ふ、備城門篇に疏束樹木、令足、以爲柴搏とあり、又按ずるに搏は構の誤にて、構楹の構にて短柱ならん、道藏本には博に作り、吳鈔本には博に作り、皆構と音同じ【於以爲無知也】於是發語の辭、別に意義なし、知は智と同じ、

【說】若易五之一、以楹之搏也、見之、其於意也不易、无智意相度也、若楹輕於秋、其於意也洋然、

【大意】此れ以楹爲搏於以爲無知也、說在意の義を釋す、

【通釋】例へば五の數と一の數とを相易へて少きを五とし多きを一となすが如く、到底不可能の事なり、楹と搏と相易ふる事を以て之を見るに、其の意を以て度るに於ては、竟に易ふ可からざるなり、然るに意を以て相度ることを知るこゝなきや、此の理を悟らすして大小を辨せず、是れ其の極端を推すときは、楹の大きが極めて至小にして楸より輕しとも、彼れは意に於て洋々として、満足するならん、意度の必要なること此の如し、

【解義】【若易五之一也】易は變易する也、之の字は與の字と同じ、「ト」と訓す、【以楹之搏也見之】之は與と同じ上と同例なり、此れ楹は大にして搏は小なる

の動かすべからざるは、猶、五を以て一に易ふるも、多少の數相當らざるが如く、常理の譯ふ可からざるを言ふ、【无智意相度也】无は無と同じ、智は知と同じ、既に上文に屨、見ゆ、【若楹輕於秋】若は是と同義に用フ、「コレ」と訓す、秋は萩と通す、萩は蕭なり、「ヨモギ」又は「クサヨモギ」と訓す、草の名なり、【其於意也洋然】洋然は盈滿自得の貌、乃ち大小輕重を失すると、氣附かずして、平然として満足することなり、

意未可知、說在可用、遇件、

此れ脫文あり、諸家皆置きて講せず、但だ說在可用遇件の句は、經說ありて攷ふべし、今左に解す、

【說】段椎、錐、俱事於履、可用也、成繒、屨、遇椎、與成椎、遇繒、屨、同、遇件也、

【大意】此れもと意未可知、說在遇件の義を釋せしなれども、上文脫落すれば意未可知也の義は今釋せず、

其の計へ方如何によれり、

【解義】【說在建】建は立なり、一を立て端として計るときは、一は十となるが故に、五より多きなり、尙經說を見るべし、

【說】一五有一焉、一有五焉、十有二焉、

【大意】此れ一少於二而多於五、說在建の義を釋す、

【通釋】五の數、之を五に分つときは、一の數が五つあり、是れ一は二より少きなり、一を建て十となすときは、一に五の數二つあり、是れ一は五より多きなり、要するに一を建て、十となすと、一を累さねて二となすことあり、是れ其の說在建となす所以なり、

非半、弗斷、則不動、說在端、

【大意】此れ物を斫るに半分の處に於て爲すべきを言ひ、以て中と端との異義を説く、

【通釋】物を斫るに半に非れば、斫らず、若し然らざ

【通釋】破、椎の器は、俱に履を製造するに於て用ふべき器なり、繒屨を成すとき椎の成るに遇ふと、椎を成すとき繒屨を成さんとするに遇ふと、一は履屨を作る材料たる繒と、一は履屨を作る器械たる破椎錐とにて、乃ち材料と器械と相遇うて、履屨なる者を成す上に於ては、同じき必要あり、是れ乃ち遇件と云へる者なり、遇件とは双方より相悟ふことなり、

【解義】【段椎、錐、俱事於履】段は破と同じ、說文に段は椎物也とあり、「詩經」の大雅公劉の篇に取、礪取、破の語あり、毛傳に破、段石也とあり、亦鍛に作る、【成繒屨、遇椎】繒は帛なり、繒帛を以て作れる屨なり、遇椎とは椎を取りて利用すること、椎を擧げて他の段錐を包含す、【遇件也】遇は逢なり、件は梧と同じ、逆なり、「ムカフ」と訓す、

一少於二而多於五、說在建、

【大意】此れ數計の方如何によりて多少の數異りあることを言ふ、

【通釋】一の數は二の數より少し、而も或る場合によりは、五の數より多し、其の譯は建に在り、即ち

る時は、永久變り動かす即ち研り盡くすこと能はず、其の仔細は端と云ふ者に、關繫を有すればなり、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 新非半進前取也、前則中

無爲半猶端也、前後取則端中

也、新必半、無與非半、不可新也、

【大意】 此れ非半弗新則不動說在端の義を釋す、

【通釋】 研ること半ばに非れば、研る毎に前進し、前進するときは、前後の半たる中は其の端を取り盡されて、中たる位を失うて半となること無く、猶其の前に餘地なき端のごとし、前と後と取るときは、其端は中なり、故に研ることは必らず半ばにす、與に相手たる者なく、即ち前後なきときは、端なきが故に、復た研るべからざるなり、

【解義】 【非新半進前取也】新は新の變體文字にして新は研と同じ音「チャク」破也「キル」と訓す、半の字の下に宜く則の字を加へて看るべし、【猶端也】端は前なり、經上に端體之無序而最前者也とあり、此所

は中を取りて之を断ると雖ども、終に必らず前んで其の端を極むることを言ふ、【無與非半】廣雅に與如也とあり、無與とは物の彼此相如く者なきこと、即ち一方の相手なければ、半と謂ふべからざるを言ふ、【不可新也】莊子の天下篇に一尺之撫、日取其半、萬世不竭とあり、【釋文】に司馬彪の説を引きて、若其可新則常有兩、若其不可析、其一常在、故曰萬世不竭と即ち此の義なり、

可無也、有之、而不可去、說在嘗、然、

【大意】 此れ嘗て有りし者は今無かるべきが如しと雖も容易に去るべからざるを言ふ、

【通釋】 凡そ有は、必らず無る可きなり、然るに之有りて而も去るべからざるは、其譯は今は無くとも、實に昔は嘗て有りし者なれば、去るべからざるなり、

【說】 可無也、已然則嘗然、不可無也、

【大意】 此れ可無也有之而不可去、說在嘗然の義を釋す、

【通釋】 凡そ事有るべき者と無るべき者とあり、無るべき者と雖へども、已に然る者は即ち嘗て然りし者なり、故に今は之なくとも、昔し有りたることは審かなり、されば無しと爲す可らず、是れ經の不可去は嘗然なるが故と云へる所以なり、

【解義】 なし、

舌而不可撻、說在搏、

【大意】 此れ正圓形の者は動かすべからざるを説く、

【通釋】 物正しければ搖かす可らず、即ち何時も變らざる者は、其の譯は團圓の宛轉自在なるに在り、【解義】 【舌而不可撻】舌は正と同じ、撻は搖の變體文字なり、搏は團なり、團き者は置く所に隨うて正し、故に不可撻と曰ふ、

【說】 正丸無所處、而不中縣搏也、

宇進無近、說在敷、

【大意】 此れ宇宙の廣大にして、遠近を言ふべきにあらざるを言ふ、

【通釋】 宇宙は大にして、人の行き歩むには、遠近の別なきも其の近きより始めて遠きに及ぶことは、其の譯分敷の順序に在り、

【解義】 【說在敷】敷は布なり、履歩を分布すること謂ふ、

【說】 偃宇不可偏舉、宇也進行、

者先敷近、後敷遠、行者必先近而後遠、

【大意】 此れ宇宙進無近說在敷の義を釋す、

【通釋】 區字は廣大にして徧く擧ぐ可らず、故に宇と云ふ者は、進み行くに先づ足の近き處に敷き後に遠き處に敷くをなす、されば人の行く者も亦必ず先づ近きを先にし而して遠きを後にす、乃ち其の實は遠近定處なし、唯だ便宜上近きより始むるのみ、

行脩以久、說在先後、

【大意】 此れ人道の廣大にして、脩徳の久きを期すべきことを言ふ、

【通釋】 人の道は廣大にして、決して短日月に踐み盡くすべきにあらず、行爲の脩まるは、必らず久しき勉強努力を以てす、而して其の譯は先きに務むべきと、後ちに爲すべきとの次第順序によりて脩むべき

が肝要たるに在り、

【解義】 なし、

【說】 遠近脩也、先後久也、

【大意】 此れ宇宙の廣大に對して、行履の遠近觀念と人道の廣大に對して、脩爲の先後觀念とを比舉して、經文の行脩以久說在先後の義を釋す、

【通釋】 是れ猶前節に擧げし宇進無前云々の義と同じ、乃ち地の相去る上に就いて云へば、遠近にして脩行の順序は、此に由るべし、時の相去るに就いて云へば、先後にて、施設の次第は此に従ふべし、

【解義】 なし、

一法者之相與也、盡類、若方之相合也、說在方、

【通釋】 同法者の甲乙相互に對して、物事を與にするや、盡く其の類にして、猶、物の方形なる者が緊と二箇相合ふが如し、其の譯は雙方合ひ方の神妙なるに在り、

【解義】 【一法者之相與】一法は同法と云ふが如し、相與は相如なり、雙方情意の投合すること、【若方之相合也】方は物の方なる者を謂ふ、詳かに經說に見ゆ、

【說】 一方盡類、俱有法而異、或木或石、不害其方之相合也、盡類猶方也、物俱然、

【大意】 此れ一法者之相與也盡類云々の義を釋す、

【通釋】 物の同一方形なる者は、盡く相類す、精密に云ふときは、俱に其の中に法ありて仍ほ異なる點あれども、要するに大體は盡く相類す、故に或は方木或は方石と云ふが如く、物は異なれども、其の方形の相合ふに於ては何等妨害なきなり、其の右の如く盡く相類する所以は、何んぞや、形の同方なるに由ればなり、獨り木と石とのみならず、他物も俱に然るなり、

【解義】 【一方盡類】一方は同一方形なる物を謂ふ、經の一法者の一法は、同一の法則なる者を謂ふ、

狂舉不可以知異、說在有不可、牛馬之非牛與可之同、說在兼、

【大意】 此れ狂妄の説は論理に闕あるに由れるを言ひ又兼名は誤解の生じ易きを言ふ、此れもと別節なるに似たり、但經說一概して説けるが故に亦之を并すこととせり、

【通釋】 狂妄の説は、以て他説の異なる點を知るべからず、其の譯は物と比較して論ずることの不可なる點が有るに存せり、即ち其の物に切當せざるが故に、其説立たざるなり、牛と馬とを并舉して、牛馬と云ふときは、牛にあらずと爲すは、之を可として、牛と爲すと、其實同じ、其の譯は兼名にあり、

【解義】 【狂舉不可以知異】狂妄は妄説なり、本書經説の通例、凡そ事の是なる者は正と曰ひ、當と曰ひ、非なる者は狂と曰ひ、亂と曰ひ、諍と曰ふ、【說在有不可】在有不可とは、微く同じからず、前者は可も有り不可も有るにて、其の矛盾衝突あり、通ずべからざるとなり、後者は不可と云ひ切れる辭なり、

【說在兼】經說を見よ、

【說】牛性與馬惟異以牛有齒馬有尾說牛之非馬也不可是俱有不偏有偏無有曰牛之與馬不類用牛有角馬無角是類不同也若舉牛有角馬無角以是爲類之不同也是狂舉也猶牛有齒馬有尾或不非牛而非牛也可則或非牛而牛也可故曰牛馬非牛也未可牛馬牛也未可則或可或不可而曰牛馬不二而牛馬一則牛不非牛馬

不非馬而牛馬非牛非馬無難

【大意】此れ狂舉不可以知異說在有不可牛馬之非牛與可之同說在兼の義を釋す

【通釋】牛の特質は馬の其れと惟れ異なりされど牛には齒あり馬には尾あるを以て牛は馬に非ざることを説くは不可也牛と馬との異は唯だ其れのみならず是れ齒と尾とは牛馬俱に有り但し徧くは有らざると全く徧く有るなきとの相違はあり乃ち牛も亦尾あり馬も亦齒あれども獨り各未だ盛んに有らざるのみ曰く牛が馬と類せざるは牛には角あり馬に角なきを用ひて特徴となす是れ牛と馬とは全く類せざる也若し牛に角あり馬に角なきを擧げ説きて是を以て類が同じとなすときは是れ全く狂妄の沙汰也猶牛に齒あり馬に尾あればとて直ちに之を牛と曰ひ馬と云ふの不可なるがごとし唯だ一方の角の有無は特徴の著るしきを顧みず僅かに一方の齒尾の徧くは有らず徧く有らざるとは相違の微なるよりして類不類の疑ひは起るのみ或は凡そ齒有る獸は牛と相類すれば牛に非ざるにあらざる亦牛也と

謂ふとも其の實は矢張り牛にあらざる可なり可なりされば或は牛に非すと云ふとも矢張り牛と相類すれば亦牛なりとなすとも可なり是の道理なればこそ牛と馬とを連らね擧げて牛馬と呼べば馬を雜へたることにて全くの牛にあらざると曰ふは未だ可ならず乃ち矢張り牛が其の中にあれば牛と云うて可なり去れど又一方より云へば牛と馬とは畢竟二物にして一物にあらざれば牛馬を牛と云ふことは未だ可ならずされば或は可とし或は不可とし兩説何れにも一定せざるときは矢張り牛馬を連らね擧げて單に牛なりと云ふことは未だ可ならずとなすも其の説確定したる論據あるにあらざれば亦不可也且つ牛は二ならず馬は二ならず各一匹なり而して牛馬を并すときは二匹なり則ち其の牛は全く牛に非ざるにはあらず馬は全く馬に非ざるにはあらず矢張り牛は牛なり馬は馬なり而して牛馬と兼ねて擧ぐるときは牛にあらざる馬にあらざる乃ち牛と異なり亦馬と異なるなり此の義や分明にして復た疑を容れざるべし

【解義】【牛性與馬惟異】牛性は牛の體性なり【呂氏

春秋の雍塞篇に牛之性不若羊之性不若豚とあるを高注に性猶體也と解せり惟は「公孫龍子」には雖に作る義通ず【說牛之非馬也不可】牛性と馬性の異なるは徒に牛有齒馬有尾の故のみにあらざるを言ふ【是俱有】馬も齒あり牛も尾あるを言ふ孫注に「大戴禮記の易本命篇に戴角者無上齒無角者皆而無前齒とあるを引きて蓋し牛に下齒あり馬には後齒ありと云へり「公孫龍子」の通變篇に謂牛無尾者以其有尾而短耳非實無尾也とあり【或不非牛而非牛也可】有齒の獸は牛と相類す或は牛に非すと謂ふを得ず而も其實は牛に非ることを言ふ「爾雅」の釋獸に牛の屬に摩牛犛牛の類あるが如き即ち是なり【故曰牛馬非牛也牛馬牛也未可】此れ兼名のことを説く乃ち牛馬を兼擧するときは牛固より其の中に居れば牛に非すと謂ふべからざる亦牛馬を兼擧するときは既に牛のみならず馬をも兼ね有すれば又竟に是れ牛なりと謂ふべからざることを言ふ【則牛不非牛云云】此れ單に牛を擧ぐるときは牛に非すと謂ふべからざる單に馬を擧ぐるときは馬に非すと謂ふべからざることを言ふ【而牛馬非牛非馬】此れ若し

兼ねて牛馬を擧ぐるときは、牛と已に異なり、馬と亦異なることを言ふ、即ち經にある説在兼の義なり、「荀子」の正名篇に有牛馬非馬也、此惑於用名以亂實者也とあるは、亦此の詭辯一流を排斥して云へるなり、「公孫龍子」に此の詭辯を敷衍して言へる文あり、其の通變篇に見ゆ、文長ければ、之を略す、

此此與彼此同、說在異、

【大意】 此れ本位の相異なるによりて、彼此の見亦異なるを言ふ、

【通釋】 此方の此は、彼方の此と同じ、即ち我自身に我が方を此の方とし、本位とすると同じく、彼れ自身には彼の方を以て此の方とし、本位とす、乃ち共に自から此の方と定むるは、其の彼此の見方各、本位に隨うて異なるに在りて然るなり、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 彼正名者彼此彼此可、彼彼止於彼、此此止於此、彼此不

自から彼此の見を同く抱くよりして然るなり、乃ち其の彼此の異なるにより、

【解義】 【彼彼止於彼云云】此れ彼此の定名ありて相犯さざることを謂ふ、【彼此亦可】是れ根本的觀察より、彼此双方を包括して彼此と云へることなり、此れは萬物一體なれば、彼も亦此にして此も亦彼なれば、彼此の名は何等の不可なきなり、孫注は上句の彼且此也に對して、本句を此亦且彼也に改むべしとなせり、亦以て一説となすべし、【則彼亦且此也】彼亦且此也とあれば、其の裏面に我亦且彼也の意味を含蓄する者と承知すべし、孫注は本句を則彼不且此不且彼と改むべしと爲せり此れ又一説也、「公孫龍子」の名實篇亦此の經說と互に啓發すべき者あり、孫注之を引けり、文長ければ載せず、「莊子」の齊物論篇に、物無非彼物無非是、自彼則不見自我則知之、故曰彼出於是亦因彼とあり、又、是亦彼也彼亦是也、彼亦一是非、此亦一是非、果且有彼是乎哉、果且無彼是乎哉とあり、亦此の義と同じと、孫注に云へり、

可、彼且此也、彼此亦可、彼此止於彼此、若是而彼此也、則彼亦且此此也、

【通釋】 彼とは統名的に云へば、彼と此となり、即ち既に彼とあれば、亦自から此と云ふ者を包含して云へるなり、彼此は相離るべからざる對稱なり、彼と云ひ此と云うて對舉することは可なり、彼を彼と定め此を此と定むるときは、彼と此との區別をなすことにて不可なり、若し然るときは、彼將に此に侵入して此とならんとす、而して我亦彼に進入して彼ならずとす、然しながら彼此を統べて彼と云ひ此と云ふときは根本的觀察にして、彼も本は此と一なれば可なり、然るに彼と此と各、自から定めて此を此とし彼を彼となす、是の如くにして、彼此の區別立ちて、我自から此の方を此の方として、彼の方を彼の方とするときは、彼の方も亦將に自ら此の方を此の方とし彼の方を彼の方となさんとす、甚だ不可也、是れ各、

唱和同患、說在功、

【大意】 此れ唱和の事に就いて云ひ、以て物は相互に賛げ賛げらるゝに、成功することを説けり、

【通釋】 我唱へて人和せざるも患なるが、人和して我唱へざるも患なり、即ち唱と和と何れも同じく患あり、其の說は功即ち働きの如何に在り、

【解義】 經說に詳かにす、

【說】 唱無遇、無所用、若稗、和無遇、使也、不得已、唱而不和、是不學也、智少而不學、功必寡、和而不唱、是不教也、智多而不教、功適息、使人奪人衣、罪或輕、或重、使人予人酒、恩或厚、或薄、

【大意】 此れ唱和同患說在功の義を釋す、

【通釋】 唱に偶なし即ち唱すれども對手となりて和

する者なきは、其の用ふるに足らざるは、羹稗の食ふに足らざるが如し、即ち折角の唱へなれども何等の益なき也、和に偶なし即ち和せんとすれども、對手の者なきは、人の唱へざるよりして然ら使むるなり、此れは不得已にて是非なき次第也、且唱ふれども和せざるは、是れ唱者は本と教を爲して和者は學ぶ者なるに學ばざるなり、己の智少なきに、而も學ばざるときは功は必らず寡し、和すれども唱へざるは、是れ教を爲すべき唱者が怠りて教へざるなり、己の智多くとも人に教へざるときは、功は適に熄て傳はらず、之を譬ふるに人をして他人の衣を奪はしむるは、其の罪或は輕きことあり或は重きことあり、人が折角成しつゝあるを沮むことは、即ち大小の差はあれ、皆罪なり、人をして他人に酒を予へしむるに、其の恩或は厚きことあり薄きことあり、人の成業を遂げしむるは、深淺の異あれども皆恩なり、故に唱者和者互に罪を取ることなくして、恩を施すべきやうに注意すべし、乃ち己の爲めも人の爲めも、全く其の功を爲すに心掛くると否とにあり、

【大意】 此れ聞所不知若所知則兩知之説在告の義を釋す。
【通釋】 聞所不知とは、換言すれば聞とは聽覺の感得する所にして、視覺にて見知せざる所なり、故に室中に在る者は、室外の人唯だ其の聲を聞きて、其の人あるを悟れども、如何なる物なるかは知らざる所なり、然るに他に人ありて室内に在る者の色は、矢張り是の室外に在る者の色の若しと教ふるときは、是れ已に知れる所を以て、其の知らざる所を推量して知れる所の如くなるを得べし、譬へば白と黒との色の如し、其の初め未だ知らざる時は、果して白なるか又は黒なるか未だ定まらざるも、是の室外に在る色の若しと告ぐる者ありし以上は、若し是の室外の

る者を偶と曰ふ、【無所用若稗】稗は羹稗なり、「ヒエ」と訓す、稻に似て非なる者、

【大意】 此れ聞見を博くするは、廣く人言を聽くに在ることを言ふ、

【通釋】 知らざることを聞きて知れるが若く、明かに知るは、則ち其の已に知れる事の上に又新たに之を知る譯合なれば是れ兩ながら之を知る道理となるなり、其の譯は人の告ぐるを聞きて知るに在り、

【解義】 【則兩知之】既に上文に若所知とあれば、固より已に知りし事あるなり、今又知らざることを聞き、新たに之を知ることを得るときは是れ已に知ると新たに知るとを合せて兩ながら之を知れるなり、

【說】 聞在外者所不知也、或曰、在室者之色、若是其色、是所不知、若所知也、猶白若黒也、誰勝、

若是其色也、若白者必白、今也、智其色之若白也、故智其白也、夫名以所明、正所不智、不以所不智、疑所明、

【大意】 此れ聞所不知若所知則兩知之説在告の義を釋す。
【通釋】 聞所不知とは、換言すれば聞とは聽覺の感得する所にして、視覺にて見知せざる所なり、故に室中に在る者は、室外の人唯だ其の聲を聞きて、其の人あるを悟れども、如何なる物なるかは知らざる所なり、然るに他に人ありて室内に在る者の色は、矢張り是の室外に在る者の色の若しと教ふるときは、是れ已に知れる所を以て、其の知らざる所を推量して知れる所の如くなるを得べし、譬へば白と黒との色の如し、其の初め未だ知らざる時は、果して白なるか又は黒なるか未だ定まらざるも、是の室外に在る色の若しと告ぐる者ありし以上は、若し是の室外の

【大意】 此れ人言を聽くは、謹んで察し思ふべきことを言ふ、

以言爲盡、詩詩、説在其言、

【通釋】 事の是非を論ずる人の言を以て、一概に悖

戻にして取るに足らずとして、黜くるは是れ亦己も悖戻たるを免れず詩たる否とは其の言の當不當を察して決すべし、

【解義】【以言爲盡詩】詩は悖と通ず、戻なり、

【說】以詩不可也、人之言可是不詩、則是有可也、人之言不可、以當必不當、

【大意】此れ以言爲盡詩詩說在其言の義を釋す、

【通釋】人の言を一概に以て悖戻とすは不可なり、之人即ち言者の言が可なれば、是れ悖戻ならず、即ち是れ可として信すべき者あるなり、之人即ち言者の言が不可なれば、以て至當となすとも、必らず當らず、故に宜く其の言の如何を察して當否を決すべし、妄に悖戻として黜くべからず、

唯吾謂非名也、則不可說在、

【大意】此れ言を吐くは正理に由るべし、不正理の言は、人の賛成なきことを言ふ、

【通釋】人は吾が謂へることを、速かに應答して唯と曰ふと雖ども、是は吾が謂ふことに正しき名義あればなり、若し正しき名義に非ざるときは、吾謂ふとあるも、彼は將に唯せず即ち相手となりて話に乗らず、故に不可なり、若し果して然るや否やを驗せんとすれば、其の應ずると應せざると如何を觀るべし、

【解義】【唯吾謂非名也】唯は諾なり、但諾よりは恭敬なる答なり、禮記の玉藻篇にも父命呼唯而不諾とあり、孔疏に唯恭於諾也と解せり、吾謂とは、吾所謂なり、吾が言を謂ふ名は正名なり、【說在假】假は反と同じ、孫注には反は不應なりと解せり、

【說】唯謂是、唯可也、而猶之非、夫、雀也、謂彼是是也、不可謂者、毋、唯乎其謂、則吾謂不行、彼若不唯其謂、則不行也、

【通釋】茲に或る物あり、吾假りに名けて鶴と謂へるを、人は同意して是れ鶴なりと返答するは、以て鶴

と謂ふ可しとなせばなり、而も猶之は彼の眞の鶴に非るがごとく思へども、彼の人之を鶴となせば、是れ鶴ならんと謂うて鶴と云へるなり、然しながら此れ幾分か鶴と云ふべき眞理あれば也、若し誠に鶴と謂ふ可からざる者は、如何に我が之を鶴と謂はんとするとも、人は吾の謂ふことを同意して返答せざるなり、故に彼が吾の鶴と謂ふことを同意して返答すれば、吾が謂ふことが行はるゝなり、若し彼が吾が鶴と謂ふことを不同意にて返答せざれば、吾が謂ふことは行はれざるなり、乃ち眞理正義にあらざることは、吾之を謂ふとも人之に應せざることを知るべし、

【解義】【唯謂是雀可】雀は鶴の假字なり、舊本雀に作る、孫注は虎の字の誤なりとせり、可とは唯者以て鶴と謂ふべしと爲すなり、【而猶之非雀也】猶は疑辭なり、乃ち其の心中には、是れ眞の鶴ならざれば、鶴に非ざるやうにも思へることを謂ふ、

無窮不害兼說在盈否、

【大意】兼愛は人の無窮を以て止むべきにあらざることを言ふ、

【通釋】無窮とて窮り無きことは天下を兼愛する上に妨害なし、其の譯は人の能く無窮を盈つると無窮を盈たざるとに在りて、無窮其物の如何に由るにあらず、

【解義】經說に詳かにす、

【說】無南者、有窮、則可盡、無窮、則不可盡、有窮、無窮、未可智、則可盡、不可盡、未可智、人之盈否、未可知、而必人之可盡、人之可盡、不可盡、未可智、而必人之不可盡、愛也、詩、人若不盈、无窮、則人有窮也、盡有窮、無難、盈無窮、則無窮盡也、盡有窮、無難、

【大意】此れ無窮不害兼說在兼の義を釋す、

【通釋】南方を窮り無しと思へる者は、南方窮り有るときは盡くす可く、窮り無きときは盡くす可らずとなす、然しながら南方の窮り有ると窮り無きと實際の處は、未だ孰れなるかを知らず、されば其の界限まで盡くすべきか、盡くす可らざるかは未だ知る可らず、人の世界に居る者能く其の窮極なき處まで發展して盈つるか否かは未だ知る可らず、而して必らず人の之を盡くす可きことを期す、人の之を盡くすを得べきか否かは亦未だ知る可らず、而して必らず人の盡くは愛すべからざるを論ずるは悖れり、何んとならば或る説の如く人若し能く窮極なき處まで發展して盈たざれば、縦ひ四方は至廣至大にして窮りなきにもせよ、人其物は最早既に窮まること有るなり、即ち人界は其力の及ばざる地にて窮まること有り窮まり有ることを盡くすは、左程の難きにあらず、乃ち勉強して窮むるときは何れの日にかは達し得るなり、又人若し能く窮極なき處まで發展して盈つるときは、是れ窮りなきと云ふ者は相盡きて亦悉く窮り有る世界となるなり、窮り有ることを盡くすは、固より左程の難きにあらず、此れ世界は如何に

廣大にして窮り無きとて、我が兼愛主義を行ふを害せずと云ふ所以なり、

【解義】【無南者】無南は無難の義なりと、盧氏は云へども、孫氏は南は南方なり、無南とは無南方の意にして、南の窮り無きと言ふなり、古しへは支那の疆域南方は南海まで至らず、又天官家は南極あることを知らざるが故に、四方の中に、獨り南方を以て窮り無しとなせり、「莊子」の天下篇に惠施曰南方無窮而有窮とあり、蓋し古しへの名家此の論を持する者ありしなり、【而必人之不可盡愛】盡愛は即ち兼愛のことなり、

不知其數而知其盡也、說在明者、

【大意】此れ兼愛の道は、先づ近き者より施すべきことを言ふ、

【通釋】天下人民の數を知らず、而も以て愛の盡くすを知るなり、其の詳は其の明かなる者を之を知るに在り、

【解義】經說に詳かにす、

【說】不智其數、惡智愛民之盡也、或者遺乎其明也、盡明人則盡愛其所明、若不智其數、而智愛之盡也、無難、

【大意】此れ不知其數而知其盡也、說在明者の義を釋す、

【通釋】天下人民の數を知らざるに、惡んぞ能く吾が民を愛するの盡くして遺憾なきを知らんやと論難する者あれども、此れ或は其の已に明らかなること、即ち已に之を知れることを遺して言はざればこそ、左様の議論も起るなれ、若し我に兼愛の心ありて有らん限りの力を盡くして人を明かに知ることを務むるときは、盡く其の明らかに知る所の人を愛するなり、苟も我が世界と思へる處の人を盡く愛すれば、乃ち兼愛なり、是れ其の天下の人數を知らざるとも吾が愛を盡くして遺憾なきを知るは難きことなし、故

に世々たる世界無量の人民を兼ね愛することは、不可能と云ふこと勿れ、乃ち其の已に明かに知れる者に愛を盡くさば、是れ乃ち兼愛なり、

【解義】【或者遺乎其明也】遺は遺忘なり、明は明瞭なり、此所は或は其の已に明瞭なる者を遺忘せしかと故らに疑問を設けて、下文を喚起するなり、孫氏は明の字を下句の兩の明の字と共に問の字の誤なりとせり、今は張注に據り仍ほ明の字に作る、

不知其所處、不害愛之、說在喪子者、

【大意】此れ眞に兼愛を欲するときは、行ひ難きにあらずることを言ふ、

【通釋】其の人民の居る所を知らざればとて、之を兼ね愛するに於て害あらず、其の證は子を喪ひたる親に在り、乃ち親は子の行衛不明なりとて、之を愛する心は渝らず、故に苟も人を兼愛する心だにあらば、何んぞ其の至情が吾の未だ知らざる天下の人に貫徹せざるを愛へんや、乃ち知らざれば知らざる處にて、

亦其れに相當なる愛を施すことを得べし、

【解義】 【說在喪子者】孫注に據るに、喪子とは親が亡失せる子にして、親は其の所在を知らざるとも、亦之を愛するに妨げなし、即ち其れ相當なる愛情を施すことを得べきを言ふ、「大學」に如保赤子、心誠求之、雖不中、不違矣、夫有學養子而后嫁者也とあり、親の其の子を愛するが如き至情を本體として、博く人々に接するときは、縦ひ盡くは中らずと雖ども、亦其れに幾分か近き愛を施し及ぼすべきことを言へり、又本節の意と相似たり、

【說】 闕く

仁義之爲内外也、非、說在頤件、

【大意】 此れ仁内義外の說の謬れるを言ふ、義は經說に詳かなり、

【通釋】 仁義を分ちて仁を内と謂ひ、義を外と謂ふは非なり、何が故に非なるかと云へば、其の譯は頤件とて大に逆らひて矛盾を極むるに在り、

【解義】 【爲内外也】爲は謂と通ず、【說在頤件】頤は大なり件は許と通ず、許は逆なり「呂氏春秋」の明理篇に其民頤件百疾とあるを高注に頤猶大也許逆也とあり、舊本に說在件頤に作る、其の義通せず、孫注に據りて改む、

【說】 仁愛也、義利也、愛利此也、所愛所利彼也、愛利不相爲内外、所愛利亦不爲内外、其爲仁内也、義外也、舉愛與所利也、是狂舉也、若左目出右目入、

【大意】 此れ仁義之爲内外也、非、說在頤件の義を釋す、

【通釋】 仁は物を愛するなり、義は物を利するなり、俱に自動的發作なれば、固より此方にして心の内に在り、所愛と所利とは、此方に愛せられ利せらるる者にして受動的地位に立つれば、身の外に在るなり、左

學之無益也、說在詩者、

【大意】 此れ學問は終に無益にあらざることを言ふ、

【通釋】 學問を譏りて無益となすは、學問の無益なるにあらざる、其の說は彼の無益なりと譏れる人が悖戾者たるに在るなり、

【說】 學也以爲不知學之無益也、故告之也、是使智不知學之無益也、是教也、以學爲無益也、教詩、

【大意】 此れ學之無益也、說在詩者の義を釋す、

【通釋】 學問は學問を知らざるは益なしとして之に告げ教ふるなり、是れ學問を知らざるの益なきことを知らしめんが爲めなり、是れ乃ち教導の本旨なり、然るに今反りて學問を以て益なしと爲して告ぐると

れば愛利は俱に内にして一が内となり一が外たることを爲さず、所愛所利は俱に外にして亦一が内となり一が外たることを爲さず、是れ固より定まれる道理なり、然るに今や仁即ち愛は内なり、義即ち利は外なりと謂ふ時は、是れ愛と利との全體上より云はずして各の其の局部に就きて云へるなり、即ち仁の方は所愛の此方に在るを以て内と謂ふ、義の方は所利の彼方に在るを以て外と謂ふ者にして、是れ狂妄の說なれば、經に說在頤件と云へる所以なり、譬へば左目は出て右目は入るが如き者にして、誠に偏頗の沙汰と謂ふべきなり、左様なる筈はなきなり、

【解義】 【愛利此也】愛利の心、本來己に在るを言ふ、以て其の同く内に在ることを明かにす、【所爲所利彼也】己が愛を注ぎ利を加ふる相手たる者は他人なることを言ひ、以て其の同く外に在ることを明かにす、

【其爲仁内也、義外也】爲は謂と通ず、仁内、義外の說は「孟子」の公孫丑篇に見ゆ、告子の語なり、又同書の告子篇に告子の孟子と辯難の言を載すること尤も詳かなり、今其の文長ければ録せず、宜く就きて參看すべし、「管子」の戒篇にも仁從中出、義由外作の語あり、

きは、是れ教導の本旨に於て悖れる者なり、
【解義】 【以學爲無益也教誨】教の上に其の字を加へて看るべし、もと其於教也諄と云ふべきを省略したるなり、

誹之可否、不以衆寡、說在可非、

【大意】 此れ輿論の必しも是なるにあらず、理の當否を審にすべきことを言ふ、

【通釋】 誹りの可否は、誹りの衆寡を以て曰はず、其の譯は誹る可きか然らざるかに在り、

【說】 論誹 誹之不可、以理之

可誹、雖多誹其誹是也、其理不

可非、少誹非也、今謂多誹者不

可、是猶以長論短、

【大意】 此れ誹之可否不以衆寡、說在可非の義を釋す、

【通釋】 論誹として人を誹議するは、宜く其の誹る所

の當否を論すべき他、誹の可と不可とは、理に於て非とすべきと非とすべからざることを以て決すべし、理に於て非とす可きならば、多く誹るとも是なり、其の理非とすべからざるならば、少く誹るとも非なり、然るに今や徒に一概に多く誹る者を不可と謂うて、復た理の是非を問はず、是れ猶長き物を以て尺度として短き物を論評して非難するがごとし、殊に知らず物は短長各、宜きありて、長必ずしも宜くして短必ずしも宜からざるにあらざることを、寔に愚なる沙汰ならずや、

【解義】 なし、

非誹者諄、說在弗非、

【大意】 此れ正義を以て人を論誹する者を非議するは、悖戻の道たることを言ふ、

【通釋】 人を論誹するが故にして、妄に非斥すべからず、誹論する者を非斥するときは、悖戻となることあり、其の譯は誹論する者が、正理にして人を誹れども非とならざるに在り、乃ち正理に據れる者を非斥するときは、非斥者が正理に悖れるなり、

ることを言ふ、

【通釋】 物に甚しきと甚しからざるとあり、其の説は若是として、是の通りと自分の定めたる準的によりて、甚しと甚しからざるとは決するなり、

【解義】 【說在若是】若是は是の若きにて、乃ち或る物を指定せるの辭、俗に云へる「是の通り」と同じ、尙經說に詳かなり、

【說】 物甚長甚短、莫長於是、莫

短於是、是之是也、非是也者、非

莫甚於是、

【大意】 此れ物甚不甚說在若是の義を釋す、

【通釋】 物の甚だ長きと甚だ短きとは、何物を標的として長しとか又短しとか云へるか、乃ち人々の自からは是也と定めたる物に據りて、是より長きは莫しとか、又は是より短きは莫しとか云へるにて、畢竟是の通りにて是の物が長しとか短しとかを定むるなり、若し是の如きに非るときは、遂に是より甚しきこと莫しと云ふ可きは是れと云ふ者にあらず乃ち人々が

【說】 非誹、非己之誹也、非非誹、非可非也、不可非也、是非非誹也、

【大意】 此れ非誹者諄說在弗非の義を釋す、

【通釋】 經文にある非誹とは、誹者を非とすることにて、乃ち世の好みて人を誹る者は非なりと云へるとにて、己が人を誹るにあらず、扱て何が故に經文に人を誹ることを非とせざるかならば、其の人を誹ることを非と爲す可きにあらず、其の誹ることは如何にも理の當然にして外間の人も亦如何にも誹るが至極尤もなりとして非とすべからざるなり、是れ其の人を誹ることを非とせざる所以なり、經文に說在弗非とは、乃ち是の不可非也の義を云へるに外ならず、

【解義】 なし、

物甚不甚、說在若是、

【大意】 此れ物の長短は人の時の都合によりて稱す

見定めたる物にあらざれば、長きも短きも其の口に掛けるなり、故に物の是れが甚しきとか甚しからざるとかは、畢竟人の都合によりて云へることにて、必しも物其物に甚と不甚とあるにあらず、

【解義】「莫長於是莫短於是」莫長は即ち甚長の義にして莫短は即ち甚短の義なり、「是之是也」是とは即ち莫長於是莫短於是とある是にして、其の必らず是の如くにして、後ちに甚長又は甚短と云はるゝことを謂ふ、「非莫甚於是」即ち若し是の如きにあらざれば、甚長又は甚短の物たることを得ざるを謂ふ、後世の文にて云へば非所謂莫甚於是者也と同じ、古文簡勁を尙ぶが故に、本句の如く云へるなり、

取下以求上也、說在澤、

【大意】上下の間卑高を言ふは、程度問題にして、卑必しも卑ならず、高必しも高ならざるを言ふ、

【通釋】下を取りて上を求む、即ち下たる者を以て上たらずと求むるは、其の義は澤の卑きに居りて、必ずしも卑きにあらざることを以て鑑となすべし、

【解義】「其說在澤」澤と山とを比較して、其の高卑

卑くとも、高尚なる行爲あるときは、下なる者謂はゆる上なる者なり、乃ち經文の上下は必ずしも人爵の高下を以て言ふにあらざるなり、

是是與是同、說在不文、

【大意】此れ眞理正義は直道によりて得べくして、徒に好名的虚偽の行を以て求む可からざるを言ふ、

【通釋】凡そ事理の正當なることを是と云へるが、今夫れ物を處し事を行ふに方りて、正當なる道理を正當として従ふときは、正當なる道理の永久變ぜざると同じく、其の事其の名は永久的に存し傳はるを得べし、其の譯は虚偽の文飾を爲さざるに在り、

【說】不是是、則是是、且是焉、今是文於是、而不於是、故是不文、是不文、則是不文焉、今是不文、於是、而文與是、故文與不文同說也、

を悟るべきことを言ふ「莊子」の天下篇に天與地卑、山與澤平の語あり「釋文」に李云、以地比天、則地卑於天、若宇宙之高、則天地皆卑、天地皆卑、則山與澤平矣と云へり、乃ち天地間の物は比較的、高卑ありて、絶對的高卑は有らざれば、澤と山とも比較上の高卑なり、故に山が高しと云へば、高きも、亦山より高き者あり、澤が卑しと云へば、卑くきも、亦澤より卑き者あるなり、此の義を悟るときは、下たる者が上に求むること亦自然に程度あるなり、

【說】取高下、以善不善爲度、不若山澤、處下善於處上、下所謂上也、

【大意】此れ取下以求上也、說在澤の義を釋す、

【通釋】高きと下きとを取るは、即ち高下を定むるは、比較上の善と不善とを以て、度となし、善なれば、高しとし、不善なれば下しとなすことにして、彼の山と澤との高卑懸絶して同じからざるが若きにあらず、今の下に處るに反りて上に居るより善し、即ち位は

【大意】此れ是是與是同、說在不文の義を釋す、

【通釋】凡そ事理の是にして正當なるものは、其の是たることを、他人が是として同意せざるとも、眞理正義は竟に掩ふべきにあらず、將さに自然に是なる者として永久不滅的に傳はらんとす、然るに今の謂はゆる是なる者は、是と云ふことを文り粧うて、其の實は眞の是と云ふことに心掛けず、故に其の文り粧へる是も、何時かは金箱が剝げ落ち、結局眞の是が無きが上に、又其の文をも并せて之を失ふに至るなり、伴り文り粧へる是が、箱の落ちて文ならざるときは、初めの文れる是も亦竟に眞の文り者とはならず、されば今の謂はゆる是なる者は、是と云ふことを文り粧ふことを得ざる僻に、愚かにも、自から文飾を以て其の是に與へ、即ち元來自から爲せる事を道理らしく文るが故に、宛かも根無き草、源無き水の如く、終には亡びて、己が骨折りて文りし事と人の初めより構へなく文らず、是をなさざる事と、詰り其の沙汰を同じくして、何等の紀念とすべき者なく湮滅して傳はらざるなり、豈亦氣の毒千萬の事ならずや、

【解義】「今是文於是而不於是」今時の是と云ふ者

は、是と云ふ事を外面に伴り文りて、眞實の是を爲さず、即ち全く虚偽の所業なるを謂ふ、【故是不文】虚偽は永久ならずして敗露することを謂ふ、【則是而不文焉】此の是は上にある今は文於是而不於是と云へる虚偽の所業の是にして、眞の正當なる道理を指したる是にはあらず、乃ち初めに文りたる是も眞の美

なる文にあらざることを謂ふ、【而文與是】文と云へる名を以て、是に與へて、自から以て文ある是となすなり、此の節張注孫注共に譌脱ありて、未詳となし、注解を闕く、今王國運の説に據り、參するに鄙見を以て之が解釋をなすこと右の如し、

經上篇原文

墨子の經、及び經說の各上下、合せて四篇の文は、既に其篇中に讀此書旁行とあるが如く、もと一種の讀方あれども、支那の書に於て、他に類例少きを以て、世或は如何になさば可ならん乎と疑惑を懐く者もあらんと思へば、今左に經上一篇の原文を掲げ、次ぎに清の畢沅が考定せる旁行文章を參據して、聊か之に訂正を加へし者を載せ、以て讀者の參考に資す、尙他の三篇は此を以て類推すべし、今茲には文長ければ略す、

故所得而後成也止以久也體分於兼也必不已也知材也平同高也慮求也同長以缶相盡也知接也中同長也恕明也厚有所大也仁體愛也日中而南也義利也直參也禮敬也圓一中同長也行爲也方柱隅四謹也實榮也倍爲二也忠以爲利而強低也端體之無序而最前者也孝利

親也有閒中也信言合於意也閒不及旁也何自作也繡閒虛也謂作嘽也盈莫不有也廉作非也堅白不相外也令不爲所作也攫相得也任士損已而益所爲也似有以相攫有不相攫也勇志之所以敢也次無閒而不攫攫也力刑之所以奮也法所若而然也生刑與知處也何所然也臥知無知也說所以明也夢臥而以爲然也攸不可兩不可也平知無欲惡也辯爭彼也辯勝當也利所得而喜也爲窮知而饒於欲也害所得而惡也已成亡治求得也使謂故譽明美也名達類私誹明惡也謂移舉加舉擬實也知聞說親名實合爲言出舉也聞傳親且言然也見體盡君臣萌通約也合缶宜必功利民也欲缶權利且惡缶權害賞上報下之功也爲存亡易蕩治化罪犯禁也同重體合類罰上報下之罪也異二體不合不類同異而俱於之一也同異交得放有無久彌異時也守彌異所也聞耳之聰也窺或有前不容尺也循所聞而得其意心之察也盡莫不然也言口之利也始當時也執所言而意得見心之辯也化徵易也諾不一利用

損偏去也服執說巧轉則求其故大益僂規祗法同則觀其同庫易也法異則觀其宜動或從也止因以別道讀此書旁行舌無非

考定經上篇

先づ上段を右より左に讀みて最終に至り次に下段に移りて亦右より左に讀み行くべし、左傍に線を施せるは訂正せし符號なり、

故所得而後成也

體分于兼也

知材也

慮求也

知接也

恕明也

仁體愛也

止以久也

必不已也

平同高也

同長以舌相盡也

中同長也

厚有所大也

日中正南也

此三項は
連れて一
項となす

義利也

禮敬也

行爲也

實榮也

忠以爲利而強君也

孝利親也

信言合于義也

佞自作也

誚作賺也

廉作非也

令不爲所作也

任士損己而益所爲也

勇志之所以敢也

直參也

圓一中同長也

方柱隅四維也

倍爲二也

端體之無序而最前者也

有間中也

閒不及旁也

纏閒虛也

盈莫不有也

堅白不相外也

摠相得也

毗有以相摠有不相摠也

次無閒而不摠也

力形之所以奮也
 生形與知處也
 臥知無知也
 夢臥而以爲然也
 平知無欲惡也
 利所得而喜也
 害所得而惡也
 治求得也
 譽明美也
 誹明惡也
 舉擬實也
 言出舉也

法所若而然也
 何所然也
 說所以明也
 彼不可兩不可也
 辯爭彼也辯勝當也
 爲窮知而儼于欲也
 爲存亡易蕩治化
 已成凶
 使謂故
 名達類私
 謂移舉加
 知聞說親名實合爲
 聞傳親

此二項は
連れて一
項となす

此二行は
別ちて二
項となす

且言然也
 君臣萌通約也
 功利民也
 賞上報下之功也
 罪犯禁也
 罰上報下之罪也
 久彌異時也字彌異所也
 窮或有前不容尺也
 盡莫不然也
 始當時也
 化徵易也
 捐偏去也

見體盡
 合否宜必
 欲否權利且惡否權害
 爲存凶易蕩治化
 同重體合類
 異二不體不合不類同異而俱
 于之一也同異交得知有無
 聞耳之聰也
 循所聞而得其意心之察也
 言口之利也
 執所言而意得見心之辨也
 諾不一利用
 服執說言利巧轉則求其故大益

此二行は
連れて一
項となす

此二行は
別ちて二
項となす

益環氏也

庫易也

動或徒也

讀此書旁行正無非

下段に移すべし

法同則觀其同

法異則觀其宜

止因以別道

正無非

讀此書旁行

經總論
經上下經說上下の四篇は、文辭の孤峭峻奇なるや、既に讀者をして難攀躊躇の思を起さしめ、意義の深幽高玄なるや、又講者をして心を探討尋釋に勞疲せしむ、加ふるに一種旁行の讀方ありて普通文章を以て視るべからざれば設ひ墨學をして西漢以後盛大流行するに孔教の如くならしむるとも其の徒に文豪鉅子韓昌黎の輩在らしむるとも亦決して其の信屈聲牙の文を以て彼周詰般盤の下に置かざるべし、況んや、武帝以來の壓抑廢絶に逢うて、墨子其人の傳記すら且史乘に詳かなると能はず、(史記に墨子の傳なし已に本書

序說に云へり)尙奚んぞ其書の讀不讀を世に問ふに迫あらんや、さらば晋の魯勝が墨辯を輯めて經說を以て經の各章に附比するや、亦已に其の自言の如く疑者闕之の已むを得ざるに出でしめたるは、當時墨學が如何に世主の壓迫を蒙り其書の散棄せられて復た尋ぬべからざる歟を想見するに足れり、古來支那書籍の三大厄の一に數へられたる永嘉の亂(西晋の末五胡侵略し歷世の圖書散亡殆ど盡く周秦漢傳來の書の闕佚絶滅せるは多く此時にあり)以前に在りて墨書の厄に逢ふや已に此の如くなれば、其の後の事情は復た架說を要せずして知るべきなり、されども天地

間の眞理は眞理として終に時世の好不好に由りて動かすべきにあらず、魯勝は曰く、名者所以別同異明是非道義之同、政化之準繩也、孔子曰、必也正名、名不正則事不成、墨子著書作辯經以立名本、惠施公孫龍祖述其學、以正刑名、顯於世、孟子非墨子、其辨言正辭、則與墨同、荀卿莊周等皆非毀名家而不能易其論也、蓋し辨名の已む可からずして、墨子の最も力を此に盡くして辯經の著あるは、其の徒に詭辯を當世に弄して快愉を一時に取るの比にあらざるや、豈亦彰然較著なる者にあらずや、孫星衍は曰く、經上下略似爾雅釋詁文而不解其意、指又怪、漢唐以來通人碩儒博貫諸子、獨此數篇莫能引其字句、以至于今傳寫譌誤更難、鈎乙之、是れ經上下の文體は一種の辭書體に似て、而も其の意指を解すること、辭書の明瞭なるが如くならずして、古來の學者何人も之を引用するなく、今日に至りては傳寫脫誤多くして句讀すら困難なるを云へるが、洵に孫氏の言の如く、支那我朝を問はず、博識碩學の士は古今固より多けれども、其の言の墨子に及べるは鮮く、殊に經上下に至りては、皆誤脫文多く不可解の書として、黜けて顧みざるが、殆

んど今日學者の常態なり、適、篤志の先輩ありて二三の注解なきにあらざれども、前きに述べしが如く、其の種一の讀方あるを知らざるよりして、折角苦心の末に成れる解釋も終に不用に屬する遺憾あるを免れざるなり、輒近に至りて墨學を言ふ者稍、衆く、經經說の讀方の旁讀すべきを知ると共に、篇中所述の說の往往多く泰西新傳の科學と一致をなし、而も其の年代の遠く古しへに在るを以て、溫故知新の士、墨子書中殊に意を經上下に注ぐ者、將さに益、衆からんとす、されば其の發明の出で、後世を裨益する者亦必らず近きにあるべきか、孫仲容は曰く、經上下經說上下四篇皆名家言、又有算術及光學重學之說、精妙簡奧、未易宣究、其堅白異同之辯、則與公孫龍書及莊子天下篇所述、惠施之言相出入と、黃紹箕曰く、經上下の四篇、兼及幾何算學光學重學、則又今泰西之所以利民用而致富強者也(下略)と、今本書の本文に就きて、之を驗するに誠に孫黃二氏の言の如き者あり、然れども元來支那古代の學說は、泰西科學の新說に合ふ者亦頗る衆し、獨り墨子のみならず、而して墨子に幾何算學光學重學の學理に合へる說あればと

て墨子の本指は固より此を以て世に著はさんと欲するにあらざる、乃ち其の理に比伴附麗して、辯學の説を發揮せんと欲するなり、魯勝は又之を論じて曰く、名必有形、察形莫如別色、故有堅白之辯、名必有分、明分莫如無、故有無序之辯、是有、不是、可有、不可、是名、可、兩可、同、而有異、異、而有同、是之謂辯、同、異、至同、無、不同、至異、無、不異、是謂辯、同、辯、異、同、異、生、是非、是非、生、吉凶、取辯於一物、而原極、天下之汗隆、名之至也、乃ち名を辯論を立つるは、有形無形を兼ねて、其の眞理を研窮して、是非同異を明かにせざる可からざるを以て、各、其の事物に就いて、比伴附麗して、斯の著ありし所以を語れる者なり、嗚呼文辭の峭峻意旨の幽玄斯の如くなれば、方今の世、篤學好古の士にあらざるば、吾其れ誰と與に之を研鑽するを得ん、

經說總論

墨子の辯經吾未だ其の何の故に此篇に限り讀此書宜旁行と篇末に古人が教ふる如く、一種の讀方を爲さざる可からざるかを知らず、但支那の古代に於て、文章の堅讀せずして横讀する者は、其の類亦他に絶

成せるが如くなせし者ならんか、今や魯勝の輯めし者は散佚すること久しければ、詳かにするに由なし、然れども今や經及經說を通覽するに、經の宜く説に入るべく説の宜く經に入るべきに似たる者亦尠からず、蓋し其の就附の際若くは後人の復合の時に當りて、彼此錯互して訂正に及ばざる者あるのみならず、章句の斷割せられて別文と爲れる者あらん、他章に混亂して本義を失ひし者あらん、前後複重して削るに暇あらざる者あらん、故に此篇を讀む者は宜く其の疑はしきを闕きて、其の餘を明かにすべし、必しも徒に心力を、讀み難く解し難く、誤説多き文章に勞せずして可なり、

抑も吾亦竊かに思ふに經上と經下の二篇は同じく是れ辭書的文章なるに、何が故に特に分ちて二篇となせしか、此亦古人の未だ曾て説き及ばざる所なるが、今之を經說上下に照して案するに、經上經下の二篇、固より同じく辭書的文章なれども、著者主意の存する所は、各相同からず、經上一篇は言ふまでもなく殆んど純然たる辭書(中に三四下篇の錯亂の疑あれども)なれども經下の篇に至りては、亦殆んど後世の隨

えて無きにはあらず、漢の司馬遷の三代以下の年表を作りて史記に入る、や其の三代世表に叙して、余讀諫記、黃帝以來皆有年數、中略於是、以五帝繫諫尙書集世紀、黃帝以來訖、共和爲世表と云はれて、上下八欄に分ち旁行斜上の文を以て黃帝以來の世次を記せり、其の文今の史記に在り、劉知幾は桓君山の言を引きて太史公三代世表旁行斜上並効、周禮と云へり、されば周代以前にありて、一種の旁行的文章ありしことは亦以て見るべし、而して未だ譜表の外何等の物に用ひしかを審かにせざる也、されど今や墨子の經上下經說上下の文を讀むに、旁行すれば稍、文辭の尋ねべく意義の明かにすべき者あるを覺ゆれども、然らざる時は、文義共に支離滅裂して殆んど解する能はざるなり、魯勝の墨辯序に據れば、墨辯有上下經、經各有說、凡四篇、其書衆篇、墨子の他篇連第、故獨存今引說、就經各附、其章疑者闕之と云へり、されば是の時經上下と經說上下とは、もと各別に篇を成せるを經說を割きて經の各章に附して讀者に便にするに宛かも晋の杜預が春秋左氏傳を分ちて、其の經文に附して今の春秋經傳を并載する左氏傳の書を

筆的若くは講義的文體の傾きありて、必しも經上篇の如く逐一に其の文辭の定釋をなせしにもあらず、概念的に記するあり、分解的に書するあり、頗る無造作に錯雜拉し來りて隨思隨言の筆に成るに似たり、乃ち每節大抵必らず説在某の語を末に置きて自から其の大意を注釋せしが如きは經上の文體と既に同じからず、而して經說はもと經を説かんが爲の作なれば、其の經既に上下に隨うて同じからざれば、經說の上下亦自から同じからず、蓋し之を要するに、經は墨子の自著にして經說は墨學を奉ずる者の經義敷衍の爲めに作りし者なり、莊子の天下篇に相里勤之弟子、五侯之徒、南方之墨者、苦獲、已齒、鄧陵子之屬、俱誦墨經、而倍謫不同、相謂別墨、以堅白同異之辯、相背以簡、偶不作之辭、相應とあり、謂ゆる經說の作、亦安くに斯徒の手に出でざることを知らんや、世の篤學家、本篇を讀むに方りて、試に尋釋一番せば、其の義亦思ひ半ばに過ぐる者あらん、

經下篇存異

【止類以行之】舊本に之を人に作る、今孫校に據りて改む、【牛馬與】舊本に馬を鳥に作る、今孫校に據りて

改む、【色肝肺子】舊本に色を包に作る、今孫枝に據りて改む、【不以人足爲非】舊本に足を是に作り不の字なし今王闔運の説に據りて改む、【廣與脩】舊本に脩を循に作る、今俞校に據りて改む、【一在偏去之】舊本に之の字なし今孫枝に據りて改む、【若假與義】舊本に不若敷與美に作る今同上、【慶與霍孰高】霍舊本に霍に作る、今張校に依りて改む、【推慮不疑】舊本に推を擯に作る今孫枝に據りて改む、【柿從削非巧也】舊本に柿を沛に作る今同上、【若石羽循也】舊本に循を循に作る今同上、【是不可智也遇也】舊本に愚に作る今同上、【以己爲然也與過也】舊本に過を愚に作る今同上、【宇或徒】舊本に徒を從に作る、今畢校に據りて改む、【說在空區】舊本に空を寡に作る今同上、【下者之人也高】下者より以下二十八字舊本は下文の景光之人照若射の下にあり、今孫枝に據りて此に移す、【臨鑑位】舊本に臨の字なし、今主校に據りて補ふ、【去亦當俱用北】舊本に亦を介に作る今孫枝に據りて改む、俱用の間一の俱の字を衍す、今意を以て削る、【鑿者之具】舊本に鼻に作る、今孫枝に據りて削る、下の景之具の具の字亦同じ、【位景二】舊本に位を住に作る、

今同上、【說在地击遠近】舊本に地を地に作る今同上、【大小於木】舊本に大を木に作る今同上、【景多寡貌能白黑】舊本に多の字なし今孫枝に據りて補ふ、【大而必舌】舊本に大を天に作る今經說に據りて改む、【行脩以久】舊本に脩を循に作る、今張校に據りて改む、【負而不撓】舊本に負を貞に作る、今孫枝に據りて改む、【故橋負衡木】橋を舊本に招に作る、今同上、【右權交繩】舊本に權を枝に作る今同上、【契與收說在權】舊本に收を枝に作る權を薄に作る今同上、【繩制之也挈若不以錐刺之】舊本に繩制挈之也若以錐刺之に作る、今意を以て改む、【倚者不可止說在梯】舊本に止を正に作り梯を刺に作る、今孫枝に據りて改む、【兩輪爲高】舊本に爲の字なし今孫枝に據りて補ふ、【引其後】舊本に弦其前に作る今同上、【載引其前載引其軸】舊本に兩の引の字俱に弦に作り軸を軸に作る、今同上、【倚倍拒擊邪】舊本に擊邪を擊邪に作る今同上、【則不止】舊本に止を正に作る今同上、【柱之必住】舊本に柱を推に作る今同上、【未變而名易反也】舊本に反を收に作る今同上、【說在弗必】必を舊本に心に作る、今同上、【無不讓也不可說在殆】舊本に殆を始に作る今孫枝に

據りて改む、【故謂有智】舊本に謂の字なし、今同上、【說在以二參】舊本に參を案に作る今楊校張校に據りて改む、【有智吾所无舉是重】舊本に无の字是の字なし今同上、【說在卷】舊本に卷を春に作る今同上、【狗犬遺者】舊本に遺を貴に作る今同上、【所卷也其執固不可當也】舊本に卷を春に作り執を執に作る今同上、【所存與存者】舊本に存者の字なし今意を以て補ふ、【其說在主】舊本に駟異說に作る今張校に據りて改む、【合之成水木離土】舊本に合之成水木離木に作る今孫枝に據りて改む、【人堂中在】舊本に大堂中在に作る今同上、【其人其所】兩の其の字舊本に一は兵に作り、一は長に作る今同上、【某子所存者也】某を舊本に其に作る今同上、【據存者】存を舊本に在に作る、【惡所存也】舊本に所を可に作る今孫枝に據りて改む、【無欲惡之無益損也】舊本に無を爲に作る今張校に據りて改む、【或欲不有能傷】舊本に或者欲不有能傷也に作る今孫枝に據りて改む、【則唯恐弗治也】舊本に恐を恕に作る今同上、【且怒人】舊本に怒を恕に作る、【火不熱】舊本に必熱に作り火の字なし今同上、【說在視】舊本に視を頓に作る今同上、【以目見火】舊

本に火の字なし孫枝に據りて補ふ、【說在以明】舊本に明を名に作る、【輕重而髮絕】舊本に重の字なし今孫星衍の説に依りて補ふ、【任於今而處於古】舊本に任を生に作る今孫枝に據りて改む、【指是霍也】霍を舊本に霍に作る今張校諸葛校に據りて改む、【使段義說在使】舊本に段を段に作る今諸葛校に依りて改む、【義使使義不使】舊本に兩の義を我に作り使使を使我に作る、今孫枝に依りて改む、【假義亦使假不義亦使假】舊本に殿戈亦使殿不美亦使に作る、今孫枝に據りて改む、【荆之有也則沆淺】舊本に有を具に作り沆を沈に作る今同上、【其沆淺也說在有】舊本に沆を沈に作り有を具に作る、今孫枝に據りて改む、【以楹爲搏】舊本に楹を楹に作る、今同上、【可用遇件】舊本に遇を過に作る、今孫枝に據りて改む、【成續屢遇推】舊本に續を繪に作り遇を過に作る今同上、【與成推遇續屢同遇件也】舊本に兩の續の字俱に繪に作り遇を過に作る今同上、【舌而可擗】舊本に擗を擔に作る今同上、【宇也者進行】舊本に宇を字に作る今同上、【行脩以久】舊本に脩を循に作る今張校に據りて改む、【牛性與馬惟異】舊本に性を狂に作る今俞校に據りて改む、【牛之

與馬不類【舊本に牛の字なし今王校に據りて補ふ、
 【唱無過無所用若種】舊本に過を過に作り用を周に作
 り種を種に作る、今孫校に據りて改む、【功必寡】舊本
 に功の字なし今同上、【智多而不效】舊本に多の字な
 し、今孫校によりて改む、【恩或厚或薄】舊本に恩の字
 なし今意を以て補ふ、【人之言可】舊本に之人を出
 入に作る今同上、【必不當】舊本に當を審に作る今同
 上、【唯謂是寃可也】舊本に唯を惟に作る今孫校に據
 りて改む、下句の二の唯の字亦皆同じ、寃を寃に作
 る、今意を以て改む、【可盡不可盡】舊本に此の下不可
 盡の三字を衍す、今畢校に依りて削る、【而必人之可
 盡人之可盡】舊本に下の人之可盡の四字なし、今孫校
 に據りて補ふ、【人若不盈无窮】舊本に无を先に作る、
 今王校に依りて改む、【不智其數惡智民之盡之也】舊
 本に不智の下に二の字あり、今意を以て削る、之を文
 に作る、今孫校に據りて補ふ、【說在韻作】舊本に韻作
 を件顔に作る、今孫校に據りて改む、【學之無益也】舊
 本に益の字なし、今孫校に據りて補ふ、【是使智不知
 學之無益也】舊本に不知の字なし無の字なし今意を
 以て補ふ、【非誹者詩】舊本に詩を諱に作る、今孫校に

據りて改む、【物甚不甚】舊本に甚を寃に作る、今孫校
 に依りて改む、【說在不文】舊本に文を州に作る、今王
 闕運の説に依りて改む、

墨子卷之十一

大取第四十四

大取の名、畢注は篇中に利之中取大を言へる
 は、即ち大取の義なりと解し、又聖人の厚葬は、
 固より其の親を利し、盛樂は其の子を利する所
 以なれども、節葬非樂は利尤も大なれば、墨者固
 より之を取ると云ひ、篇中の以臧爲其親也而
 愛之云々の句を解し、臧は即ち臧の字にして埋
 藏の義なり、葬親の事を謂ふとなし、天下の大利
 として節葬の説を取るべきを言ふとなせども
 孫注に據れば本篇と下篇とを以て、亦墨經（墨經
 説）の餘論にして、其の本篇を大取と名づけ、下
 篇を小取と名づけしは、取譬の取と同じく、他の
 類例の義を取りて、此の本旨を譬曉する意味に

解釋し、尙ほ小取篇に以類取以類予とあるは、
 即ち其の義なり、篇中に凡そ臧を言ふ者、皆臧獲
 を指して言ふ、畢注は竝に葬親を以て釋す、故に
 此亦厚葬節葬の説あり、竝に謬ると云へり、今按
 するに、本篇下篇共にもと墨經の餘論にして、經
 の未だ盡さざる所を說釋し、又類に觸れて言及
 し、以て彼此の間に演證とすべき者尠からず、
 但文章殘缺、意義の明瞭を闕けるは、孫注も此篇
 文多不相屬蓋皆簡札錯亂今亦無以正之と云はれ
 て解釋に苦みしが如く、錯簡誤字頗る衆し、今頗
 る訂正を爲せども、其の考定詳説に至りては他
 日を待ちて爲さん、

天之愛人也、薄於聖人之愛人
 也、其利人也、厚於聖人之利人
 也、大人之愛小人也、薄於小
 人之愛大人也、其利小人也、厚於
 小人之利大人也、

【大意】 天と聖人とを比較し、大人と小人とを比較
 し、前者人を愛するは俱に薄く、後者の人を利するは
 俱に厚きを言ふ、一是一非、互に相擧げ、論を立つ、是
 れ一篇の構造概ね然りとす、

【通釋】 天は自然に任かせ、無爲にして、能く萬物を
 化育す、聖人は人力を以て政を爲し教を施して、萬民
 を治む、故に之を外より觀れば天の人を愛すること
 は、聖人の人を愛するよりも薄く見ゆ、されど無爲は
 至らざる所なく、政教は及ばざる所あり、故に天の人
 を利するは其結果は却つて聖人の人を利するより厚
 し、大人は天體を治めて小事に區々せず、小人は之に
 反す、故に大人の小人を愛するは、小人の大人を愛す
 るよりも薄く見ゆ、されど其の結果として大人の小
 人を利益するは矢張り小人の大人を利益するより厚
 きなり、

【解義】 【大人】身分高き人なり、有徳の大人にあら
 ず、【小人】身分賤き人なり、品性悪しき人にあらず、
 以臧爲利其親也而愛之、非愛
 其親也、以臧爲利其親也而利

之、非利其親也、以樂爲利其子、而爲其子欲之、非愛其子也、以樂爲利其子、而爲其子求之、非利其子也、

【大意】 臧と親とを對待とし、以て間接の愛利は、愛利となしがたく、音樂と其子との關係を擧げ、以て愛利の道を得ざれば愛利の益なくて害あることを説く、

【通釋】 臧即ち奴僕が吾が親に善く事ふるが爲に吾れ因りて奴僕を愛すればとてそれが直切に吾れ其の親を愛するに非ず、奴僕が吾が親に利益を予ふるが爲に吾れ因りて奴僕に物を資給して利すればとてそれが直切に吾が親を利するに非ず、何となれば臧即ち奴僕と吾が親とは同じからざれば也、音樂が其の子に快樂の利を予ふるを爲すを以て、其の子の爲に之を欲し望むは、其の子を愛するに似て實は愛するに非ず、音樂を以て其の子を利益せんとして、其の子

生利若一、非無擇也、

【大意】 形體上に就きて、輕重あることを論じ、物の取捨選擇を怠る可からざることを言ふ、

【通釋】 相分かれて形體となりたる者の中に就きて其の何れが輕きか何れが重きかを計量するを權といふ、權とは故意に是を爲すにも非ず、また故意に非を爲すにもあらず、權は本來重きを重しとし、輕きを輕しとする公平正直なる者なり、人の此の世に處する一日も、此の權なかるべからず、造次にも顛沛にもよく此の權を持ち、利を取り害を捨てざるべからず、今危難に遇ひ多少の傷害は免るべからずとせんか、かゝる時人體中輕き指を斷ちて重き腕を存するは即ち利の中に於て比較的其の大なる者を取り、害の中に於て比較的其の小なる者を取りたる也、害を免るを得れば則ち可、苟も免るを得ざれば、其の害の最も小なる者にて事済むより利なるはなし、此の際に於ける害の小なる者は、やがて利の大なる者なり、されば害の中に於て其の小なる者を取りたるは、害を取りたるに非ず、實は利を取りたるなり、則ち利を取

の爲に更に進んで音樂を求むるは、亦其の子を利するに似て實は利するに非ず、音樂を欲し求めて其の子に學ばせた結果は、唯、無用の費を要するのみならず、却つて其の子を淫靡の風に導く、此の類皆小人の愛のみ、

【解義】 【以臧爲其親而愛之】臧は奴僕のこと、方言に臧獲奴婢賤稱也とあり、尙ほ小取篇に詳かにす、於所體之中、而權其輕重之謂、權、權、非爲是也、亦非爲非也、權正也、斷指以存擊、利之中取大、害之中取小也、害之中取小也、非取害也、取利也、其所取者、人之所執也、遇盜人、而斷指、以免身、利也、其遇盜人、害也、斷指與斷腕、利於天下、相若無擇也、死

りたるなりといふと雖も、未だ之を取らざるの利なるには若かず、從つて其の取りたる所の者は害にあらずといふべからず、然れども是れは皆人の執りて免るゝ能はざる所なれば、又未だ直に之を害と爲す可らず、且つ盜人に遇ひて殺傷せられんとせし時、最も輕き指を斷ちて最も重き身命を免れたるは利なり、是れ萬人の認むる所、然れども其の盜人に遇ひたるは害なり、乃ち知る利害は必ず相伴ふ、害を離れて利存せず、故に利害の中其の大小を權して利は大に害は小に就くを要す、指を斷つと腕を斷つとは、其の利害の大小大に異なるが如きも、これを天下に於ける利益の上より大觀すれば、相若きて擇ぶ所なし、されど死生に至りては、其の利相若きて一の如き場合と雖も擇ぶ所なきに非ず、即ち必らず死を捨て、生を取るなり、輕重の中更に輕重あり、之を權する慎まざるべからず、

【解義】 【所體之中】經上に體分於兼也とあり衆體を并せば兼と謂ひ、之を分てば體と謂ふ、所體とは所分と云ふが如し、【斷指以存擊】擊は腕なり、古文擊は腕に作る、

於事爲之中而權其輕重之謂
求、求爲之、非爲之也、利之中取
大、害之中取小、求爲義、非爲義
也、不可正而正之爲暴人語、天
之爲是而性爲暴人、歌天之爲
非也、諸陳執既有所爲而我爲
之陳執、陳執之所爲、非因吾所
爲也、若陳執未有所爲而我爲
之陳執、陳執之所爲、因吾所爲
也、暴人爲我爲天之以非爲是
也、而性利之中取大、非不得已
也、害之中取小、不得已也、不得

已而欲之、非欲之也、於所未有
而取焉、是利之中取大也、於所
既有而棄焉、是害之中取小也、
義可厚、厚之、義可薄、薄之、之謂
倫、列德行、君上老長親戚、此皆
所厚也、爲長、厚、不爲幼、薄、親、厚
厚、親、薄、薄、親、至、薄、不、至、義、厚、親、
不稱行、而類行、

【大意】 此れ物事を行はんとするに當りては、善く
其の輕重を權りて義に叶はんことを求むべきことを
言ふ、

【通釋】 人の行爲の事共の中に於て、其の輕重を計
量するを求と謂ふ、求とは此より之を爲さんと求む
ることにして、今已に之を爲せるにあらず、故に利の
中に於て大を取り害の中に於て小を取るは義を爲さ

んと求むることにして、義を爲すにあらず、即ち此に
由りて義をなさんとするなり、此れ直ちに義たるに
はあらず、今や吾が行はんとする物事に於て、權を以
て正すべからざるに、而も強ひて之を正ださん乎、
必らず扞格して相行はれざるべし、例へば暴人の
爲めに天道は是たり而して降りて人の性たりと語る
は是れ反りて彼の暴人の爲めに天道の非たることを
鼓吹する者なり、凡そ諸の陳執すること、世の既に爲
せる事を、我今之を陳執するときは、陳執せしより起
りしことは、吾が始めて爲せし事に因るにあらず、乃
ち舊來の傳説に因るなり、若し我が陳執すること、
世に未だ爲さざる事を、我今之を陳執するときは、凡
そ陳執せることは、皆我の責めに歸し、之を妨害なり
と思へる暴人達は、事の善にまれ惡にまれ、皆我に因
るとなし、必らず益、我（君子）の説の行はれざるや
うに企て、世に吹聴し我が天道の是が乃ち人の性
たることを言へるを逆さまに世に吹聴して我（君子）
は天道の是なるを誣ひて非となし是が乃ち人の性た
りと言へりと謂はん然るときは我の暴人の爲めに説
きし者は反りて暴人の暴を助長する機となる也、去

れども利の中に於て大を取るは已むを得ざるにあら
ず、害の中に於て小を取るは已むを得ざるなり、已む
を得ざるは吾が本心の欲するにあらず、今や所未有
に於て之を取るは是れ利の中に於て大を取るなり、
乃ち積極的進取なり所既有に於て之を棄つるは、是
れ害の中に於て小を取るなり、乃ち消極的退嬰なり、
此の二者は俱に舍つべからず、時と場合とによりて
能く之が輕重を權りて行ふ、是れ義を爲すを求むる
者なり、故に義に於て厚くすべきは之を厚くし、義に
於て薄くすべきは之を薄くす、之を德行を倫列すと
謂ふ、君上老長親戚は、此皆義に於て厚くすべき所な
り、尊長には厚くし、並びに卑幼なるが爲めに薄くせ
ず、親しき續き合が厚ければ親くし、親しき續き合ひ
が薄ければ之を薄くす、然しながら親むことは極度
に至れど、薄くすることは極度に至らず、乃ち親む方
は及ぶだけ其の範圍を擴大にし、薄くする方は亦及
ぶだけ其の範圍を縮小にす、右の如くに義を以て親
を厚くするときは、其の行を一々擧げて言はざると
も、自然に似寄りたる行となりて、兼愛の旨亦因りて
達することを得べし、

【解義】「不可正而正之」上文の權の義を説きて權正也と云へり、不可正而正之とは不可權而權之と云ふと同じ、語天之爲是也而性性の上下に誘脱の字あるに似たり、孫注は性を惟に作るべし、惟は唯と通ずと云へども、上下の文仍ほ通じ難しと云へり、按ずるに此れ下文の天之以非爲是也而性の語と正反相對して、其の語法大體相同じ、墨子の文過簡にして蝸與なると往往此の如し、蓋し本と疑ふべき者なきなり、【爲暴人歌天之爲非也】上の爲の上に反の字ある意味にて看るべし、歌とは頌贊の意に用ふ、今我が邦人の鼓吹をなすと云へると同じ、既に前に見ゆ、倫列德行倫は等なり、列は等列なり、其の德行たるや義の厚薄すべきに因りて親の厚薄をなせるを以て德行を倫列すと云へるなり、【諸陳執】陳は布列なり、執は主持なり、言議を布列して主持すること、

爲天下厚禹爲禹也、爲禹之加於天下、而厚禹、不加於天下、若惡盜之爲加於天下、而惡盜不

加於天下、愛人不外己、己在所愛之中、己在所愛、愛加於己、倫列之愛己、愛人也、臧之愛己、非爲愛己之人也、有厚薄而毋倫列之、厚不外己、愛無厚薄、譽己非賢也、

【大意】偏曲の愛は取るに足らず、而して眞の兼愛は、亦自己を愛すべきことを説く、【通釋】天下の爲めに夏の禹王を厚く取り扱ふことは、禹王一身の爲めなり、禹王の洪水を治めし功德の天下に徧く加はり居るが爲め也、然しながら禹王を厚く取り扱ひたりとて、其の厚き取扱が天下全體に加はり及ぶにはあらざるなり、それは盜賊を惡むは其の害が天下に加はり居るが爲めにして、其の惡む所の心は天下に徧く加はらざるが如し、人を兼愛するは自己の身を外にせず、自己も天下の人の一人に

して兼愛する所の範圍内に在り、自己の身が己の人を兼愛する範圍内であれば、兼愛的の愛は自己の身に加はる也、義を以て厚くせる倫列の上に於て自己を愛するは、自己の天下の一人たるを愛するなり、奴僕が奴僕其身を愛するは奴僕其身が天下の一人たるを愛するにあらざる、乃ち彼等は唯だ自己あるを知るのみ、故に愛に厚薄の差ありて、之を倫列して博く衆に及ぼすことなし、以上の如き道理なるが故に君子の義によりて厚くせる愛は、自己の身を外にせず、而して愛には厚薄の差あることなし、妄に自己を吹聴して譽むるは、眞の賢者にあらざる、専ら禹王を厚くして天下に加はらざるが如き、一部の愛は取るに足らず、而して眞の愛は亦自己を外にせず、要するに天下のみを知りて自から賢に誇るべからず、要するに天下と自己と一體の身の如く、自己も天下の一人なることを承知して、愛に厚薄なきを務むるが、兼愛の本旨なり、

【解義】「倫列之愛己」上文の之謂倫列德行とあるを承けて云へるなり、即ち義によりて相親むの愛は、自己の情を本位として割り出だされたる者なれば、

己を愛するは亦人を愛することとなるなり、聖人惡疾病、不惡危難、正體不動、欲人之利也、惡人之害也、殺一人、以存天下、非殺人以利天下也、殺己以存天下、是殺己以利天下、聖人不爲其室、臧之、故在於臧、聖人不得爲子之事、聖人之法、死亡親爲天下也、厚親分也、以死亡之體、渴興利、興利爲己、天下之利驩、

【大意】此れ聖人の敢て自己に私せず、天下を兼愛することを言ふ、【通釋】聖人は平生に於ては、自己の疾病を惡みて、其の身を愛す、有事の際には、人の爲めに危難を惡み